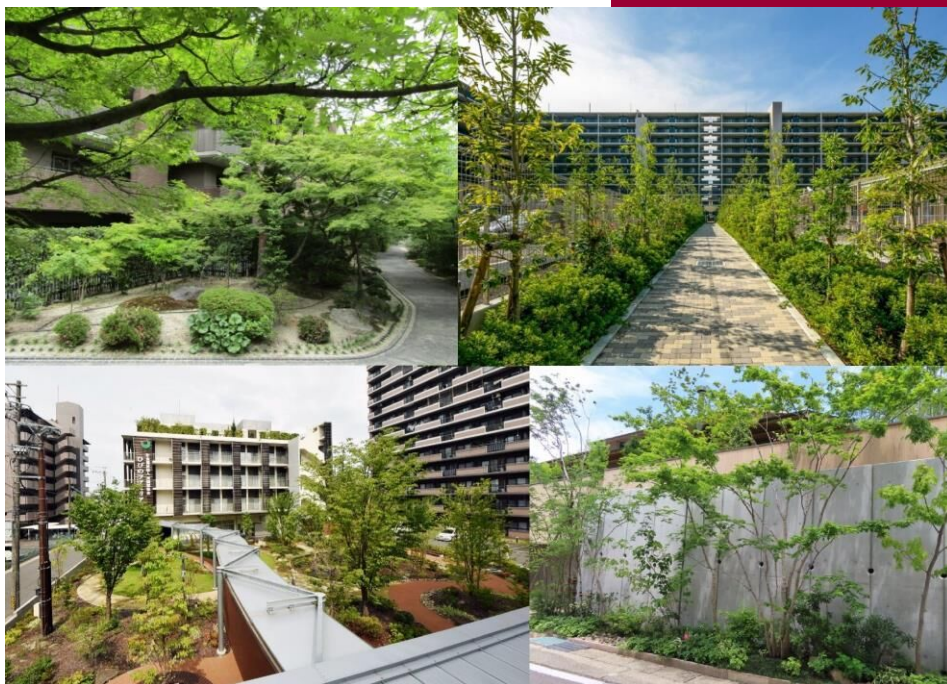


2022

緑化地域制度マニュアル

【① 申請手続編】



名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

2022/04/01

はじめに

近年、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、世界的に緑の重要性が再認識されています。加えて名古屋のような都会では夏の酷暑日や熱帯夜が年々増加しており、ヒートアイランド現象の緩和など、人々が安全・快適に生活するためにも緑の存在は欠かせません。

名古屋市は公園や街路樹の整備等により、平成2年から平成17年の15年間で、新たに約420haの緑を確保いたしましたが、市域全体では、民有地における土地利用の転換等により、中村区1つ分に相当する1,643haもの緑が失われました。今後、市域の緑を確保していくには、市・市民・事業者が共に手を携えて取り組んでいく必要があると考えております。

そのため、名古屋市では、一定規模以上の敷地を有する建築物の新築等を行う場合に緑化を義務付ける「緑化地域制度」を平成20年10月31日から導入しています。導入により、建蔽率や容積率などと並んで、「緑化率」が建築の際に守らなければならない要件となったことから、市民、事業者も参加する緑のまちづくりの第一歩に踏み出したと考えております。

緑化地域制度の施行にあたっては、緑を建築物に対する単なる規制条件として数値的に扱うのではなく、都市全体で共有する環境資産として捉え、より良質な緑化が維持されていくことが望まれます。そのためには、建築や造園、不動産などの業務に携わる実務者の方々の手元に、常に必要な知識がそろっていることが大切です。

本マニュアルは、緑化地域制度を分かりやすく解説することを主眼にまとめたものですが、施工や維持管理の面から各種の緑化提案をすることにより、個々の建築における環境や用途に見合った緑化が実現できるように編集しています。本書が緑豊かな名古屋市の実現に多くの方々が取り組む一助となるよう、広くご活用いただくことを切に期待しております。

なお、本書の刊行にあたっては、(社)愛知県建築設計事務所協会、(社)愛知県造園建設業協会、(社)愛知建築士会、(社)中部不動産協会、(社)東海住宅宅地経営協会、(社)名古屋建設業協会、(社)日本建築家協会東海支部、(社)日本造園建設業協会愛知県支部のご協力をいただきましたので、深く感謝申し上げます。

平成20年6月

名古屋市緑政土木局

(平成30年4月改訂)

(平成31年4月改訂)

(令和元年7月改訂)

(令和2年4月改訂)

(令和2年12月改訂)

(令和4年4月改訂)

(表紙写真 第3回なごやグッドグリーン賞受賞作品より)

目次

1.	緑化地域制度の概要	1
1-1	制度導入の背景	1
1-2	制度の概要	1
1-3	緑化地域の申請対象について	3
1-4	増築の取り扱いについて	4
1-5	既存制度の変更点	6
	(1) 総合設計制度	6
	(2) 風致地区制度	6
2.	緑化率の最低限度	7
	緑化率の最低限度一覧表	8
3.	手続きの流れ	11
3-1	手続き選択フロー	11
3-2	都市緑地法で規制される場合	12
3-3	緑のまちづくり条例で規制される場合	13
3-4	都市緑地法で規制される場合の手続きの流れ	14
	(1) 通常の場合	14
	(2) 適用除外対象物件の場合(都市緑地法)	15
	(3) 工場立地法対象物件の場合(都市緑地法)	16
3-5	緑のまちづくり条例で規制される場合の手続きの流れ	17
	(1) 通常の場合(緑のまちづくり条例)	17
	(2) 適用除外対象物件の場合(緑のまちづくり条例)	18
4.	書類の作成方法	19
4-1	主な手続きの種類と必要な様式	19
4-2	手続き様式集(記入例)	20
	申請書と緑化施設概要書に記載する数値基準	20
	記載事項変更届の提出規準について	21
(1)	緑化率適合証明等申請書	26
	条例規制の場合の記入例	29
	敷地が法規制区域と条例規制区域にまたがる場合の記入例	30
	建蔽率 80%以下の敷地における増築の場合の記入例	31
	建蔽率 80%超える敷地における増築の場合の記入例①	32
	建蔽率 80%超える敷地における増築の場合の記入例②	33
	市街化調整区域における増築の場合の記入例	34
	地区計画条例に基づく規制の場合の記入例	35
(2)	緑化率適用除外許可申請書	36
(3)	緑化施設概要書	38
(4)	申請書等記載事項変更届	40
(5)	緑化施設工事完了届	42
(6)	申請取下届	44
(7)	工事取止届	45
(8)	緑化施設工事完了延期認定申請書	46
5	添付図書の作成方法	48
5-1	緑化率適合証明等申請時	48
(1)	用途地域図等	48

(2)	配置図（求積図・面積計算書）	50
(3)	緑化施設の詳細を示す書面	62
5-2	緑化施設工事完了時	65
(1)	竣工図	65
(2)	写真	66
(3)	緑化の詳細を示す書面	62
5-3	緑化施設工事完了延期認定時	71
6.	緑化面積の計算方法	74
6-1	緑化面積の考え方	74
6-2	緑化の種類ごとの面積計算方法	76
(1)	樹木（S1）	76
(2)	芝、その他の地被植物で表面が被われている部分（S2）	81
(3)	池・水流等（S3）	83
(4)	花壇等（S4）	84
(5)	土留・園路等（S5）	85
(6)	屋上緑化（S6）	87
(7)	壁面緑化（S7）	88
(8)	特殊な緑化	93
7.	緑化助成制度の紹介	94
7-1	公的助成制度	94
	名古屋市民有地緑化助成事業（みどりの補助金）	94
	名古屋緑化基金建築物等緑化助成制度	94
7-2	公的融資制度	95
	名古屋市中小企業融資制度	95
	環境保全・省エネルギー設備資金融資	95
7-3	優良認定の制度	96
	NICE GREEN なごや（名古屋市緑化施設評価認定制度）	96
	SEGES（社会・環境貢献緑化評価システム）	97
8.	Q&A	98
(1)	手続について	98
(2)	増築について	101
(3)	緑化率について	102
(4)	緑化計画について	104
(5)	面積計算について	105
(6)	維持管理について	106
(7)	その他	108
9.	チェックリスト	109
10.	緑化地域制度・緑化地域制度マニュアルの改正概要	115
11.	語句の説明	117

1. 緑化地域制度の概要

1-1 制度導入の背景

都市の緑は、ヒートアイランド対策や自然とのふれあいの場となるなど、良好な生活環境を保つ上で欠かせない市民共有の財産です。しかしながら、近年、名古屋の緑は減少し続けており、特に市域の約 2/3 を占める民有地の緑の減少が顕著です。

このような中、平成 17 年度に「緑のまちづくり条例」が施行されました。本条例では、「市民等との協働」「緑の保全」「緑の創出」を3つの柱とし、さらに緑の保全と創出を市・市民・事業者の責務としています。また緑のまちづくりをすすめるための方策として、緑化地域の活用に努めることもうたわれています。

そこで、名古屋市では、平成20年10月31日に、市・市民・事業者の全てが協働して緑を創出する重要な施策として、「緑化地域制度」を導入しました。

1-2 制度の概要

(1) 緑化地域制度とは

緑化地域制度は、市街地などにおいて効果的に緑を創出していくために、一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築※を行う場合に、都市計画に定められた割合以上の緑化を義務付ける規制を行うもので、都市緑地法第 34 条に規定されています。

同様の制度として地区計画に都市緑地法第 39 条第 1 項の規定に基づき緑化率を条例で定めている制度があります。

(「緑化地域制度マニュアル【③法律・解説編】」参照)

※増築は、増築後の床面積の合計が、緑化地域制度の都市計画告示日(平成 20 年 10 月 31 日)における床面積の合計の 1.2 倍を超えるものが対象になります。

平成 30 年 4 月 1 日から、建蔽率が 80%を超える敷地(建蔽率の指定のない敷地を含みます)の増築については、一部取り扱いが異なりますのでご注意ください。(P4 参照)

(2) 建築確認との関連

緑化地域制度及び地区計画で定められた緑化率に関する規定は、建築基準関係規定とみなされます。したがって、建築行為を行う際の建築確認において審査される事項となります。そのため、建築確認や完了検査の際に、緑化率の最低限度の規定に適合している必要があります。また、対象の敷地に建築物がある限り、緑化率の最低限度に適合し続けること(維持保全義務)が必要となります。

建築申請と緑化地域制度について

都市緑地法による規制は、建築基準関係規定とみなされます。

建築基準法施行規則では、緑化地域の該当建築物では、確認申請書に規定の緑化率を満たしていることを証する書面を添付することになっています。そのため、確認審査機関に**確認申請前に、緑化率適合証明等通知書の交付を受ける必要があります。**

また、建築完了検査を受けるまでに 緑化施設に関する工事を完了していることが必要です。緑化施設の現地完了検査は建築主事・指定確認検査機関で行いますが、完了時の緑化率の確認・認定は名古屋市で行います。そのため、**完了検査前に、緑化施設工事完了確認証明通知書の交付を受ける必要があります。**

(3) 対象物件 (P3参照)

●区域

市街化区域の全域を都市緑地法に基づく緑化地域として指定し、緑化率の最低限度を定めます。

●対象となる敷地面積

対象となる建築物の敷地面積を 300 m²以上とします。

ただし、近隣商業地域、商業地域等、建蔽率が 60%を超える敷地では、土地利用に配慮して、500 m²以上の敷地を対象とします。

地区計画で緑化率が定められている場合は最低敷地面積が 30 m²以上となります。

敷地面積が対象となる敷地面積を下回る場合は、確認申請書の合議(いわゆる裏判、裏書)を含め、手続きは不要です。

●緑化率の最低限度

緑化率の最低限度は、各用途地域に定められた指定建蔽率(建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度)に応じて、10%~20%の範囲で段階的に定めます。

緑化地域制度と地区計画について

緑化地域制度の場合、対象となる建築物の敷地面積 300 m²以上が対象ですが、地区計画において緑化率の最低限度が定められている場合、30 m²以上が対象になり、緑化地域制度との大きな違いとなっています。

地区計画により緑化率が定められている建築物についても、緑化地域制度の適用を受ける対象敷地面積以上の場合、緑化地域制度による緑化率の最低限度も定められます。二つの異なる緑化率が出てきた場合、どちらも満たすように計画を立てる必要があります。どちらの緑化率も、都市緑地法及び都市計画法に基づき、都市計画に定めるものですが、別の制度であるため、それぞれの制度に適合する必要があります。

緑化地域制度では、建築基準法第 53 条第 3 項の緩和措置に対応していますが、多くの地区計画では、地区計画で定める建蔽率について同項の緩和措置に対応していませんので、注意が必要です。

(4) 緑のまちづくり条例による規制

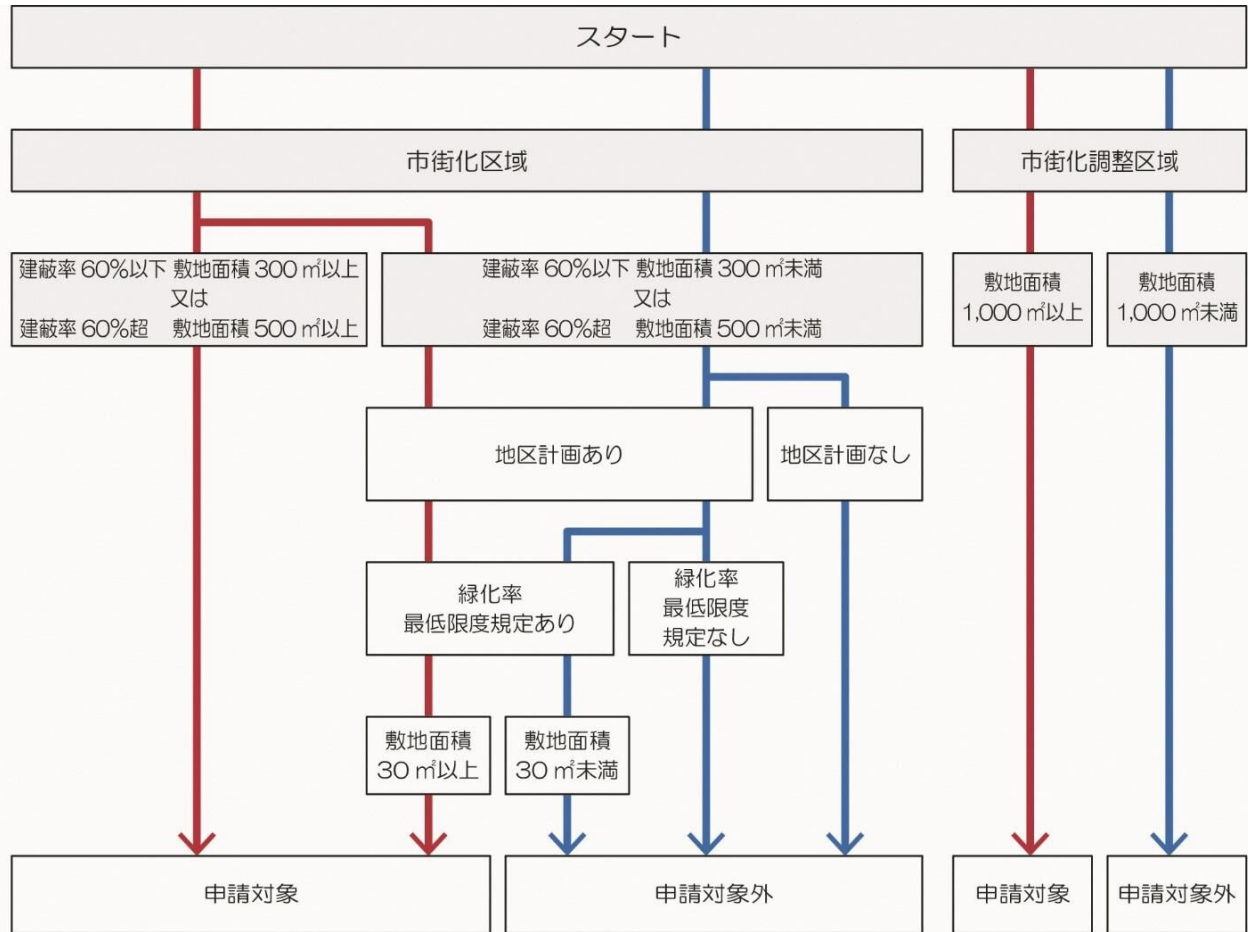
●平成 30 年 3 月 31 日までに、緑のまちづくり条例により緑化率の最低限度が定められている建築物の増築

平成 30 年 3 月 31 日までに、緑化率適合等通知書を受けている建築物のうち、都市緑地法により、緑化率の最低限度の規定されていない(0%と規定されているものを含む)建築物の増築については、平成 30 年 4 月 1 日を基準日として、床面積を比較します。そのうち、床面積の比較で面積比が 1.2 倍を超えない増築については、緑のまちづくり条例に基づく緑化率適合証明等申請書の提出が必要です。(P4 参照)

●緑化地域の適用除外となる区域等への対応

都市緑地法では、緑化地域の指定は用途地域が定められた地域に指定できることになっています。そのため、名古屋市内では用途地域の指定のない市街化調整区域には緑化地域の指定はありません。名古屋市では、市街化調整区域についても、緑のまちづくり条例で 1,000 m²以上の敷地における新築・増築(増築後の床面積の合計が、緑化地域制度の施行日(平成 20 年 10 月 31 日)における床面積の合計の 1.2 倍を超えるもの)について 20%の緑化を義務付けています。

1-3 緑化地域の申請対象について



建築確認申請上の 敷地面積	市街化区域		市街化調整区域
	建蔽率60%以下	建蔽率60%超	
300㎡未満	申請対象外 ※地区計画により緑化の義務付けがある場合は、 30㎡以上の敷地について申請が必要になります。		申請対象外
300㎡以上～500㎡未満	申請対象 (緑化率15～20%)		
500㎡以上～1,000㎡未満		申請対象 (緑化率10%)	
1,000㎡以上			申請対象 (緑化率20%)

※ 建蔽率の緩和がある敷地の場合、緩和後の建蔽率で判断します。(P8参照)

※ 2つ以上の制限の異なる区域にまたがる場合、敷地面積の規定は過半適用ですが、緑化率の最低限度は加重平均となります。(P9・P10参照)

1-4 増築の取り扱いについて

緑化地域制度では、建築物の「増築」の場合も規制の対象となります。

ただし、既存建築物が、各基準日以前の建物の増築については、増築割合により緑化率適合証明等申請書の提出が不要となる場合があります。

申請不要の場合の手続きについては、[次ページ](#)をご覧ください。

申請不要の場合の増築割合：基準日以前の既存建築物の床面積に対して、
増築後の床面積の比率が **1.2 倍** を超えない範囲の増築

① 用途地域により定められた建蔽率が 80%以下の敷地での増築の場合

基準日：平成 20 年 10 月 31 日

都市計画「緑化地域」の都市計画告示日を基準日として、床面積を比較します。

② 用途地域により定められた建蔽率が 80%を超える敷地での増築の場合

基準日：平成 30 年 4 月 1 日

商業地域・近隣商業地域で建蔽率が 80%を超える敷地及び建蔽率の指定のない敷地における緑化率の最低限度の根拠法令を、緑のまちづくり条例から都市緑地法に変更した日を基準日として、床面積を比較します。

なお、床面積比較の結果、法に基づく申請が必要のない場合でも、過去に緑のまちづくり条例の認証を受けたものは、同条例の手続きが必要です。手続きの要・不要については、下記の表でご確認ください。

平成 30 年 3 月 31 日までに 新築・増築があり、緑のま ちづくり条例の認証を受 けている。	平成 30 年 4 月 1 日以降の 増築後の床面積の合計が 平成 30 年 4 月 1 日時点 での床面積の合計の 1.2 倍を 超える。	緑化地域制度の申請手続きの要・不要 (括弧内は根拠となる法律・条例)
はい	はい	要（都市緑地法）
	いいえ	要（緑のまちづくり条例）
いいえ	はい	要（都市緑地法）
	いいえ	申請不要（ 次ページ参照 ）

地区計画内の増築について

地区計画に関する増築について、1.2 倍の床面積の比較基準日は、個々の地区計画の条例の適用日（公布日）となります。地区計画ごとに基準日が異なりますので、ご注意ください。

※増築割合が 1.2 倍を超えない場合(申請不要の場合)の手続きについて

建築確認申請の前に、「緑化率適合証明等申請不要物件概要記入用紙」に必要事項を記入して提出して下さい。内容を確認後、緑化申請不要物件である旨を建築確認申請の正本に記載します。

用紙はHPよりダウンロードできます。

(お持ちいただくもの)

- ・建築確認申請の正本
- ・基準日*における床面積の確認できる書面

建築物の検査済書、登記簿、課税証明など公的なものです。

(床面積、建築年、基準日以降に除却した建築物については除却年がわかる書面)

*基準日について、[前ページ](#)の①、②をご確認ください。

緑化率適合証明等申請不要物件概要記入用紙 記入例

日付	申請者氏名	敷地面積	A:床面積 (基準日時点)	B:床面積 (増築後)
令和4年 9月1日	名古屋 太郎	m ² 543.22	m ² 234.41	m ² 251.33
地名地番			増築割合 (B/A×100) ※小数点第2位切り上げ	
名古屋市〇区〇〇町三丁目1番2			107.3	
担当者(設計管理者)氏名 (法人の場合は会社名及び氏名)			電話番号	
名古屋市〇区〇〇町二丁目3番4号 名古屋設計株式会社 緑化 みどり			052-〇〇〇-〇〇〇〇	

増築の判断について

お問い合わせで、増築の判断について敷地で判断するのか、建築物で判断するのかというものがあります。増築については、建築確認申請上の敷地において、増築かどうかで判断をします。

確認申請書の様式では、(第三面)の建築物及びその敷地に関する事項の中の【9.工事種別】において、増築に当たるものが対象になります。

増築時に、営業の継続などのために、建築基準法第85条第1項、同条第2項、同条第5項に基づき仮設許可を取っている建築物が敷地内に存在している場合、仮設建築物の床面積は増築割合の計算には算入しませんので、注意してください。

1-5 既存制度の変更点

緑化地域制度導入に伴い、平成 20 年 10 月 31 日より以下の制度を変更しています。
詳しくは、下記の担当部署へお問合せください。

(1) 総合設計制度

変更内容

建築基準法第 59 条の 2 に規定される総合設計制度の緑地面積の計算方法が、
緑化地域制度の計算方法と統一されました。

総合設計制度の許可に関する基準の内容や手続の流れ等は、「名古屋市総合設計制
度指導基準」をご覧ください。

お問合せ

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
所在地 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
(名古屋市役所 西庁舎 2 階)
電話番号 052-972-2918

(2) 風致地区制度

変更内容

名古屋市風致地区内建築等規制条例に規定される緑地面積の計算方法が、緑化
地域制度の計算方法と統一されました。また、風致地区の受付窓口が平成 20 年
10 月 31 日より、緑政土木局緑地部緑地維持課に変更されました。

風致地区に関する規制の内容や手続の流れ等は、「風致地区内建築等許可申請のて
びき」をご覧ください。

お問合せ

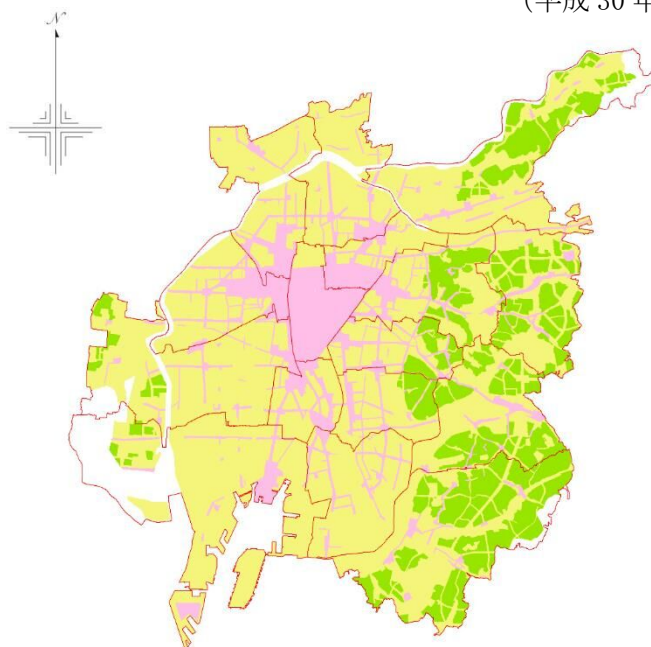
名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課
所在地 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
(名古屋市役所 西庁舎 5 階)
電話番号 052-972-2465

2. 緑化率の最低限度

緑化地域指定区域図

市街化区域全域(着色部分)に緑化地域を指定しています。

(平成 30 年 3 月現在)



各用途地域の指定建蔽率に応じて、緑化率の最低限度や対象となる建築物の敷地面積の規模を定めます。ただし、建築基準法第53条第3項の緩和の適用が可能な敷地の場合は、緩和後の建蔽率で判断します。

指定建蔽率はインターネットの[名古屋市都市計画情報提供サービス](#)、又は[用途地域照会窓口](#) (☎ 052-972-2797) にて調べてください。

用途地域と緑化率の最低限度一覧表

建蔽率の緩和がある場合は、次ページの表を確認してください。

	用途地域	指定建蔽率 (%)	確認申請上の 敷地面積 (㎡)	都市緑地法の規定 による緑化率の 最低限度 (%)	緑のまちづくり条例 の規定による緑化 率の最低限度 (%)
市 街 化 区 域	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域の一部	30 40 50	300以上	20	適用なし
	第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種・準住居地域 準工業地域・工業地域・工業専用地域	60	300以上	15	適用なし
	近隣商業地域 商業地域	80	500以上	10	適用なし
	市街化調整区域	30 40 50	1000以上	適用なし	20

緑化率の最低限度一覧表

	指定 建蔽率	建蔽率緩和	緩和後の 建蔽率	確認申請上の 敷地面積	都市緑地法の 規定による 緑化率の 最低限度	緑のまちづ くり条例の 規定による 緑化率の 最低限度							
		条件①:防火地域内の耐火建築物等											
		条件②:準防火地域内の耐火建築物 等又は準耐火建築物等											
		(%)											
		条件③:角地緩和	(%)	(㎡)	(%)	(%)							
市 街 化 区 域	30	緩和なし ※	30	300以上	20	適用なし							
		緩和あり（条件③）	40										
	40	緩和なし ※	50				300以上	15	適用なし				
		緩和あり（条件③）								60			
	50	緩和なし ※	70	500以上	10	適用なし							
		緩和あり（条件②） ※								60			
		緩和あり（条件③）					70						
	60	緩和あり（条件②+③） ※	60	300以上	15	適用なし							
		緩和なし	60										
		緩和あり（条件①）	70				500以上	10	適用なし				
		緩和あり（条件②）											
		緩和あり（条件③）											
		緩和あり（条件①+③）	80										
		緩和あり（条件②+③）											
		80								緩和なし	90	500以上	10
			緩和あり（条件①）										
			緩和あり（条件②）										
	緩和あり（条件③）		指定なし										
	緩和あり（条件①+③）												
	緩和あり（条件②+③）												
市 街 化 調 整 区 域	30	緩和なし	30	1000以上	適用なし	20							
		緩和あり（条件③）	40										
	40	緩和なし	50				1000以上	適用なし	20				
		緩和あり（条件③）	60										
50	緩和なし	70											
	緩和あり（条件③）												

- ◆「名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例」により緑化率の最低限度が定められた地区(対象敷地面積が30㎡以上になります。)については、地区計画に定められた緑化率の最低限度と緑化地域に基づく緑化率の最低限度、双方を満たす必要があります。
- ◆高層住居誘導地区、高度利用地区、都市再生特別地区等において、用途地域とは別に都市計画で建蔽率が定められている場合でも、用途地域に基づく建蔽率の最高限度を用い緑化率の最低限度を規定します。
- ◆※印は、敷地の一部に防火の指定がある場合でも、建築基準法第53条第7項又は第8項に該当すれば建蔽率が緩和されます。
- ◆※※印は、確認申請において、建蔽率の緩和措置を受ける受けないに関わらず、適用を受けられる敷地かどうかで判断をします。

建築申請上の敷地規模について

緑化地域の規制の対象となる建築行為の敷地規模について、用途地域に応じて定められる建蔽率の最高限度に応じて次のとおり定めています。

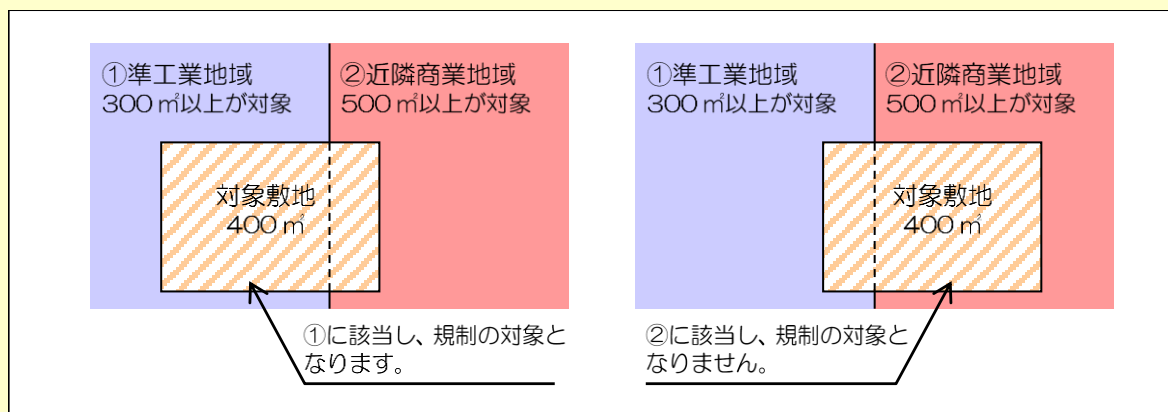
- ① 建蔽率の最高限度が60%以下の区域では敷地面積が300㎡以上
第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、
第1種・第2種・準住居地域、準工業・工業・工業専用地域が該当します。
- ② 建蔽率の最高限度が60%を超える区域では敷地面積が500㎡以上
近隣商業・商業地域が該当します。

ただし、建築基準法第53条第3項の規定に基づき、いわゆる角地や建蔽率が80%未満の防火地域内での耐火建築物等若しくは準防火地域内での耐火建築物等又は準耐火建築物等で、建蔽率の最高限度が緩和の適用を受けることが可能な敷地は、緩和された後の建蔽率によります。確認申請時に、緩和を受ける・受けないに関わらず、緩和が適用になるかどうか確認していただき、緑化地域制度の申請をお願いします。名古屋市内における建築基準法第53条第3項の緩和については、道路に限らず、敷地に接する公園・河川等も考慮される場合がありますので、建築確認審査機関等で、事前に、ご確認をお願いします。

なお、建築基準法第53条第6項の規定の適用をうける建築物であっても、緑化地域制度では用途地域に指定される建蔽率80%で敷地規模を判断しますので500㎡以上が対象となることには変わりありません。この建蔽率は、あくまで緑化地域制度上の取り扱いであり、建築物の建築の際の建蔽率に制限を与えるものではありませんのでご注意ください。

この敷地面積は、建築確認申請上の敷地面積です。一筆の土地において、敷地を分割し、2棟の建物を計画し、それぞれ建築確認申請を行う場合は、1棟ごとの敷地面積で判断を行います。

建築物の敷地が建蔽率の最高限度が60%以下の区域と60%を超える区域にまたがる場合は、敷地に占める割合が多いほうの区域の規定が適用されます。例えば、近隣商業地域と準工業地域にまたがる400㎡の敷地で新築を行う場合、過半の区域が準工業地域であれば①に該当し、緑化地域の規制の対象になります。逆に過半の区域が近隣商業地域であれば②に該当し、規制の対象になりません。

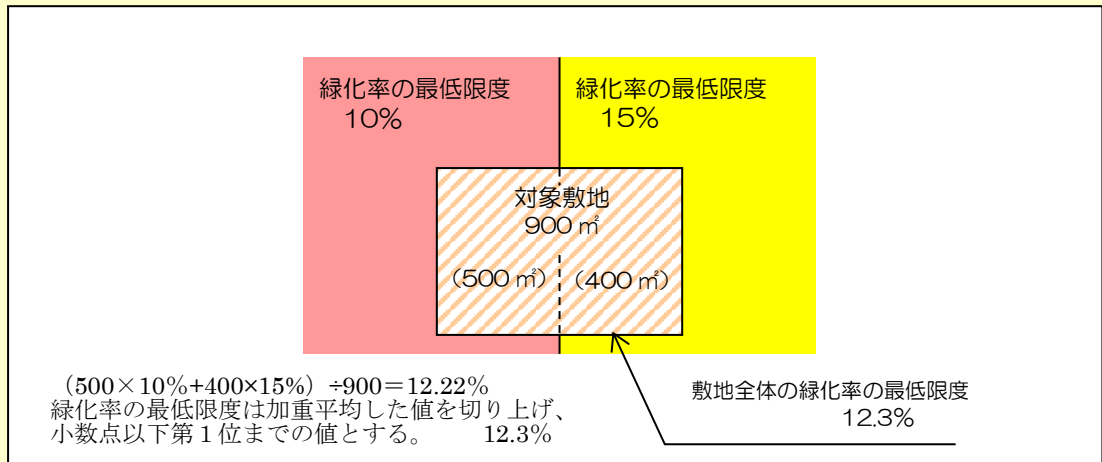


なお、敷地面積の規定は過半適用ですが、緑化率の最低限度は加重平均となりますのでご注意ください。(次ページ参照)

なお、地区計画で緑化率が定められている場合は、最低敷地面積は30㎡以上となりますのでご注意ください。

敷地が制限の異なる区域にまたがる場合について

都市緑地法では、建築物の敷地が名古屋都市計画緑化地域に定める緑化率の最低限度の制限が異なる区域にわたる場合は、敷地全体の緑化率の最低限度は、各々の区域における緑化率の最低限度を加重平均した値になると定めています。例えば、900 m²の敷地において、緑化率の最低限度が10%の区域(500 m²)と15%の区域(400 m²)にわたるときは、加重平均して敷地全体の緑化率の最低限度が12.3%となります。



また、緑化地域の区域と建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域(市外・市街化調整区域)とにわたる場合には、後者の緑化率の最低限度を0として加重平均した値となります。

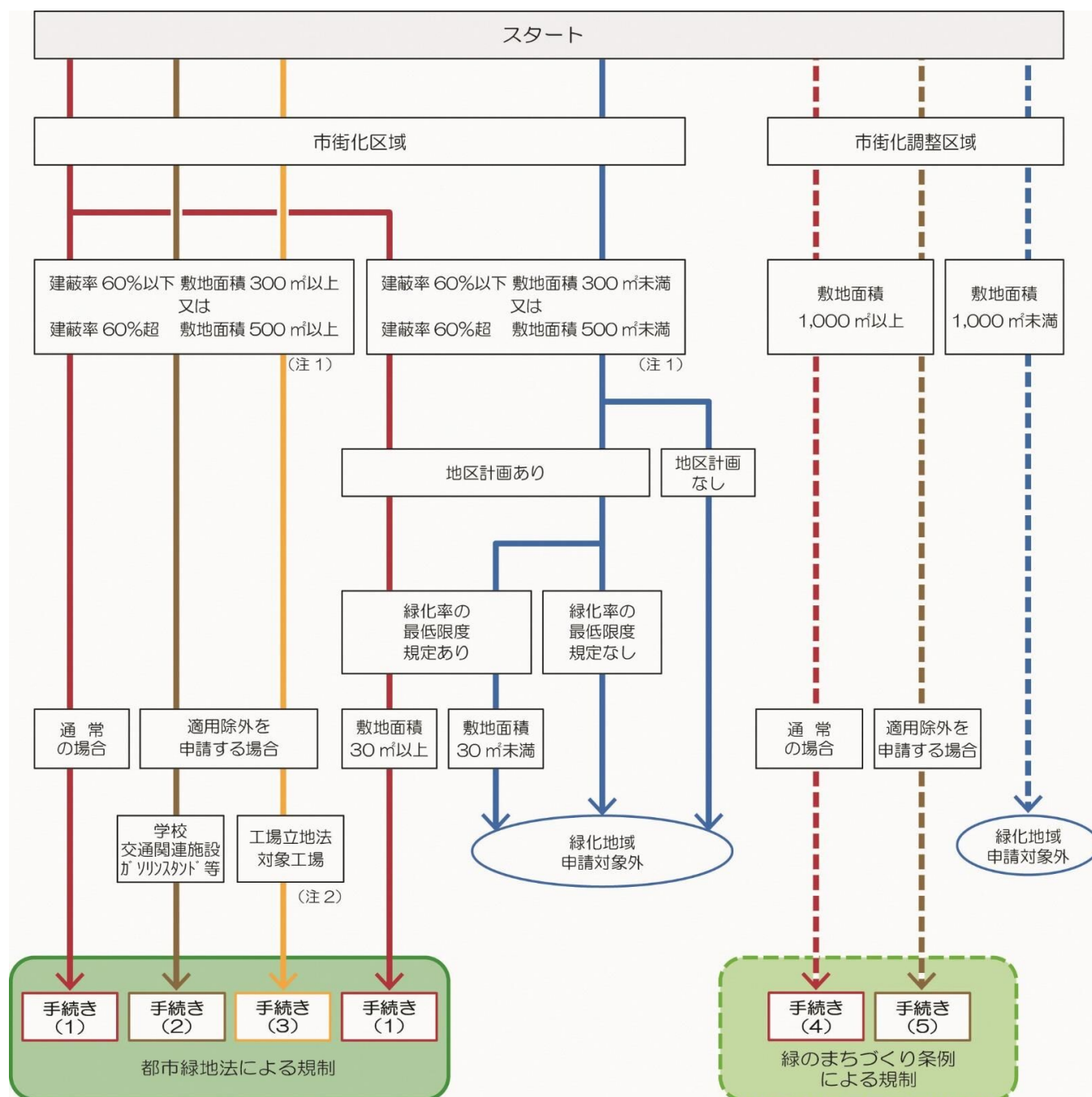
なお、名古屋市では都市緑地法による緑化率の規定がない市街化調整区域でも、緑のまちづくり条例に緑化率の最低限度を定めています。(P8参照)

したがって、敷地が都市緑地法による緑化率の規制区域と緑のまちづくり条例による緑化率の規制区域にわたる場合には、それぞれの緑化率の最低限度を加重平均した値以上の緑化率となるようにしてください。

申請時には、配置図に区域線を記入し、敷地毎の面積と緑化率の最低限度を明示し、敷地全体の緑化率の最低限度がわかる計算式を記入してください。

3. 手続きの流れ

3-1 手続き選択フロー



(注 1) 用途地域上の建蔽率の最高限度に基づきます。ただし、建築基準法第 53 条第 3 項の緩和規定が適用できる場合は、緩和後の数値となります。(P8 参照)

(注 2) 工場立地法第 6 条第 1 項に該当する物件
(敷地面積 9,000 ㎡以上または建築面積 3,000 ㎡以上)

※1 風致地区の場合は、風致地区の申請手続きと緑化地域の申請手続きを並行して行ってください。

※2 増築について床面積が基準時の 1.2 倍を超えない場合は、「1-4 増築の取り扱いについて」をご確認ください。(P4・5 参照)

※3 総合設計、一団地認定等で事前協議が必要な場合や不明な点がございましたら、緑政土木局緑地維持課(052-972-2465)までご相談ください。

緑化地域制度の手続きは、下記のように分類されます。

必要な手続きを前頁の「手続き選択フロー」を利用して選んでいただき、それぞれの手続きの流れに従って手続きを行ってください。

3-2 都市緑地法で規制される場合

(1) 通常の場合 (P14 参照)

基本的な手続き手順です。

(2) 適用除外対象物件（工場立地法対象物件を除く）の場合 (P15 参照)

都市緑地法第 35 条第 2 項に該当する施設のうち、緑化率の最低限度が達成できない場合です。都市緑地法第 35 条第 3 項に基づく許可条件を満たした緑化計画を立てる必要があります。（「緑化地域制度マニュアル【③法律・解説編】」P16～参照）

(3) 工場立地法対象物件の場合 (P16 参照)

都市緑地法第 35 条第 2 項に該当する施設のうち、工場立地法第 6 条第 1 項に該当する物件の場合で、工場立地法に基づく審査を経て、緑化率の適用除外に関する許可を受けることができます。

通知書交付のスケジュールと植栽施工時期について

都市緑地法による規制は、建築基準関係規定とみなされます。

【申請時】

建築基準法施行規則では、緑化地域の該当建築物では、確認申請書に規定の緑化率を満たしていることを証する書面を添付することになっています。そのため、確認審査機関に確認申請前に、緑化率適合証明等通知書の交付を受ける必要があります。申請書の受理から緑化率適合証明等通知書の交付までに、通常7日程度(土日祝日を除く)かかります。

緑化工事は、一般的に春と秋が適しています。そのため申請時から緑化工事が適切な時期に行えるように計画してください。

【施工時】

植栽に適した時期に施工してください。やむをえず植栽に適していない時期の施工となった場合は、十分な養生を行ってください。

建築や外構工事の遅れ等による延期認定は認められません。

【完了時】

建築完了検査を受けるまでに 緑化施設に関する工事を完了していることが必要です。緑化施設の現地完了検査は建築主事・指定確認検査機関で行いますが、完了時の緑化率の確認・認定は名古屋市で行います。そのため、完了検査前に、緑化施設工事完了確認証明通知書の交付を受ける必要があります。完了届の受理から緑化施設工事完了確認通知書の交付までに、通常4日程度(土日祝日を除く)かかります。

3-3 緑のまちづくり条例で規制される場合

緑のまちづくり条例により規制される場合は、

- ① 緑化地域が定められていない区域(市街化調整区域)で、敷地面積が 1,000 m²以上のもの
- ② 平成 30 年 3 月 31 日までに、緑化率適合証明等通知書を受けている建築物のうち、都市緑地法により、緑化率の最低限度の規定されていない(0%を含みます)建築物の増築については、平成 30 年 4 月 1 日を基準日とする延床面積を比較して 1.2 倍を超えない増築が該当します。建蔽率が80%を超える敷地のみ対象となります。(P4 参照)

敷地が都市緑地法により緑化地域の規制が適用される区域にわたるときは、都市緑地法の規制も適用されるので、手続きについては、前ページの「都市緑地法で規制される場合」に従ってください。

敷地が緑のまちづくり条例単独で緑化地域の規制が適用される区域の手続きの流れについては、下記をご覧ください。

(4) 通常の場合 (P17 参照)

基本的な手続き手順です。

(5) 適用除外対象物件(工場立地法対象物件を除く)の場合 (P18 参照)

緑のまちづくり条例で準用する都市緑地法第35条第 2 項に該当する施設があり、緑化率の最低限度が達成できない場合です。同じく緑のまちづくり条例で準用する都市緑地法第35条第 3 項に基づく許可条件を満たした緑化計画を立てる必要があります。(「[緑化地域制度マニュアル](#)【③法律・解説編】P16～参照)

通知書交付のスケジュールと植栽施工時期について

【申請時】

都市緑地法の場合と同様です。(前ページ参照)

【施工時】

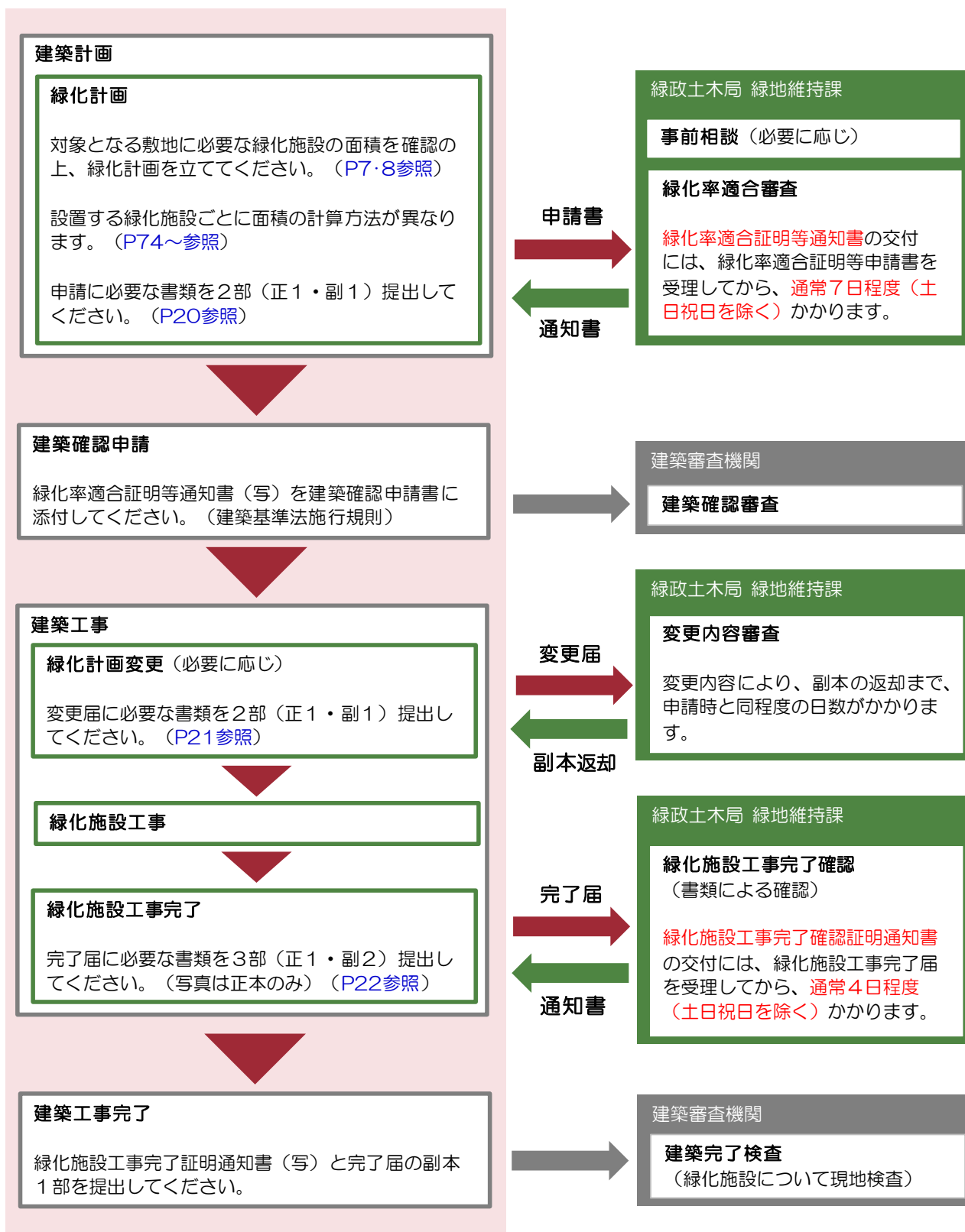
植栽に適さない時期に施工をしないようにしてください。

【完了時】

緑化施設の現地完了検査は緑地維持課職員が行います。建築工事の検査と一緒に行うことはありませんので、緑化工事が終わり次第、緑化施設工事完了届を提出し、緑化のみの現地検査を受けてください。完了届の受理から緑化施設工事完了確認通知書の交付までに、通常10日程度(土日祝日を除く)かかります。

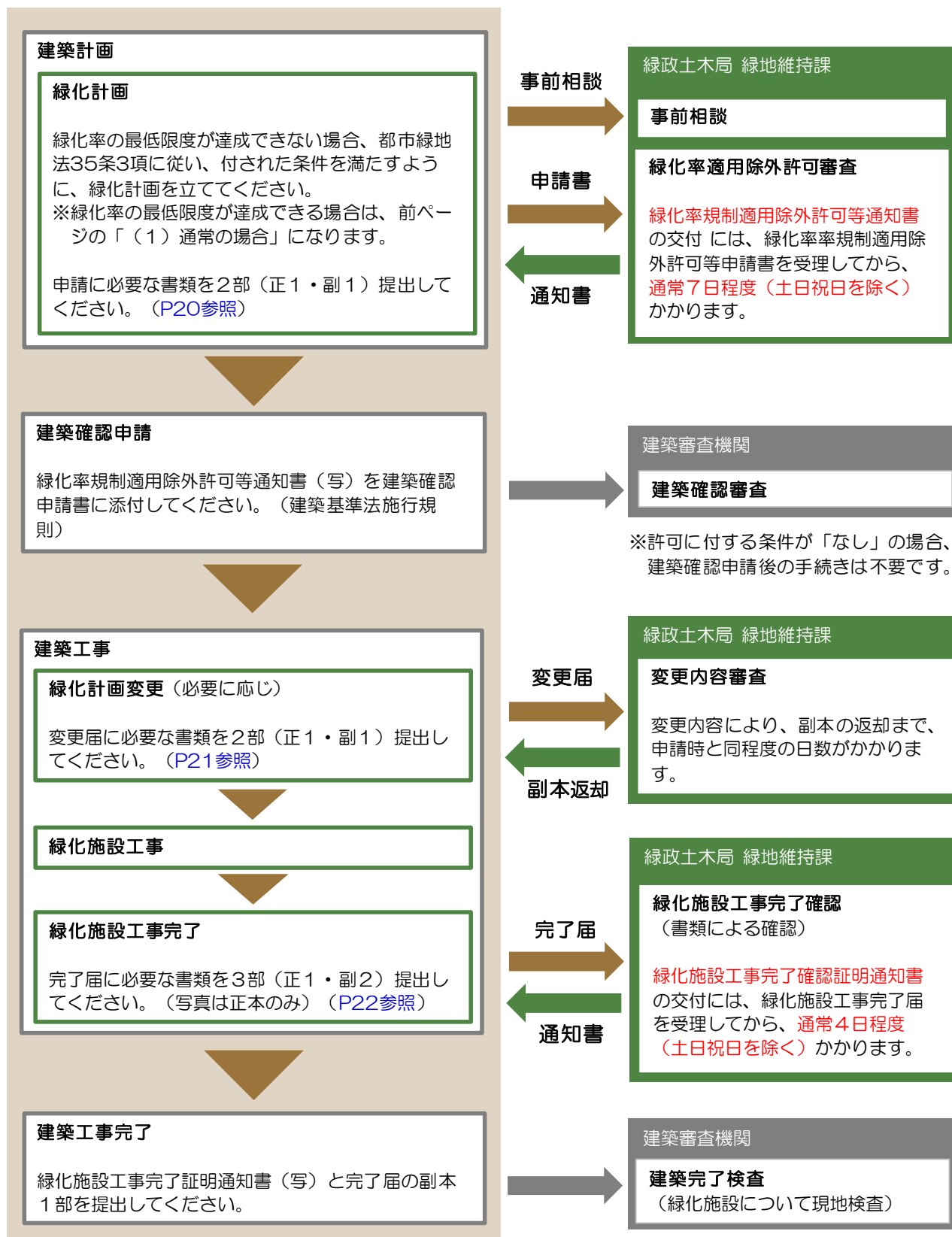
3-4 都市緑地法で規制される場合の手続きの流れ

(1) 通常の場合

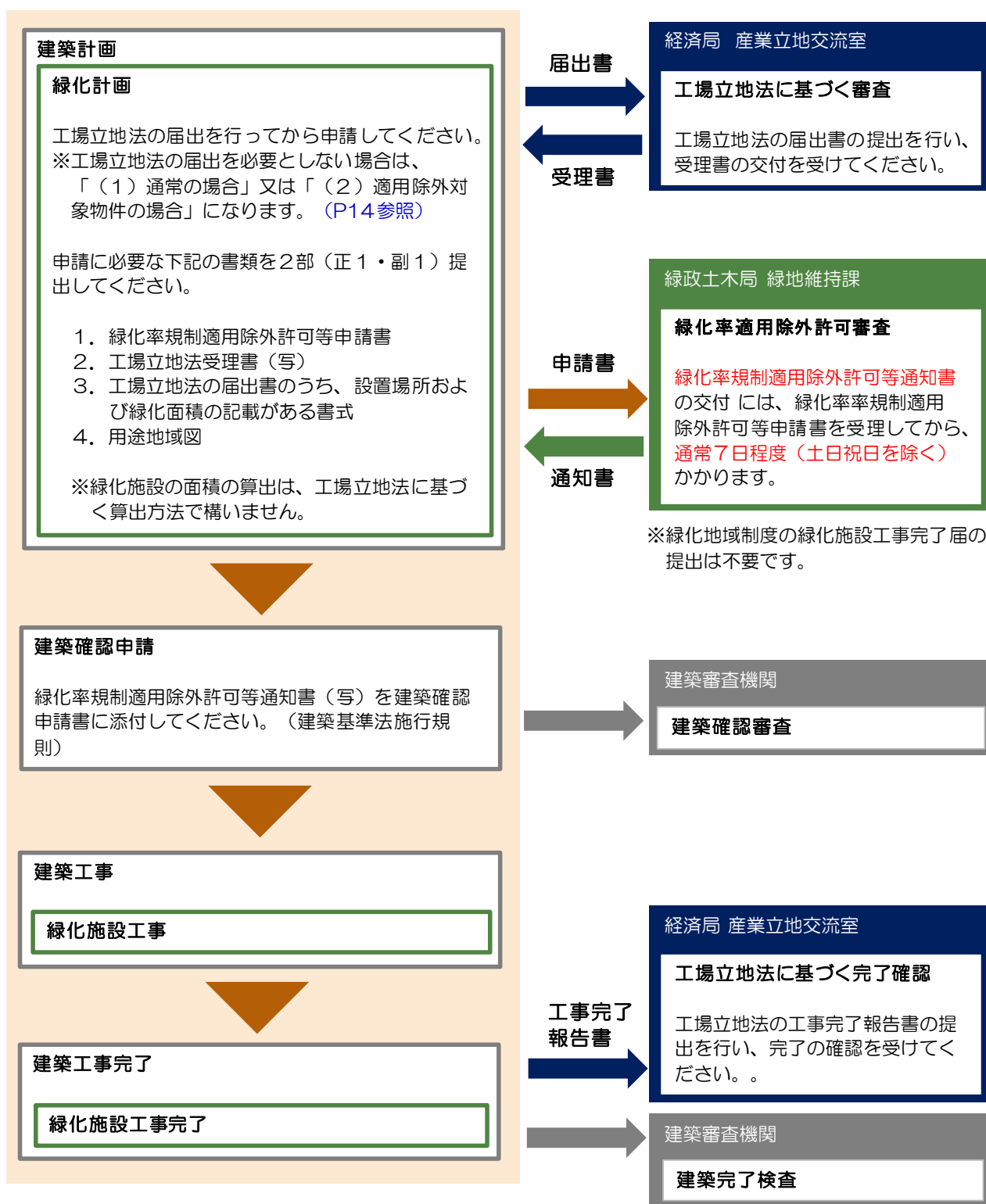


(2) 適用除外対象物件の場合（都市緑地法）

（「緑化地域制度マニュアル【③法律・解説編】」P16～参照）



(3) 工場立地法対象物件の場合（都市緑地法）

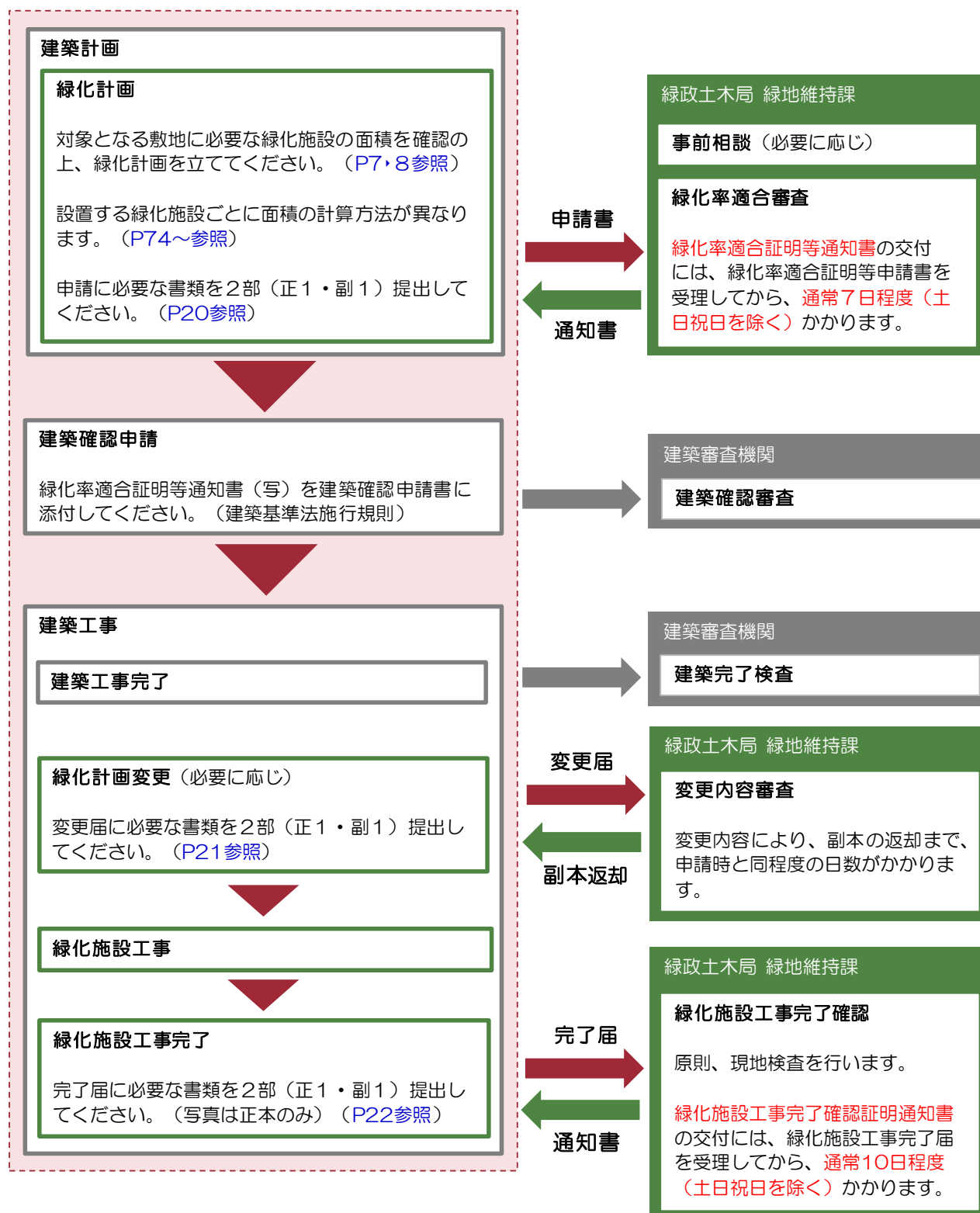


【工場立地法に基づく審査についてのお問合せ】

名古屋市経済局イノベーション推進部産業立地交流室
所在地 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 （名古屋役所 本庁舎5階）
電話番号 052-972-2423

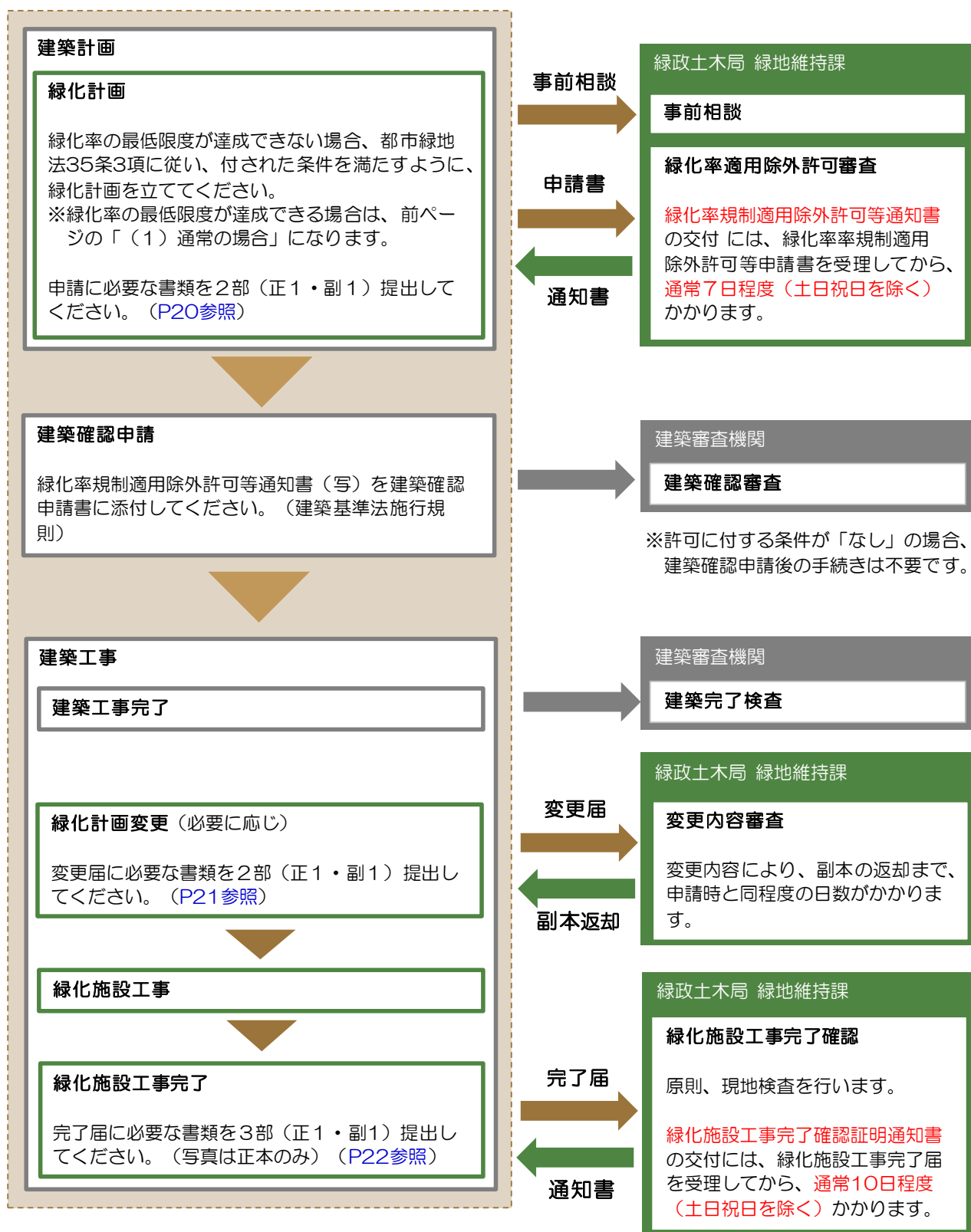
3-5 緑のまちづくり条例で規制される場合の手続きの流れ

(4) 通常の場合（緑のまちづくり条例）



(5) 適用除外対象物件の場合（緑のまちづくり条例）

（「緑化地域制度マニュアル【③法律・解説編】」P16～参照）



4. 書類の作成方法

4-1 主な手続きの種類と必要な様式

		緑化率適合証明等申請書	緑化率規制適用除外許可等申請書	緑化施設概要書	申請取下届	工事取止届	申請書等記載事項変更届	緑化施設工事完了延期認定申請書	緑化施設工事完了届
都市緑地法による規制の場合	通常の場合 P14参照	○	—	○	△	△	△	△	○
	適用除外対象物件・工場立地法対象物件で、緑化率の最低限度を達成できない場合 P15・16参照	—	○	○	△	△	△	△	○
	緑化施設工事延期の場合 P25参照	—	—	○	—	—	—	○	○
緑のまちづくり条例による規制の場合	通常の場合 P17参照	○	—	○	△	△	△	—	○
	適用除外対象物件で、緑化率の最低限度を達成できない場合 P18参照	—	○	○	△	△	△	—	○

○：必要な書類

△：必要に応じて提出する書類

申請書・届出書の様式は

名古屋市役所ホームページ ⇒ 事業向け情報 ⇒ 道路・川・みどり
⇒ 緑化地域制度について

(<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000008169.html>)

からダウンロードできます。

4-2 手続き様式集（記入例）

（1）緑化率適合証明等申請書（P26～参照）

緑化率適合証明等の申請を行う際に提出してください。

提出部数：申請書・概要書・用途地域図・配置図・詳細書面（各2部）

（2）緑化率規制適用除外許可等申請書（P36～参照）

緑化率の適用除外許可等の申請を行う際に提出してください。

提出部数：申請書・概要書・用途地域図・配置図・詳細書面（各2部）

（3）緑化施設概要書（P38～参照）

各種申請書、届出書を提出する際に提出してください。

申請書と緑化施設概要書に記載する数値基準

事項	単位	小数点以下桁数	備考
緑化率	%	第1位まで	切り捨て
緑化率の最低限度	%	第1位まで	切り上げ
緑化施設の面積	m ²	第1位まで	切り捨て
敷地面積	m ²	第2位まで	切り捨て
増築割合	%	第1位まで	切り上げ
土留・園路等の割合	%	第1位まで	切り上げ

※この記入方法は原則としたもので、厳格な判断を必要とする場合は、さらに詳細な表記が必要になります。

建築申請と緑化地域制度について

都市緑地法による規制は、建築基準関係規定とみなされます。

建築基準法施行規則では、緑化地域の該当建築物では、確認申請書に規定の緑化率を満たしていることを証する書面を添付することになっています。そのため、確認審査機関に**確認申請前に、緑化率適合証明等通知書の交付を受けてください。**

緑化率適合証明等通知書の交付には、緑化率適合証明等申請書を受理してから、**通常7日程度（土日祝日を除く）**かかります。

(4) 申請書等記載事項変更届 (P40～参照)

「通知書」の交付後に、緑化施設工事の内容に大きな変更が生じた場合や、「申請書」の記載内容に変更が生じた場合、すみやかに提出してください。

緑化施設工事の内容に大きな変更が生じた場合とは、緑化手法の大きな変更(屋上緑化や、壁面緑化、駐車場緑化など新たに緑化資材を使用する場合)や、緑化計画が大きく変わった場合、外構工事の変更により緑化保護対策が変更になる場合などが該当します。

軽微な変更の場合は「緑化施設工事完了届」の提出時に確認・証明するため、「申請書等記載事項変更届」を提出する必要はありません。

申請書等記載事項変更届の手続きの要・不要については、下記の表を参考にしてください。

提出部数：変更届（2部）・概要書・配置図・詳細書面（必要に応じて各2部）

記載事項変更届の提出基準について

緑化施設の変更内容	提出の要・不要
申請者の変更(申請者住所・代表者の変更を含む)	要
建築物の名称変更(完了届提出時に変更後の名称を記載してください)	不要
地名地番の変更(合筆、分筆、誤記等)	要
敷地面積の変更(緑化率を満たした計画になっているか確認ください) (緑化率の最低限度を按分計算にて算出の申請は、緑化率を再計算) (建ぺい率の変更により対象敷地面積未満になった場合は、工事取止届を提出)	要
工事着手年月日・完了予定年月日のみの変更	不要
担当者の変更	不要
建築確認申請を取下げ・再申請する建築物の緑化施設の変更	要 又は 取下届・再申請
建築確認申請で計画変更を行う建築物の緑化施設の変更(緑化率が減少するもの)	要
建築確認申請で計画変更を行う建築物の緑化施設の変更(緑化率が増加するもの)	不要
建築確認申請で記載事項変更を行う建築物の緑化施設の変更(緑化面積が減少するもの(明らかに緑化率の最低限度を満たしているものを除く))	要
建築確認申請で記載事項変更を行う建築物の緑化施設の変更(緑化率が増加するもの)	不要
空地緑化を壁面緑化又は屋上緑化、駐車場緑化に変更するもの	要
駐車場緑化の緑化保護資材を変更するもの	要
壁面緑化の緑化補助資材を変更するもの	要
壁面緑化の施工高さを変更するもの	要
屋上緑化に使用する資材・構造を変更するもの	要
特殊な工法・資材を使用したものに変更するもの、播種に変更するもの	要
芝や地被植物の緑化保護対策の外構工事(縁石や車止め設置等)を変更するもの	要
樹種を変更するもの(例:ハナミズキからアオダモなど)	不要
緑化率の最低限度を明らかに満たした上で、緑化面積を変更するもの(例:花壇面積が少し大きくなった、小さくなった)	不要
花壇・植栽帯の形が変わるもの(例:正方形が長方形になった)	不要

(5) 緑化施設工事完了届 (P42~参照)

緑化施設工事完了確認を行う際に提出してください。

軽微な変更の確認はここであわせて行います。

全ての施工箇所が写真で確認できるようにしてください。

緑化率の最低限度以上の緑化工事が完了していれば、その他の外構工事(舗装等)が未施工であっても、完了届を提出することができます。ただし、緑地と舗装の間の縁石等や緑地を保護する車止め等が未施工の状態では、緑地の面積を計上することができない場合がありますので、縁石等の施工が終わってから完了届を提出してください。

提出部数：完了届・概要書・竣工図・詳細書面（各3部）※

写真・写真撮影位置図（1部）

※ 緑のまちづくり条例の場合は2部

建築申請と緑化地域制度について

都市緑地法による規制は、建築基準関係規定とみなされます。

建築完了検査を受けるまでに 緑化施設に関する工事を完了していることが必要です。緑化施設の現地完了検査は建築主事・指定確認検査機関で行いますが、完了時の緑化率の確認・認定は名古屋市で行います。そのため、**完了検査前に、緑化施設工事完了確認証明通知書の交付を受けてください。**

緑化施設工事完了確認証明通知書の交付には、緑化施設工事完了届を受理してから、通常4日程度（土日祝日を除く）かかります。

緑のまちづくり条例による緑化の場合は、緑化施設の現地完了検査は緑地維持課職員が行います。建築工事の検査と一緒にすることはありませんので、緑化工事が終わり次第、緑化施設工事完了届を提出し、緑化のみの現地検査を受けてください。完了届の受理から緑化施設工事完了確認通知書の交付までに、通常10日程度（土日祝日を除く）かかります。

(6) 申請取下届 (P44 参照)

「緑化率適合証明等申請書」や「緑化率規制適用除外許可等申請書」を提出後、「緑化率適合証明等通知書」等が交付されるまでの間に、それらの申請書の内容に変更が生じた場合、もしくは工事を中止する場合に提出してください。

提出部数：取下届（2部）

(7) 工事取止届 (P45 参照)

「緑化率適合証明等通知書」や「緑化率規制適用除外許可等通知書」の交付後に工事を中止する場合に提出してください。

提出部数：取止届（2部）

(8) 緑化施設工事完了延期認定申請書 (P46～参照)

緑化施設工事完了延期認定の申請を行う際に提出してください。

延期が認められる条件を確認し、提出前に事前相談をお願いします。(P24～参照)

通常の場合と異なり、建築工事の完了検査と緑化工事の完了検査を別々に受けることになります。

提出部数：申請書・概要書・配置図・詳細書面（各3部）
確認済証（写）・写真・工程表（1部）

緑化施設工事完了延期認定の扱いについて

都市緑地法第 43 条には、「第 35 条又は地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者は、気温その他のやむを得ない理由により建築基準法第 6 条第 1 項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事(植栽工事に係るものに限る。以下この条において同じ。)を完了することができない場合においては、国土交通省令で定めるところにより、市町村長に申し出て、その旨の認定を受けることができる。」と定められています。この扱いは「建築工事の完了間際に行われる植栽工事の施工時期に、台風や水害、大雪等、外的な要因により植栽が困難な事象が起きた場合」などに対応するための条項です。この考え方は国土交通省が示す「都市緑地法運用指針」に則ったものですが、最終的な運用は、法の趣旨を逸脱しない範囲内で各自治体に委ねられています。そこで、本市では「植栽工事が物理的に不可能な場合や、植物の健全な生育が極めて困難な場合」があることに配慮し、以下のように完了延期認定が受けられる条件を、定めています。**延期認定申請前に、必ず緑政土木局緑地維持課(052-972-2465)まで相談してください。なお、工程の遅れによる建築完了検査前の緑化工事の延期は申請対象となりません。**

A. 物理的に植栽が不可能な場合

(物理的に植栽が不可能と認められる区域に限り延期認定が受けられます)

- ① 建物の完了検査予定日から概ね 1 ヶ月以内に除却する建築物等が植栽予定場所に存在するために、緑化率確保が物理的に不可能な場合

- ・確実に除却する旨の証明が必要です。
- ・原則として、除却期限から1ヶ月以内に緑化施設に関する工事を完了し、かつ緑化施設工事完了届を提出することが必要です。

- ② 一つの建築敷地で複数の建築工事が連続して施工されるために、中途での緑化率確保が物理的に不可能な場合

- ・引き続き行われる工事の建築確認申請の写などの提出が必要です。
- ・最終の建築完了検査までに緑化施設に関する工事を完了し、かつ緑化施設工事完了確認証明通知書の交付を受けることが必要です。

- ③ その他、物理的に植栽が不可能であると特に市長が認めた場合

B. 植物全般にとって極めて生育困難な自然条件である場合

(植栽以外の緑化施設(土留、園路など)は完了している必要があります)

建築工事の完了予定日が 8 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間にある場合

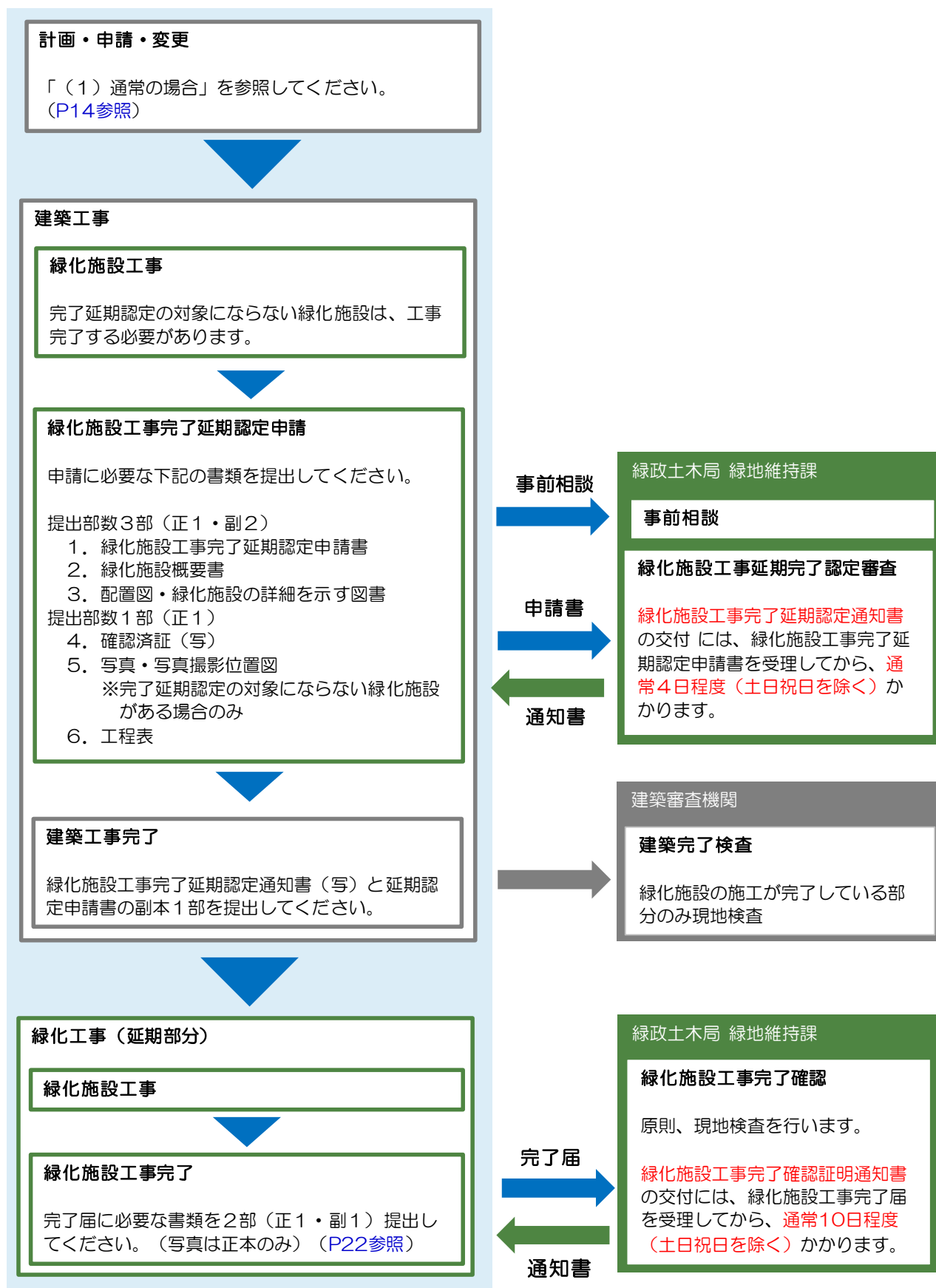
- ・夏場の植栽は水やりを適切に行うことで活着が可能ですが、適切な管理の負担・枯損のリスクを踏まえ延期もやむを得ないと判断しています。一方で、冬場の植栽については、寒冷紗等を使用すれば、寒冷により植物の生育が極めて困難であるとまではいえないため、原則、延期認定の対象にしていません。
- ・園路・土留めを緑化施設に計上している場合は、その部分の完了写真の提出が必要です。
- ・延期認定を受けた場合、植栽適期となる 9 月 21 日以降に緑化工事に着手し、10 月 30 日までに完了、かつ緑化施設工事完了届を提出することが必要です。

C. その他のやむを得ない理由で植栽が不可能であると市長が認めた場合

(事例毎に適否を判断しますので、建物工事の完了 1 か月前までにご相談をお願いします。)

- ・やむを得ない理由に該当する場合には、本格的な日本庭園等の緑化施設を築造するなど、一定の工期を要する場合に、建物工事の完了予定日から最長 6 か月間の延期認定を行います。延期認定申請書には緑化施設の工事工程表の添付が必要です。緑化施設に関する工事を完了した時点で、緑化施設工事完了届を提出し、緑化施設に関して名古屋市の検査を受けることが必要です。

緑化施設工事延期の場合（都市緑地法）



(1) 緑化率適合証明等申請書

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

***1** 令和 4 年 5 月 10 日

（宛先） 名古屋市長

***2** 申請者 住 所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏 名 名古屋 太郎

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

***3** 都市緑地法施行規則第29条の規定による証明
緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証
を受けたいので、
次のとおり申請します。

***4**

建築物の名称	グリーンヒルズ〇〇		
地名地番	名古屋市中区〇〇二丁目〇番〇		
建築物の用途	用途区分	共同住宅	
	用途を示す記号	08030	
用途地域等	第1種低層住居専用地域		
敷地面積	320.28 m ²		
建蔽率の緩和	☐ 防火地域内の耐火建築物等		
	☐ 準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等		
	☒ 市が指定する角地等		
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	20.0 %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	適用なし %
工事種別・増築割合	☒ 新築		
	☐ 増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合： %）		
緑化施設の面積	74.5 m ²	緑化率	23.2 %
建築工事着手予定年月日	令和 4 年 10 月 10 日		
緑化工事完了予定年月日	令和 5 年 3 月 31 日		
担当者 （設計管理者）	住所	名古屋市中区〇〇三丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇建設 緑化 みどり （担当 〇〇）	
	電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇 （連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	

***5**

***6**

***7**

***8**

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

緑化率適合証明等申請書の記入方法

*1 日付

窓口で提出する日を記入してください。(窓口で記入されることをお勧めします)

*2 申請者

法人の場合、所在地、法人名、代表者名を記入してください。

*3 関連法規

都市緑地法第 35 条及び第 36 条に基づき緑化が義務付けられる場合、及び、地区計画条例に基づき緑化が義務付けられる場合は、「都市緑地法施行規則第 29 条の規定による証明」を、○で囲ってください。

緑のまちづくり条例第 26 条に基づき緑化が義務付けられる場合は、「緑のまちづくり条例第 26 条第 3 項の規定による認証」を、○で囲ってください。

*4 敷地面積等

【地名地番】は、建築確認申請と同一の敷地であることが確認できるように、同じ内容を記入してください。
区画整理事業地内の地名地番には仮換地(保留地)を記入してください。

例:名古屋市●●土地区画整理組合●街区仮●番

【建築物の用途】は、建築確認と同じ「用途区分」と「用途を示す記号」を記入してください。「用途区分」は主要用途を記入してください。

【敷地面積】は、建築確認申請と同じ数値を、小数点以下 3 桁目を切り捨て、小数点以下 2 桁まで記入してください。(都市緑地法 36 条に定められる「一の敷地とみなされる一団地」の場合、一団地として認定を受けた敷地全体で申請を行ってください。)

【建蔽率の緩和】が適用できる敷地の場合は、確認申請において緩和措置を受ける受けないに関わらず、該当する項目に✓印を記入してください。

*5 緑化率の最低限度

「緑化率最低限度一覧表」(P8 参照)を参考に、【都市緑地法の規定による緑化率の最低限度】又は、【緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度】の該当する欄に、義務付けられる敷地面積あたりの緑化率の最低限度を記入し、該当しない欄には「適用なし」と記入してください。

*6 工事種別及び増築割合

該当する項目に✓印を記入してください。

増築の場合、【都市計画告示日の床面積の割合に対する増築後の床面積の合計の割合】を記入してください。(P31~P34 参照)

*7 緑化施設の面積及び緑化率

緑化率が【都市緑地法に基づく緑化率の最低限度】と【緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度】の合計値以上になるように緑化施設を計画してください。

【緑化施設の面積】と【緑化率】は、小数点 2 桁目以下を切り捨て、小数点以下 1 桁まで記入してください。

*8 工事着手・完了予定年月日

建築基準法に基づく着工予定日と、緑化施設の工事完了予定日を記入してください。

植栽に適した時期に緑化工事が施工できるよう計画してください。

*9 担当者

担当者もしくは設計管(監)理者の住所、氏名、電話番号、連絡先等を記入してください。

[敷地が2つの用途地域にまたがる場合の記入例]

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

令和 4 年 5 月 10 日

（宛先） 名古屋市長

申請者 住 所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏 名 名古屋 太郎
（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

都市緑地法施行規則第29条の規定による証明

を受けたいので、

緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証

次のとおり申請します。

建築物の名称	グリーンヒルズ〇〇		
地名地番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇		
建築物の用途	用途区分	共同住宅	
	用途を示す記号	08030	
用途地域等	①第1種低層住居専用地域（指定建蔽率50%） ②第1種住居地域（指定建蔽率60%）		
敷地面積	*1 (①200.25㎡、②120.03㎡)		320.28 ㎡
建蔽率の緩和	☐ 防火地域内の耐火建築物等 ☐ 準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等 ☐ 市が指定する角地等		
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	*2 18.2 %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	適用なし %
工事種別・増築割合	☒ 新築 ☐ 増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の割合（%））		
緑化施設の面積	74.5 ㎡	緑化率	*3 23.2 %
建築工事着手予定年月日	令和 4 年 10 月 10 日		
緑化工事完了予定年月日	令和 5 年 3 月 31 日		
担当者 （設計管理者）	住所	名古屋市〇区〇〇三丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇建設 緑化 みどり （担当 〇〇）	
	電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇 （連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	

- *1** 敷地が複数の用途地域にわたる場合は、【用途地域等】と【敷地面積】の欄に、それぞれの面積が分かるように記入してください。
（緑化率の最低限度が同じ場合、又は建蔽率の緩和によって同じになる場合であっても記入してください。）
- *2** 【都市緑地法の規定による緑化率の最低限度】は加重平均で、
 $(20\% \times 200.25\text{㎡} + 15\% \times 120.03\text{㎡}) \div 320.28\text{㎡} = 18.12\cdots$ 18.2%以上の緑化率が必要となります。（P10参照）
 （加重平均により緑化率の最低限度を算出する場合は、小数点2桁目以下を切り上げ小数点以下1桁で記入してください。）
- *3** 【緑化率】について、記入例の場合は18.2%以上あるため、必要な緑化率を満たしています。

[条例規制（市街化調整区域）の場合の記入例]

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

令和 4 年 5 月 10 日

（宛先） 名古屋市長

申請者 住 所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏 名 名古屋 太郎

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

*1 都市緑地法施行規則第29条の規定による証明

緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証

を受けたので、

次のとおり申請します。

建 築 物 の 名 称	老人保健施設グリーンヒルズ〇〇		
地 名 地 番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇		
建 築 物 の 用 途	用途区分	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	
	用途を示す記号	08170	
用 途 地 域 等	市街化調整区域		
敷 地 面 積	1201.25 m ²		
建 蔽 率 の 緩 和	☐	防火地域内の耐火建築物等	
	☐	準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等	
	☐	市が指定する角地等	
*2 都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	適用なし %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	20.0 %
工 事 種 別 ・ 増 築 割 合	☒	新築	
	☐	増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合： %）	
緑 化 施 設 の 面 積	259.4 m ²	緑 化 率	*3 21.5 %
建築工事着手予定年月日	令和 4 年 10 月 10 日		
緑化工事完了予定年月日	令和 5 年 3 月 31 日		
担 当 者 （ 設 計 管 理 者 ）	住所	名古屋市〇区〇〇三丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇建設 緑化 みどり （担当 〇〇）	
	電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇 （連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	

- *1 緑のまちづくり条例による規制の場合は、「緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証」を○で囲ってください。
- *2 「緑化率の最低限度一覧表」（P8参照）より、【緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度】の欄は20%と記入してください。
【都市緑地法の規定による緑化率の最低限度】は「適用なし」と記入してください。
- *3 【緑化率】について、20%以上あるため、必要な緑化率を満たしています。

[敷地が法規制区域と条例規制区域（市街化調整区域）にまたがる場合の記入例]

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

令和 4 年 5 月 10 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住 所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏 名 名古屋 太郎
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

***1** 都市緑地法施行規則第29条の規定による証明
緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証
を受けたいので、
次のとおり申請します。

建築物の名称	老人保健施設グリーンヒルズ〇〇		
地名地番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇、〇〇町〇〇〇〇番		
建築物の用途	用途区分	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	
	用途を示す記号	08170	
用途地域等	①第1種中高層住居専用地域（指定建蔽率50%）②市街化調整区域		
敷地面積	*2	(①1,218.22㎡、②800.15㎡)	2,018.37 ㎡
建蔽率の緩和	☐	防火地域内の耐火建築物等	
	☒	準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等	
	☐	市が指定する角地等	
*3 都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	9.1 %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	8.0 %
工事種別・増築割合	☒	新築	
	☐	増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合：.....%）	
緑化施設の面積	365.5 ㎡	*4 緑化率	18.1 %
建築工事着手予定年月日	令和 4 年 10 月 10 日		
緑化工事完了予定年月日	令和 5 年 3 月 31 日		
担当者 (設計管理者)	住所	名古屋市〇区〇〇三丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇建設 緑化 みどり (担当 〇〇)	
	電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇 (連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	

***1** 「都市緑地法施行規則第29条の規定による証明」と「緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証」の両方を○で囲ってください。

***2** 敷地が複数の用途地域にわたる場合は、【用途地域等】と【敷地面積】の欄に、それぞれの面積が分かるように記入してください。

***3** 「緑化率の最低限度一覧表」（P8参照）より、記入例の地域における【都市緑地法の規定による緑化率の最低限度】は、15%です。【緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度】は20%です。

加重平均では、記入例の場合の敷地全体の

【都市緑地法の規定による緑化率の最低限度】は、 $15\% \times 1,218.22\text{㎡} \div 2,018.37\text{㎡} = 9.05\cdots$ 9.1%

【緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度】は、 $20\% \times 800.15\text{㎡} \div 2,018.37\text{㎡} = 7.92\cdots$ 8.0%

よって法規制と条例規制を共に満たすためには、敷地全体で $9.1\% + 8.0\% = 17.1\%$ 以上の緑化率が必要となります。
(加重平均により緑化率の最低限度を算出する場合は、.を切り上げ小数点以下1桁で記入してください。)

***4** 【緑化率】について、記入例の場合は17.1%以上あるため、都市緑地法及び緑のまちづくり条例の規定をどちらも必要な緑化率を満たしています。

[建蔽率が 80%以下の敷地における増築の場合の記入例]

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

令和 4 年 5 月 10 日

（宛先） 名古屋市長

申請者 住 所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 名古屋 太郎
（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

都市緑地法施行規則第29条の規定による証明

緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証

を受けたいので、

次のとおり申請します。

建 築 物 の 名 称	〇〇ドラッグ		
地 名 地 番	名古屋市中区〇〇二丁目〇番〇		
建 築 物 の 用 途	用途区分	日用品の販売を主たる目的とする店舗	
	用途を示す記号	08438	
用 途 地 域 等	近隣商業地域		
敷 地 面 積	980.23 m ²		
建 蔽 率 の 緩 和	☐ 防火地域内の耐火建築物等 ☐ 準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等 ☐ 市が指定する角地等		
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	10.0 %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	適用なし %
工事種別・増築割合	☐ 新築 ☒ 増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の *1 床面積の合計の割合： 156.2 %）		
緑 化 施 設 の 面 積	105.3 m ²	緑 化 率	10.7 %
建築工事着手予定年月日	令和 4 年 10 月 10 日		
緑化工事完了予定年月日	令和 5 年 3 月 31 日		
担 当 者 （ 設 計 管 理 者 ）	住所 名古屋市中区〇〇三丁目〇番〇号 氏名 〇〇建設 緑化 みどり （担当 〇〇） 電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇 （連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇）		

***1 【都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合】**について、建築確認申請の数値を基に、【増築後の床面積の合計】÷【平成 20 年 10 月 31 日時点の床面積の合計】×100 の値を、小数点 2 桁目以下を切り上げ、小数点以下 1 桁まで記入してください。

増築割合が 120%以下の場合は、緑化率の最低限度は規定されません。申請不要の場合の手続きが必要です。（P4・5 参照）

都市計画告示日（平成 20 年 10 月 31 日）以降に緑化率適合証明等通知書の交付を受けた建築物を増築する場合は、増築割合にかかわらず申請が必要です。増築割合には「 - 」を記入してください。

[建蔽率が80%を超える敷地における増築の場合の記入例①]

平成30年3月31日までに緑化率適合証明等通知書の交付を受けていない建築物

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

令和 4 年 5 月 10 日

（宛先） 名古屋市長

申請者 住 所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号
〇〇株式会社
氏 名 代表取締役 名古屋 太郎
（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）
電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

都市緑地法施行規則第29条の規定による証明
緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証
を受けたいので、
次のとおり申請します。

建 築 物 の 名 称	〇〇ドラッグ		
地 名 地 番	名古屋市区〇〇二丁目〇番〇		
建 築 物 の 用 途	用途区分	日用品の販売を主たる目的とする店舗	
	用途を示す記号	08438	
用 途 地 域 等	近隣商業地域		
敷 地 面 積	980.23 m ²		
*1 建 蔽 率 の 緩 和	☒ 防火地域内の耐火建築物等 ☐ 準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等 ☒ 市が指定する角地等		
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	10.0 %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	適用なし %
工事種別・増築割合	☐ 新築 ☒ 増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の *2 床面積の合計の割合： 156.2 %）		
緑 化 施 設 の 面 積	105.3 m ²	緑 化 率	10.7 %
建築工事着手予定年月日	令和 4 年 10 月 10 日		
緑化工事完了予定年月日	令和 5 年 3 月 31 日		
担 当 者 （ 設 計 管 理 者 ）	住所 名古屋市区〇〇三丁目〇番〇号 氏名 〇〇建設 緑化 みどり （担当 〇〇） 電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇 （連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇）		

*1 【建蔽率の緩和】について、該当箇所には✓印を記入してください。

*2 【都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合】について、建築確認申請の数値を基に、【増築後の床面積の合計】÷【平成30年4月1日時点の床面積の合計】×100の値を、小数点2桁目以下を切り上げ、小数点以下1桁まで記入してください。
増築割合が120%以下の場合は、緑化率の最低限度は規定されません。申請不要の場合の手続きが必要です。（P4・5参照）

[建蔽率が80%を超える敷地における増築の場合の記入例②]

平成30年3月31日までに緑化率適合証明等通知書の交付を受けている建築物

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

令和 4 年 5 月 10 日

（宛先） 名古屋市長

申請者 住 所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

〇〇株式会社

氏 名 代表取締役 名古屋 太郎

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

***1** 都市緑地法施行規則第29条の規定による証明
緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証 を受けたので、
 次のとおり申請します。

建 築 物 の 名 称	〇〇ドラッグ		
地 名 地 番	名古屋市区〇〇二丁目〇番〇		
建 築 物 の 用 途	用途区分	日用品の販売を主たる目的とする店舗	
	用途を示す記号	08438	
用 途 地 域 等	近隣商業地域		
敷 地 面 積	980.23 m ²		
*2 建 蔽 率 の 緩 和	☒	防火地域内の耐火建築物等	
	☐	準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等	
	☒	市が指定する角地等	
*3 都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	適用なし %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	10.0 %
工事種別・増築割合	☐	新築	
	☒	増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合： *4 115.3 %）	
緑 化 施 設 の 面 積	105.3 m ²	緑 化 率	10.7 %
建築工事着手予定年月日	令和 4 年 10 月 10 日		
緑化工事完了予定年月日	令和 5 年 3 月 31 日		
担 当 者 （ 設 計 管 理 者 ）	住所	名古屋市区〇〇三丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇建設 緑化 みどり （担当 〇〇）	
	電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇 （連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	

***1** 「緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証」を○で囲ってください。

***2** 【建蔽率の緩和】について、該当箇所に✓印を記入してください。

***3** 【都市緑地法の規定による緑化率の最低限度】は「適用なし」と記入してください。

【緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度】の欄は、10%と記入してください。

***4** 【都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合】について、建築確認申請の数値を基に、【増築後の床面積の合計】÷【平成30年4月1日時点の床面積の合計】×100の値を、小数点2桁目以下を切り上げ、小数点以下1桁まで記入してください。

増築割合が120%を超える場合は都市緑地法に基づく緑化規制になります。前ページの「建蔽率が80%を超える敷地における増築の場合の記入例①」に基づき、申請をしてください。

[市街化調整区域における増築の場合の記入例]

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

令和 4 年 5 月 10 日

（宛先） 名古屋市長

申請者 住 所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏 名 名古屋 太郎
（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

***1** 都市緑地法施行規則第29条の規定による証明
緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証
を受けたいので、
次のとおり申請します。

建築物の名称	老人保健施設グリーンヒルズ〇〇		
地名地番	名古屋市区〇〇二丁目〇番〇		
建築物の用途	用途区分	老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	
	用途を示す記号	08170	
用途地域等	市街化調整区域		
敷地面積	1201.25 m ²		
建蔽率の緩和	☐ 防火地域内の耐火建築物等 ☐ 準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等 ☐ 市が指定する角地等		
*2 都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	適用なし %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	20.0 %
工事種別・増築割合	☐ 新築 ☒ 増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の		
	*3 床面積の合計の割合： 156.2 %		
緑化施設の面積	259.4 m ²	緑化率	21.5 %
建築工事着手予定年月日	令和 4 年 10 月 10 日		
緑化工事完了予定年月日	令和 5 年 3 月 31 日		
担当者 （設計管理者）	住所	名古屋市区〇〇三丁目〇番〇号	
	氏名	〇〇建設 緑化 みどり （担当 〇〇）	
	電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇 （連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	

***1** 「緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証」を○で囲ってください。

***2** 【都市緑地法の規定による緑化率の最低限度】は「適用なし」と記入してください。

【緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度】の欄は、20%と記入してください。

***3** 【都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合】について、建築確認申請の数値を基に、【増築後の床面積の合計】÷【平成20年10月31日時点の床面積の合計】×100の値を、小数点2桁目以下を切り上げ、小数点以下1桁まで記入してください。

増築割合が120%以下の場合は、緑化率の最低限度は規定されません。申請不要の場合の手続きが必要です。（P4・5参照）

緑のまちづくり条例に基づく緑化率適合証明等通知書の交付を受けた建築物を増築する場合は、増築割合にかかわらず申請が必要です。増築割合には「—」を記入してください。

[地区計画条例に基づく規制の場合の記入例]

第11号様式（第18条第1項関係）

緑化率適合証明等申請書

令和 4 年 5 月 10 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住 所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏 名 名古屋 太郎
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

都市緑地法施行規則第29条の規定による証明

を受けたいので、

緑のまちづくり条例第26条第3項の規定による認証

次のとおり申請します。

	建 築 物 の 名 称	名古屋 太郎 邸		
*1	地 名 地 番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇 (名古屋市〇〇土地区画整理組合〇街区仮〇番)		
	建 築 物 の 用 途	用途区分	一戸建ての住宅	
		用途を示す記号	08010	
*2	用 途 地 域 等	第1種低層住居専用地域 (〇〇地区整備計画区域 〇〇地区)		
	敷 地 面 積	157.66 m ²		
	建 蔽 率 の 緩 和	☐ 防火地域内の耐火建築物等 ☐ 準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等 ☐ 市が指定する角地等		
*3	都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	25.0 %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	適用なし %
	工 事 種 別 ・ 増 築 割 合	☒ 新築 ☐ 増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合： %）		
	緑 化 施 設 の 面 積	40.3 m ²	緑 化 率	25.5 %
	建築工事着手予定年月日	令和 4 年 10 月 10 日		
	緑化工事完了予定年月日	令和 5 年 3 月 31 日		
	担 当 者 (設 計 管 理 者)	住所	名古屋市〇区〇〇三丁目〇番〇号	
		氏名	〇〇建設 緑化 みどり (担当 〇〇)	
		電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇 (連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	

- *1** 【地名地番】区画整理事業地内の場合、仮換地(保留地)を忘れずに記入してください。
- *2** 【用途地域等】該当する地区計画名称と該当地区名を記入してください。
- *3** 【都市緑地法の規定による緑化率の最低限度】緑化地域の申請対象面積以上の敷地の場合、緑化率は緑化地域制度で規定される緑化率と地区計画で定められた緑化率のうち、大きい方の数値が適用されます。

(2) 緑化率規制適用除外許可等申請書

第12号様式の3 (第19条第1項関係)

緑化率規制適用除外許可等申請書

*1 令和 4 年 5 月 10 日

(宛先) 名古屋市長

*2 申請者 住所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏名 名古屋 太郎

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

*3

都市緑地法第35条第2項第 2 号

緑のまちづくり条例第26条第2項

名古屋市区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例第8条の3第2項第 号

の規定による適用除外の 許可 を受けたいので、次のとおり申請します。
認定

*4

建築物の名称	学校法人緑化学園 みどり中学校		
地名地番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇		
建築物の用途	用途区分	中学校、高等学校又は中等教育学校	
	用途を示す記号	08090	
用途地域等	第1低層住居専用地域		
①敷地面積	15,300.81 m ²		
建蔽率の緩和	☐	防火地域内の耐火建築物等	
	☐	準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等	
	☐	市が指定する角地等	
*5 都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	20.0 %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	適用なし %
*6 工事種別・増築割合	☒	新築	
	☐	増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合： %）	
*7 ②緑化施設の面積	2140.5 m ²	緑化率	13.9 %
③用途により緑化が困難な敷地の面積	*8 4800.00 m ²	④がけ地等の面積	*9 0.00 m ²
⑤緑化が可能な敷地の面積 (①－(③＋④))	10,500.81 m ²	緑化が可能な敷地における緑化率 (②／⑤×100)	*13 20.3 %
*10 建築工事着手予定年月日	令和 4 年 10 月 10 日		
	緑化工事完了予定年月日 令和 5 年 3 月 31 日		
*11 申請理由	運動場、プールは、建築用途上必要な施設である。両施設は、緑化が困難な施設である。両施設の設置により、規定の緑化率の達成が困難なため、運動場、プールを緑化の対象面積から除外する必要がある。		
*12 担当者 (設計管理者)	住所 氏名 電話番号	名古屋市中区〇〇三丁目〇番〇号 〇〇建設 緑化 みどり (担当 〇〇) 052-〇〇〇-〇〇〇〇 (連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	

注 該当する口の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

緑化率規制適用除外許可等申請書の記入方法

*1、*2、*4、*5、*6、*7、*10、*12

「緑化率適合証明等申請書の記入方法」を参考にしてください。（P27 参照）

*3 関連法規

都市緑地法第 35 条第 2 項第 1 号、2 号、及び 3 号に基づき、緑化率規制の適用除外を受ける場合は、「[緑化地域制度マニュアル【③法律・解説編】P16～](#)」を参考に適合する号数を記入の上、「都市緑地法第 35 条第 2 項 号」と「許可」を○で囲ってください。

緑のまちづくり条例第 26 条第 2 項に基づき緑化率規制の適用除外を受ける場合は、「緑のまちづくり条例第 26 条第 2 項」と「認定」を○で囲ってください。

*8 用途により緑化が困難な敷地の面積

都市緑地法第 35 条第 2 項第 2 号及び第 35 条第 3 項に基づく、用途により緑化が困難であり敷地面積から除外することが適当な物件の面積を、小数点以下 3 桁目を切り捨て、小数点以下 2 桁まで記入してください。

ただし、対象となる建築用途と除外物件は「[緑化地域マニュアル【③法律・解説編】P17](#)」に記載されているものに限られます。

*9 がけ地等の面積

都市緑地法第 35 条第 2 項第 3 号及び第 35 条第 3 項に基づく緑化が困難ながけ地等の面積を、小数点以下 3 桁目を切り捨て小数点以下 2 桁まで記入してください。

ただし、対象となる敷地は「[緑化地域制度マニュアル【③法律・解説編】P17](#)」に記載されているものに限られます。

*11 申請の理由

緑化率規制適用除外許可・認定を受けたい理由を記入してください。

ただし、申請の理由は「[緑化地域制度マニュアル【③法律・解説編】P16～](#)」に記載されているものに限られます。

*13 緑化が可能な敷地における緑化率

$0\text{m}^2 \div 0\text{m}^2$ の場合は「—」を記入してください。

(3) 緑化施設概要書

第12号様式（第18条第1項、第19条第1項、第20条の2第1項、第20条の7第1項関係）

緑 化 施 設 概 要 書

*1

1 種別 ☐ 適合 ☐ 適用除外 ☒ 完了延期
変更 ☐ 完了

*2

2 緑化施設の面積

面積の算定項目			面積（㎡）
（屋上緑化・壁上緑化を除く）	樹木の面積	①樹冠の水平投影面積	
		②みなし樹冠の水平投影面積	49.2
		③一定の条件に該当する植栽基盤の水平投影面積	31.4
	④芝その他の地被植物の水平投影面積		4.0
	⑤花壇その他これらに類するものの水平投影面積		4.8
	⑥水流、池その他これらに類するものの水平投影面積		
	⑦園路、土留その他の施設の水平投影面積		(A) 0.9
	⑧地上における緑化施設の面積（①～⑦の計）		90.3
屋上緑化	⑨屋上における①～⑥の面積の計		
	⑩屋上における⑦の面積		(B)
	⑪屋上における緑化施設の面積（⑨＋⑩）		
⑫壁面における緑化施設の面積			
緑化施設の面積（⑧＋⑪＋⑫）			(C) 90.3

*3

3 緑化施設の面積に占める園路、土留等の面積の割合（20％以内）

園路、土留等の面積〔(A)＋(B)〕	0.9	㎡	×	100＝	1.0	％
緑化施設の面積（C）	90.3	㎡				

*4

4 緑化率

緑化施設の面積（C）	90.3	㎡	×	100＝	26.2	％
敷地面積	344.52	㎡				

注1 該当する□の中にレ印をつけてください。

2 緑化施設の面積については、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

緑化施設概要書の記入方法

*1 種別

緑化施設概要書を添付する書類に合わせ選択してください。

「緑化施設適合証明等申請書」⇒ **適合** に✓印を記入してください。

「緑化率規制適用除外許可等申請書」⇒ **適用除外** に✓印を記入してください。

「緑化施設工事完了延期認定申請書」⇒ **完了延期** を○で囲って、✓印を記入してください。

「申請書等記載事項変更届」⇒ **変更** を○で囲って、✓印を記入してください。

「緑化施設工事完了届」⇒ **完了** に✓印を記入してください。

*2 緑化施設の面積

「緑化面積の計算方法」に従って、計画した緑化施設の面積を算出してください。

種別が「完了延期」の場合、緑化施設の面積は「完了している緑化施設の面積」を記入してください。

小数点2桁目以下を切り捨て、小数点以下1桁まで記入してください。

*3 緑化施設の面積に占める園路・土留等の面積の割合

「園路・土留等の面積(A) + (B)」は「緑化施設の面積(C)」の20%を超えて計上することができません。

小数点2桁目以下を切り上げ、小数点以下1桁まで記入してください。

*4 緑化率

種別が「適用除外」の場合、敷地面積は「⑤緑化が可能な敷地の面積」を記入してください。

小数点2桁目以下を切り捨て、小数点以下1桁まで記入してください。

エクセルシートの自動計算をご利用ください。

右端にある緑化面積入力欄（緑色セル）と敷地面積入力欄（水色セル）に入力すると、緑化面積や緑化率が自動計算されます。

ここで算出される緑化施設の面積や緑化率が、緑化率適合証明等申請書や緑化施設工事完了届等に記入する緑化施設の面積や緑化率になります。

手書きの場合は、下記にご注意ください。

【緑化施設の面積】と【緑化率】は、小数点以下2桁目を切り捨て、小数点以下1桁まで記入してください。

【緑化施設の面積に占める園路・土留等の面積の割合】は、小数点以下2桁目を切り上げ、小数点以下1桁まで記入してください。

(4) 申請書等記載事項変更届

第12号様式の7（第20条の4第1項関係）

申請書等記載事項変更届

令和 元 年 6 月 21 日

（あて先） 名古屋市長

届出者 住所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号 ***1**

***2**
氏名 名古屋 太郎 ㊞
（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

変更前の内容

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

緑のまちづくり条例施行細則第20条の4第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更後の 内容	*3	通知書交付年月日 及び番号	令和 元 年 5 月 10 日 〇〇〇 第 〇 - 〇 号			
		建築物の名称	グリーンヒルズ〇〇			
		地名地番	名古屋市中区〇〇二丁目〇番〇			
		敷地面積	322.00 m ²			
	変更事項	変更前	敷地面積320.20m ² 、地上緑化66.5m ²			
		変更後	敷地面積322.00m ² 、地上緑化66.5m ² 、屋上緑化21.0m ²			
	*5	緑化施設の面積	変更前	66.5 m ²	変更後	67.5 m ²
		緑化率	変更前	20.7 %	変更後	20.9 %
	*6	緑化工事完了予定年月日	変更前	令和 年 月 日	変更後	令和 年 月 日
変更理由		・確定測量により敷地面積が変更となったため。 ・地上部の植栽が一部困難となり、代わりに緑化資材を用いて屋上緑化を施工することになったため。				
*8	担当者 （設計管理者）	住所	名古屋市中区〇〇三丁目〇番〇号			
		氏名	〇〇建設 緑化 みどり （担当 〇〇）			
*9		電話番号	052-〇〇〇-〇〇〇〇			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

申請書等記載事項変更届の記入方法

*1、*2、*4、*9

「緑化率適合証明等申請書の記入方法」を参考にしてください。（[P27 参照](#)）

*2、*4 については【届出者】の届出者名は、地位の継承という意味から、原則、変更前の届出者名で提出してください。ただし、届出者が亡くなった場合や、法人の代表者変更については変更後の方で構いません。

【建築物の名称】【地名地番】【敷地面積】は変更後の内容を記入してください。

*3 通知書交付年月日及び番号

「緑化率適合証明等通知書」もしくは「緑化率規制適用除外許可等通知書」の右肩部分に記載されている交付年月日及び通知番号を記入してください。

*5 変更事項

緑化率適合証明等申請書もしくは緑化率規制適用除外許可等通知書の申請内容から、記載内容や緑化施設を変更する場合、変更内容を記入してください。

申請書等記載事項変更届の提出が必要な変更事項については「記載事項変更届の提出基準について」を参考にしてください。（[P21 参照](#)）

*6 緑化施設の面積・緑化率

緑化施設の面積や緑化率に変更がある場合に変更内容を記入してください。（軽微な緑化施設の変更で完了届提出時に、申請者等の変更があり記載事項変更届を提出する場合は記入不要です。）

*7 工事完了予定年月日

工事完了予定年月日に変更がある場合、記入してください。

*8 変更の理由

記載内容の変更を行う理由を記入してください。

申請書内容等記載事項変更届の提出基準について、P21 を参照してください。

申請書内容等記載事項変更届は、現地施工の前に提出し、変更内容についての承認を得てください。

申請書内容記述事項変更届を受理してから副本の返却まで、通常7日程度（土日祝日を除く）かかります。

なお、緑化内容に変更がなく、申請者名の変更等であれば、副本をその場で返却できます。また、緑化施設工事完了届と同時提出でも構いません。

(5) 緑化施設工事完了届

第12号様式の9（第20条の7第1項関係）

緑化施設工事完了届

***1**

令和 2 年 3 月 31 日

(あて先) 名古屋市長

***2**

届出者 住所

名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏名 名古屋 太郎

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

緑のまちづくり条例第25条の規定により、次のとおり届け出ます。

***3**

通知書交付年月日 及び番号	令和 元 年 5 月 10 日	〇〇〇 第	〇 - 〇 号
建築物の名称	グリーンヒルズ〇〇		
地名地番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇		
敷地面積	320.20 m ²		
都市緑地法の規定による緑化率の最低限度	20.0 %	緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度	適用なし %
工事種別・増築割合	☒ 新築		
	☐ 増築（都市計画告示日の床面積の合計に対する増築後の床面積の合計の割合： %）		
緑化施設の面積	66.5 m ²	緑化率	20.7 %
建築工事着手年月日	令和 元 年 10 月 1 日		
緑化工事完了年月日	令和 2 年 3 月 30 日		
担当者 (設計管理者)	住所 名古屋市〇区〇〇三丁目〇番〇号		
	氏名 〇〇建設 緑化 みどり (担当 〇〇)		
	電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇		

注 該当する□の中にレ印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

緑化施設工事完了届の記入方法

*1 日付

提出日を記入してください。

*2、*4、*5、*6、*9

緑化率適合証明等申請書もしくは緑化率規制適用除外許可等申請書と同じ内容をご記入ください。
(変更のある場合は事前に申請書等記載事項変更届を提出してください。)

*3 通知書交付年月日及び番号

「緑化率適合証明等通知書」もしくは「緑化率規制適用除外許可等通知書」の右肩部分に記載されている交付年月日及び通知番号を記入してください。

*7 緑化施設の面積及び緑化率

工事完了時の数値を記入してください。

緑化率が*5【都市緑地法に基づく緑化率の最低限度】と【緑のまちづくり条例の規定による緑化率の最低限度】の合計値以上になるように緑化施設を整備してください。

【緑化施設の面積】と【緑化率】は、小数点 2 桁目以下を切り捨て、小数点以下 1 桁まで記入してください。

緑化率規制適用除外の場合、全体敷地に対する緑化率を記入し、欄外に下記を追記してください。

緑化率規制適用除外物件

緑化が可能な敷地面積	●●●.●●㎡
緑化が可能な敷地における緑化率	●●.●%

※申請時の緑化施設の面積や緑化率が大幅に減少する場合、又は緑化内容や緑化資材等が変更になる場合は、現地施工前に「申請書等記載事項変更届」の提出が必要です。(P21 参照)

*8 建築工事着手年月日・緑化工事完了年月日

建築基準法に基づく着工年月日と緑化施設の工事完了年月日(提出日と同日、又は提出日より前の日付)を記入してください。

緑化施設完了時の緑化率の確認・認定は名古屋市が行います。

そのため、完了時の緑化率が確認できる竣工図と、その状況が確認できるよう、緑化施設すべての写真が必要となります。

竣工図の作成方法は P65 をご確認ください。
完了写真の撮影方法は P66 をご確認ください。

なお、建築完了検査時に建築主事・指定確認検査機関が、現地と緑化率の最低限度を満たしていると証明された図面との整合性を確認することで、建築基準関係規定を満たしていることを確認する流れになっています。そのため、建築完了検査前に、緑化施設工事完了確認証明通知書の交付を受けてください。

緑化施設工事完了確認証明通知書の交付には、緑化施設工事完了届を受理してから、通常 4 日程度(土日祝日を除く)かかります。

(6) 申請取下届

第12号様式の6（第20条の3関係）

申 請 取 下 届

***1**

令和 元 年 5 月 9 日

（あて先） 名古屋市長

***2**

届出者 住所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏名 名古屋 太郎

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

緑のまちづくり条例施行細則第20条の3の規定により、次のとおり届け出ます。

***3**

申 請 書 の 名 称	☒ 緑化率適合証明等申請書 ☐ 緑化率規制適用除外許可等申請書 ☐ 緑化施設工事完了延期認定申請書
申 請 年 月 日	令和 元 年 5 月 7 日
建 築 物 の 名 称	グリーンヒルズ〇〇
地 名 地 番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇
取 下 げ の 理 由	建築計画の変更により、緑化計画の変更が生じたため。
担 当 者 （ 設 計 管 理 者 ）	住所 名古屋市〇区〇〇三丁目〇番〇号 氏名 〇〇建設 緑化 みどり （担当 〇〇） 電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

注 該当する口の中にレ印をつけてください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

申請取下届の記入方法

***1、*2、*5、*7**

「緑化率適合証明等申請書の記入方法」を参考にしてください。（P27 参照）

***3 申請書の名称**

取下げたい申請にレ印を記入してください。

***4 申請年月日**

***3** の申請書を提出した年月日を記入してください。

***6 取り下げの理由**

申請を取り下げる理由を記入してください。

(7) 工事取止届

第12号様式の8（第20条の5関係）

工 事 取 止 届

***1**
令和 元 年 6 月 21 日

（あて先） 名古屋市長

***2**
届出者 住所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

氏名 名古屋 太郎
（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

緑のまちづくり条例施行細則第20条の5の規定により、次のとおり届け出ます。

*3	通知書交付年月日 及 び 番 号	令和 元 年 5 月 10 日 〇〇〇 第 〇 - 〇 号
*4	建 築 物 の 名 称	グリーンヒルズ〇〇
	地 名 地 番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇
*5	取 止 め の 理 由	本年6月18日をもって、 建築計画が中止されたため。
*6	担 当 者 （ 設 計 管 理 者 ）	住所 名古屋市〇区〇〇三丁目〇番〇号 氏名 〇〇建設 緑化 みどり （担当 〇〇） 電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

工事取止届の記入方法

***1、*2、*4、*6**

「緑化率適合証明等申請書の記入方法」を参考にしてください。（P27 参照）

***3 通知書交付年月日及び番号**

「緑化率適合証明等通知書」もしくは「緑化率規制適用除外許可等通知書」の右肩部分に記載されている交付年月日及び通知番号を記入してください。

***5 取止めの理由**

工事を取り止める理由を記入してください。

(8) 緑化施設工事完了延期認定申請書

緑化施設工事完了延期認定申請書

*1

令和 元 年 10 月 10 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所 名古屋市中区三の丸一丁目〇番〇号

*2

氏名 名古屋 太郎
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇

都市緑地法第43条第1項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項の規定による工事の完了の日までに緑化施設に関する工事を完了することができないことについて認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

1 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

*3

通知書交付年月日及び番号	令和 元 年 5 月 10 日 〇〇〇 第 〇 - 〇 号
建築物の名称	グリーンヒルズ〇〇
地名地番	名古屋市〇区〇〇二丁目〇番〇
敷地面積	320.20 m ²

2 既存の緑化施設の位置、種別及び面積

*4

既存の緑化施設の位置	配置図のとおり
種 別	配置図のとおり
面 積	0.0 m ²

3 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積

*5

整備する緑化施設の概要及び規模	配置図のとおり
配 置	配置図のとおり
種 別	配置図のとおり
面 積	66.5 m ²

4 上記3のうち工事を完了することができない緑化施設の概要、規模、配置、種別、面積、当該工事を完了することができない理由及び完了予定年月日

*6

工事を完了することができない緑化施設の概要及び規模	配置図のとおり
配 置	配置図のとおり
種 別	配置図のとおり
面 積	50.0 m ²

*7

工事を完了することができない理由
同一敷地内に複数の建築工事を連続して施工しており、緑化工事の一部を物理的に行う事が出来ないため。

*8

完了予定年月日	令和 2 年 10 月 10 日
---------	------------------

5 緑化施設の面積の敷地面積に対する割合

上記2と3を合計した緑化施設の面積の敷地面積に対する割合	20.7 %
上記2と3を合計した緑化施設の面積から上記4の緑化施設の面積を減じた緑化施設の面積の敷地面積に対する面積の割合	5.1 %

6 担当者

*9

担 当 者 (設計管理者)	住所 名古屋市〇区〇〇三丁目〇番〇号 氏名 〇〇建設 緑化 みどり (担当 〇〇) 電話番号 052-〇〇〇-〇〇〇〇
------------------	---

注 面積については、都市緑地法施行規則第9条の規定に基づいて計算すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

緑化施設工事完了延期認定申請書の記入方法

*1、*2、*3、*9

「緑化率適合証明等申請書の記入方法」を参考にしてください。（[P27 参照](#)）

*4 既存の緑化施設の位置、種別及び面積

今回の工事以前からある緑化施設がある場合は、その緑化面積を記入してください。面積は小数点 2 桁目以下を切り捨て小数点以下 1 桁まで記入してください。

*5 整備する緑化施設の概要、規模、配置、種別及び面積

緑化施設全体の面積から既存の緑化施設の面積を減じた数字を記入してください。面積は小数点 2 桁目以下を切り捨て小数点以下 1 桁まで記入してください。

*6 工事を完了することができない緑化施設の概要等

建築完了検査までに工事を完了することができない緑化施設の面積を、小数点 2 桁目以下を切り捨て小数点以下 1 桁まで記入してください。
(ただし、植栽工事以外の園路や土留などは完了延期が認められません)

*7 工事が完了することができない理由

建築完了検査までに緑化施設の工事を完了することができない理由を記入してください。
緑化施設工事完了延期の認定が受けられる理由かどうかを確認してください。（[P24 参照](#)）

*8 完了予定年月日

建築完了検査までに完了することができない緑化施設の完了予定年月日を記入してください。

※配置図への記入方法（[P71～参照](#)）

工程の遅れによる延期は申請対象となりません。

延期認定の対象となる条件は P24 をご確認ください。

延期認定申請を提出する前に、必ず緑政土木局緑地維持課(052-972-2465)まで相談してください。

5. 添付図書の作成方法

5-1 緑化率適合証明等申請時

(1) 用途地域図等（用途地域指定図、又は用途地域の分かる図面）

工事場所、方位、道路、用途地域を示した図面を添付してください。

- ・当該地を赤色で囲ってください。
- ・用途地域が2つ以上にまたがる場合は、すべての建蔽率が確認できるものを提出してください。
- ・防火地域内の耐火建築物等で建蔽率の緩和を受ける場合は、防火地域であることを明示してください。
- ・準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等で建蔽率の緩和を受ける場合は、準防火地域であることを明示してください。

用途地域の分かる図面は、ウェブサイト「名古屋市都市計画情報提供サービス」で提供していますので、ご利用ください。

名古屋市役所ホームページ ⇒ 市政情報 ⇒ 分野別の計画・指針・調査結果
⇒ 都市開発・建築 ⇒ 都市計画 ⇒ 名古屋市都市計画情報提供サービス（リンク）

<http://www.tokei-gis.city.nagoya.jp/>

該当地点を選択しダブルクリックすると矢印が表示されます。その状態で印刷を選択すると、その土地の詳細情報が表示されたものを印刷することができます。

（表の情報が表示されていればモノクロ印刷でかまいません。）

用途地域〈参考図〉

中心地:名古屋市 中区 三の丸2丁目 周辺



凡例

- 第1種低層住居専用地域
- 第2種低層住居専用地域
- 第1種中高層住居専用地域
- 第2種中高層住居専用地域
- 第1種住居地域
- 第2種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域
- 市街化調整区域
- 都市計画道路
- 区分線(道路などの中心)
- 区分線(その他)

←30→ 距離(m)



選択された地点(矢印の先端)の該当内容は以下の通りです。この図面は、地図の精度上及びデータ作成上の誤差を含んでおりますので、概略位置を示した参考図としてご利用ください。お調べの土地が区分線付近の場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

市街化区域及び市街化調整区域	市街化区域	用途地域区分	第2種住居地域
容積率(%)	400	建ぺい率(%)	80
外壁後退距離(m)	—	防火地域及び準防火地域	防火地域(集団防火)
風致地区	第1種風致地区	特定街区	特定街区(名城内団地第4街区)
緑化地域	緑化地域	駐車場整備地区	駐車場整備地区
一団地の官公庁施設	名城内団地	高度地区	—
特別工業地区	—	中高層住居専用地域	—
文教地区	—	研究開発地区	—
臨港地区	—	高度利用地区	—
大規模集客施設制限地区	—	都市再生特別地区	—
流通業務地区	—	特別緑地保全地区	—
生産緑地	—	伝統的建造物群保存地区	—
地区計画	—	都市計画道路	—
都市計画公園	—	都市計画緑地	—
都市計画墓園	—	一団地の住宅施設	—
流通業務団地	—		

名古屋市都市計画情報提供サービス

利用日時: 2018/01/04/16:59

著作権法上認められた行為を除き、掲載されている内容を無断で複製・転用・転載・改変することを禁じます。

連絡先: 都市計画課: 052-972-2713 用途地域課窓口: 052-972-2797

(2) 配置図（求積図・面積計算書）

配置図

配置図として、縮尺、方位、敷地の境界線、建築物（建築面積）の位置、緑化施設の配置及び種別、緑化施設の面積等を明示した図面が必要です。

図面は、原則として、A2～A3サイズとし（敷地面積が広い場合はA1サイズ可）、文字の大きさは記載内容が読みやすい大きさとしてください。縮尺が 1/300以下となる場合、拡大図の添付をお願いします。

◆建築物

建物の建築面積ラインを赤色で枠取りしてください。

※防火地域内の耐火建築物等で建蔽率の緩和の適用を受ける場合や、準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等で建蔽率の緩和の適用を受ける場合は、全ての建築物に「耐火建築物」「耐火建築物等」「準耐火建築物」「準耐火建築物等」と記入してください。

◆緑化施設

種別（高木、中高木、中木、低木、地被植物、芝生、土留め等）がわかるように色分けし、樹種、高さ、植栽密度を記入してください。植物は緑色系、土留めは茶色を原則とします。

・面積計上しない部分（敷地外等）について、着色しないでください。

・高木、中高木、中木を植栽する場合、実際に植栽する位置を幹芯として記入し、樹高を明記してください。

・壁面緑化を除き、樹種は未定でも申請できます。

・生垣は2本/1m以上（標準4本/1.2m）、壁面緑化用ツル植物は3株/m以上（標準4本/m）を植栽してください。

・低木は葉張に応じて1～9本/m²、葉と葉がふれあう程度に密植してください。

・地被植物は、表面が被われるよう、種類や苗の大きさに応じて適切な植栽密度（16株/m²以上）で植栽してください。ただし、セダム、タマリユウ、リュウノヒゲは36株/m²以上とします。16株/m²未満で植栽する場合、推奨植付株数がわかる資料を添付してください。

・芝については、7分張り以上であることが分かるように記入してください。（7 割未満の場合は実際の張芝投影面積が緑化面積となります）

◆植物保護対策

駐車場に接する場所など、車両が乗り入れる可能性のある所に芝や地被植物を植栽する場合は、乗り入れ防止として、低木の植栽帯や車止め、あるいは段差 10cm 程度の縁石を設置するなど、植物保護の対応が必要です。**植物保護の対応方法がわかるよう、車止めや段差を明記してください。**

◆敷地条件

角地などで建蔽率の緩和の適用が受けることができる敷地の場合、道路幅員と敷地境界の延長およびそ及びその根拠を記入してください。

緑化率の最低限度が異なる区域に敷地がわたる場合、区域線を記入してください。

求積図（配置図にまとめることができます）

面積算定の根拠となる寸法（面積）及び縮尺を記入してください。面積の確認のため、図面の縮尺はできるだけ正確に記入してください。

計算方法は縦横、三斜、ヘロン、CAD等、限定はありませんので、わかりやすいように算出してください。**CAD 計測の場合はその旨を明示してください。**

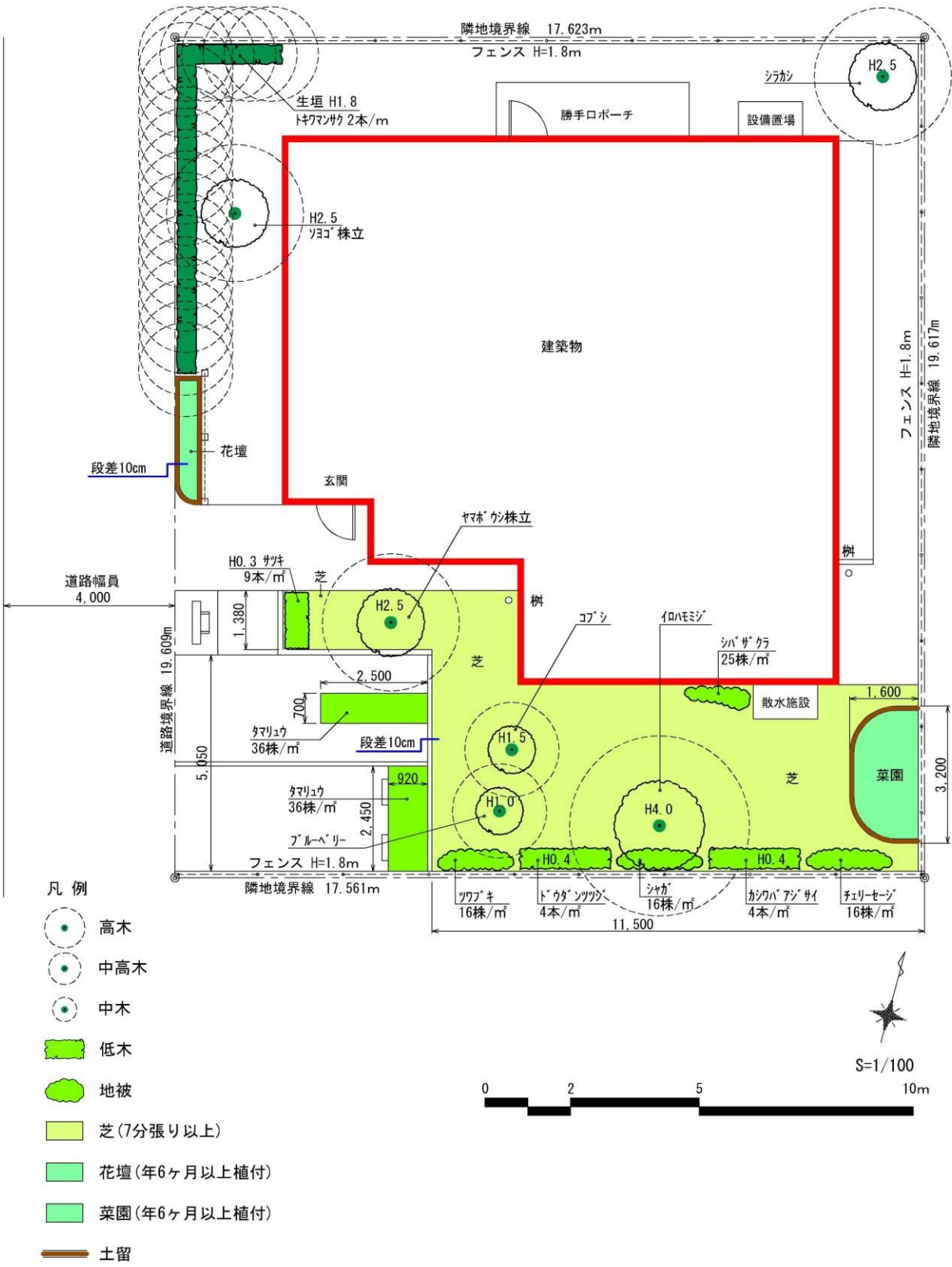
面積を確認するため、植栽基盤の幅員や延長などの寸法を適宜記入してください。

みなし樹冠を計上される場合、幹芯の位置を中心にして、図面の縮尺に応じ正確に記入し、樹高を明記してください。（樹高が1m以上のものに限りします。）

分類	緑化工事完了時の樹木の高さ	みなし樹冠の半径
高木	H4.0m 以上	2. 1m
中高木	H2.5m 以上～H4.0m 未満	1. 6m
中木	H1.0m 以上～H2.5m 未満	1. 1m

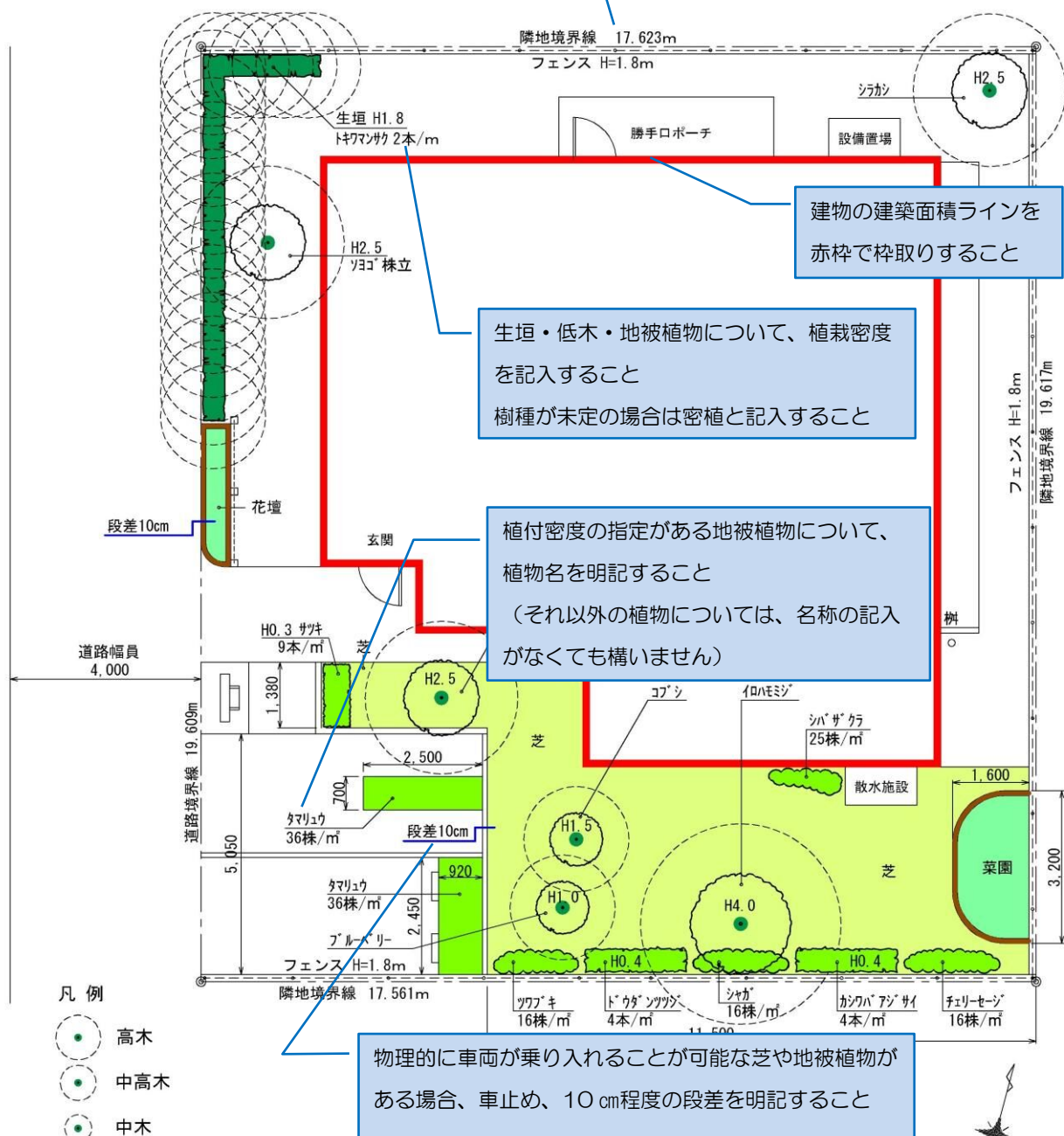
土留の面積は延長×幅で算出してください。

配置図 例1（個人邸）



解説

道路境界線と隣地境界線と境界延長を記入すること



建物の建築面積ラインを赤枠で枠取りすること

生垣・低木・地被植物について、植栽密度を記入すること
樹種が未定の場合は密植と記入すること

植付密度の指定がある地被植物について、植物名を明記すること
(それ以外の植物については、名称の記入がなくても構いません)

物理的に車両が乗り入れることが可能な芝や地被植物がある場合、車止め、10 cm程度の段差を明記すること

凡 例

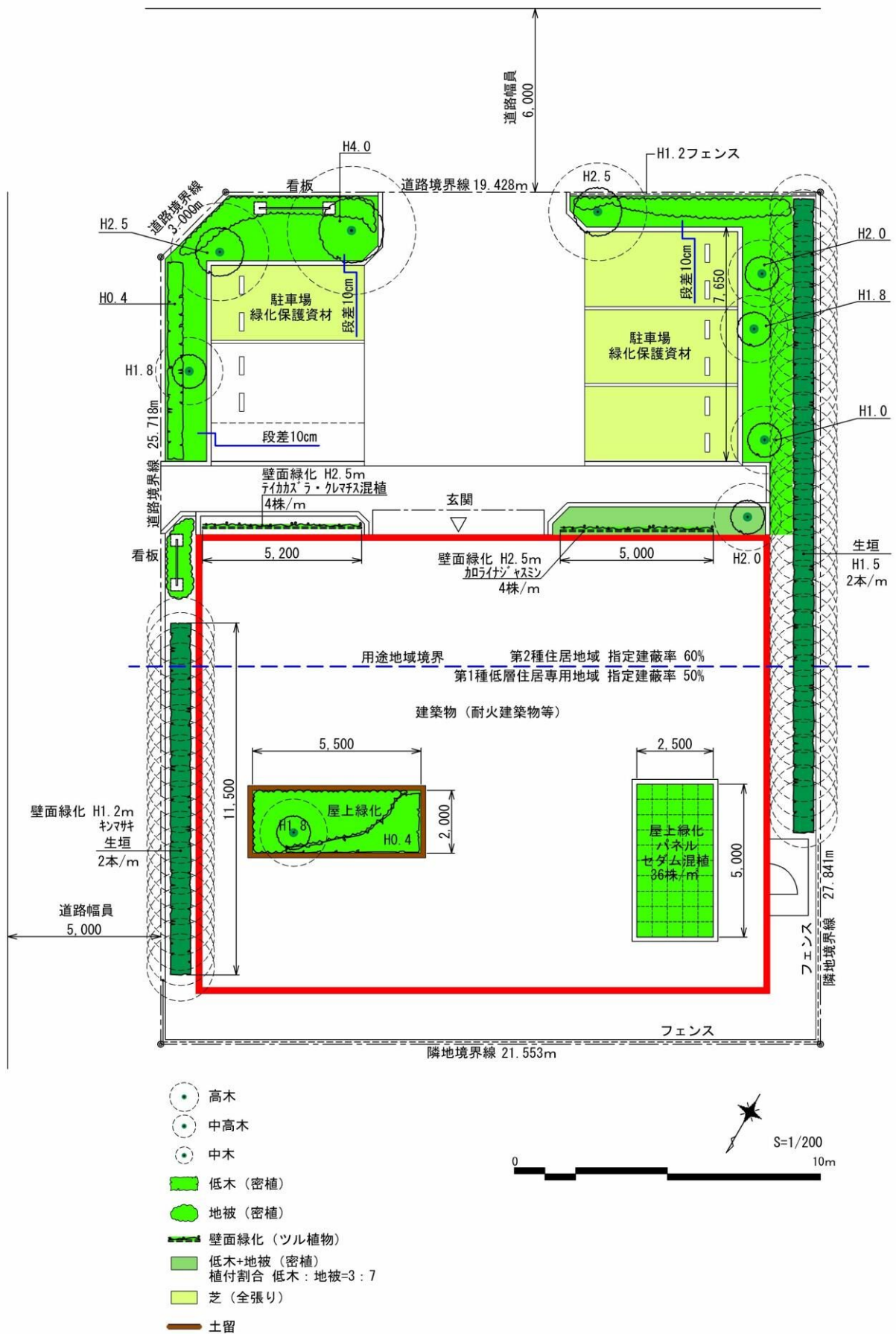
- 高木
- 中高木
- 中木
- 低木
- 地被
- 芝 (7分張り以上)
- 花壇 (年6ヶ月以上植付)
- 菜園 (年6ヶ月以上植付)
- 土留

縮尺・方位を記入すること

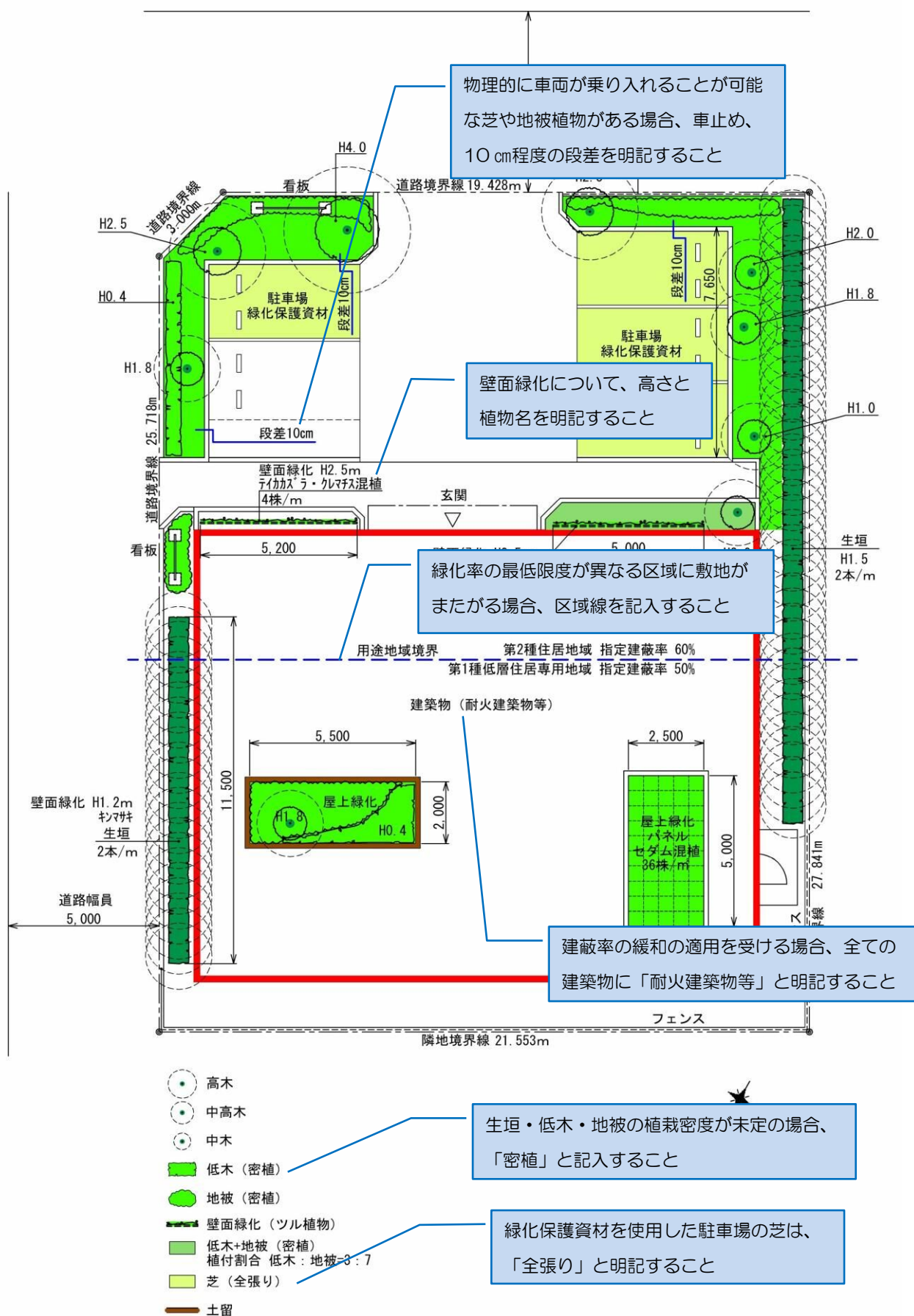
芝について、7分張り以上であることを明記すること
(7割未満の場合、実際の張芝の水平投影面積になります)

花壇・菜園について、年6ヶ月以上植付であることを明記すること

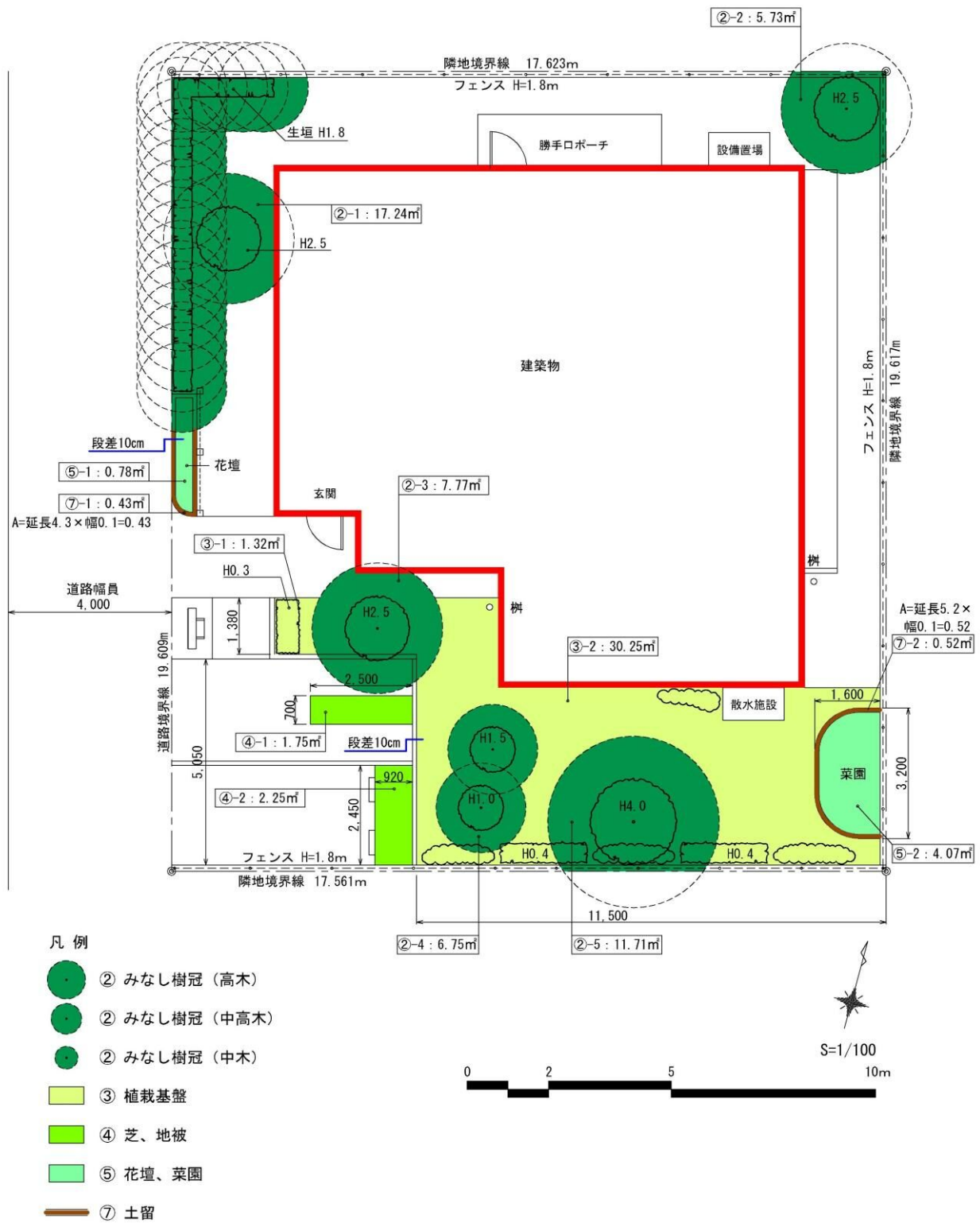
配置図 例2（店舗）



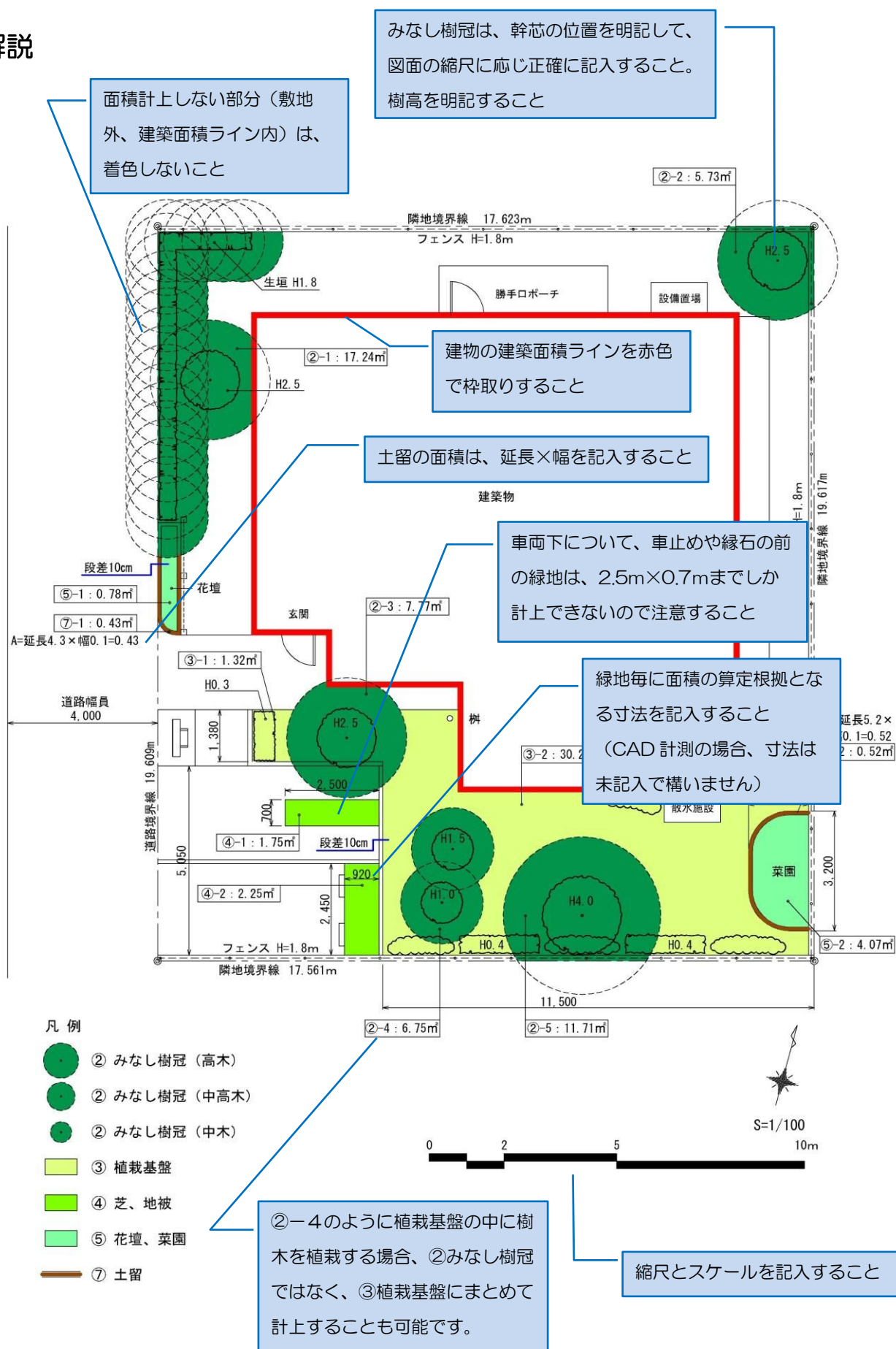
解説



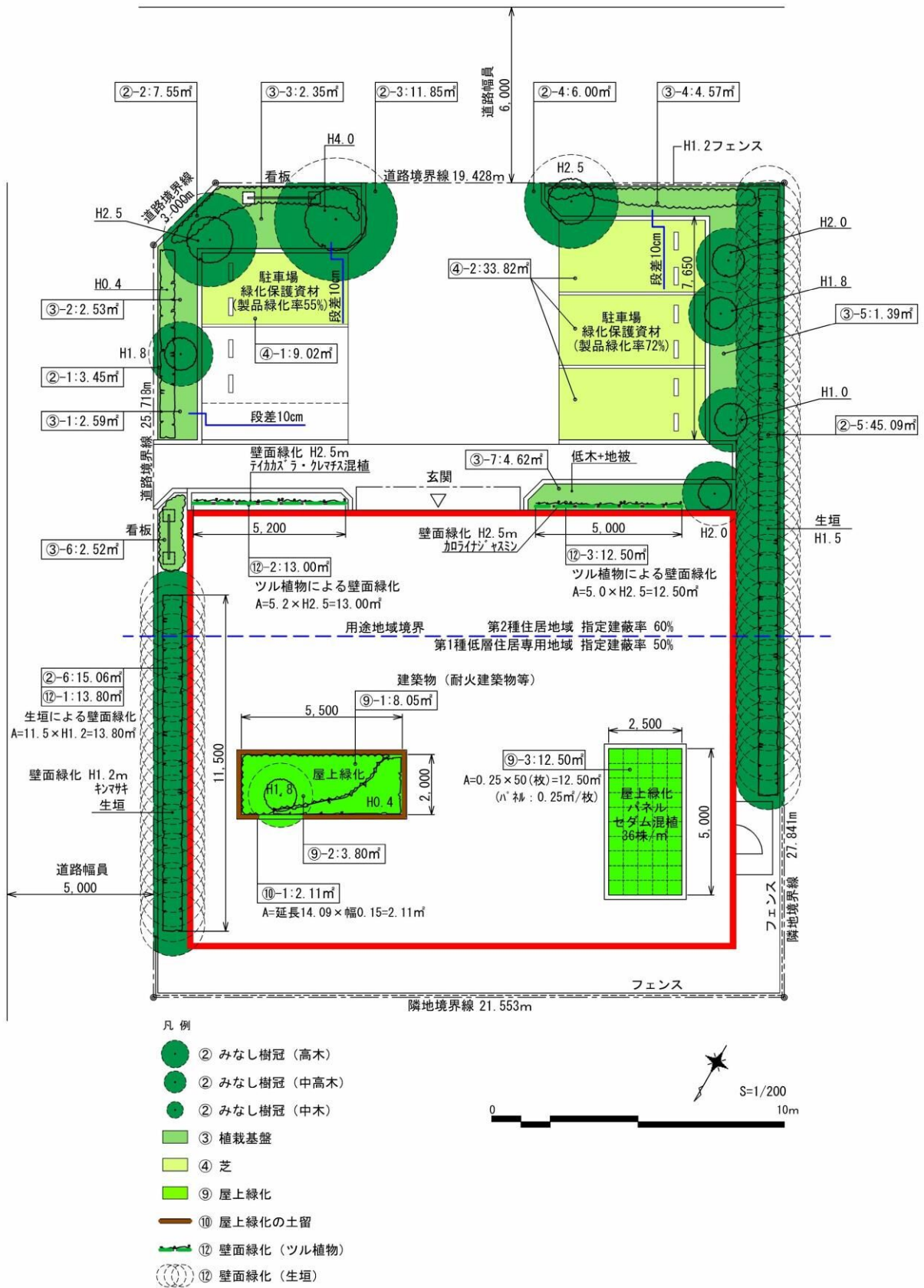
求積図 例1（個人邸）



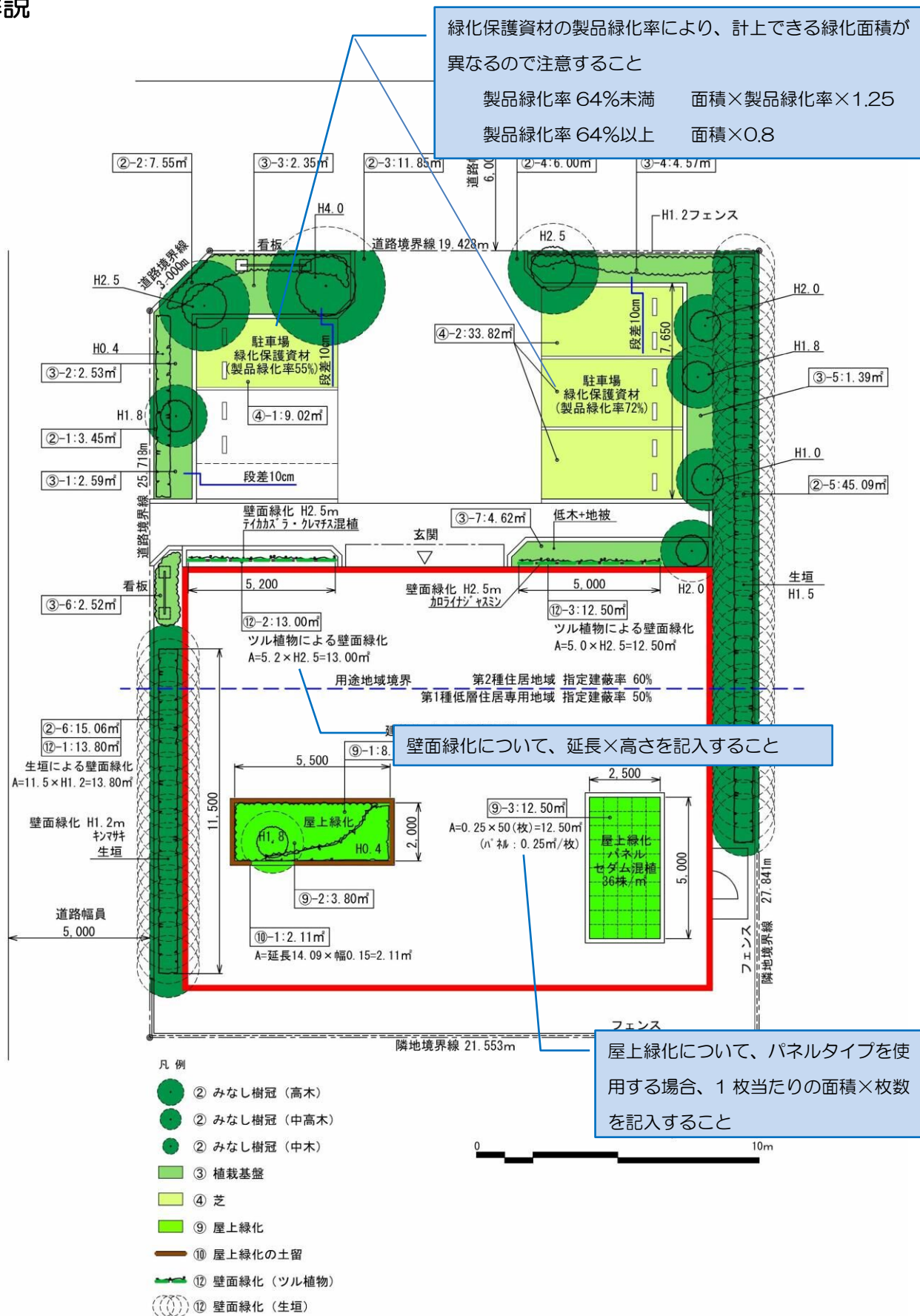
解説



求積図 例2 (店舗)



解説



緑化施設概要書の緑化施設面積の項目(①～⑫)ごとに、緑化面積を算出し、合計してください。
 小数点以下第2位を切り捨て、小数点第1位まで記入してください。

- ・ 構造物等がある場合は、原則として緑化面積からその面積を控除してください。(みなし樹冠の下に入る構造物は、控除不要です。)

主な控除物の面積

Φ100	0.008㎡	100□	0.010㎡
Φ150	0.018㎡	150□	0.023㎡
Φ160	0.020㎡	180□	0.033㎡
Φ200	0.031㎡	200□	0.040㎡
Φ250	0.050㎡	250□	0.063㎡
Φ300	0.071㎡	300□	0.090㎡
Φ350	0.096㎡	350□	0.13㎡
Φ600	0.28㎡	400□	0.16㎡

- ・ 緑化率の最低限度が異なる区域に敷地がわたる場合、敷地毎の面積と緑化率の最低限度を明示し、敷地全体の緑化率の最低限度がわかる計算式を記入してください。
- ・ 増築の場合は増築割合のわかる計算式を記入してください。
- ・ 樹木と芝・地被植物が混植された植栽基盤について、「④ 芝、その他の地被植物の水平投影面積」ではなく「③ 植栽基盤の水平投影面積」で計上してください。
- ・ 「⑤ 花壇その他に類するものの水平投影面積」に計上できるものは、パンジーなどの草花類を植栽した場合と、野菜などを植栽した畑の場合のみです。
- ・ 「③ 植栽基盤の水平投影面積」を計上する場合のうち、樹木や芝・地被植物で植栽基盤を植えずぶさない場合は、換算緑化面積の計算式を記入してください。(P80 参照)

、

面積計算表 例1（個人邸）

敷地面積	緑化率の最低限度
344.52㎡	20.0%

②みなし樹冠の水平投影面積(CAD求積)			
②-1	中高木・中木	17.24㎡	49.2㎡
②-2	中高木	5.73㎡	
②-3	中高木	7.77㎡	
②-4	中木	6.75㎡	
②-5	高木	11.71㎡	
小計		49.20㎡	
③植栽基盤の水平投影面積(CAD求積)			
③-1	低木・芝	1.32㎡	31.4㎡
③-2	低木・地被・芝 ・柵φ350 0.096×1箇所=0.096 30.25-0.10=30.15	30.15㎡	
小計		31.47㎡	

④芝、その他地被植物の水平投影面積			
④-1	地被	2.50×0.70=1.75	1.75㎡
④-2	地被	2.45×0.92=2.254	2.25㎡
小計		4.00㎡	4.0㎡
⑤花壇その他これらに類するものの水平投影面積(CAD求積)			
⑤-1	花壇	0.78㎡	4.8㎡
⑤-2	菜園	4.07㎡	
小計		4.85㎡	
⑦園路、土留その他の施設の水平投影面積			
⑦-1	土留	0.43㎡	0.9㎡
⑦-2	土留	0.52㎡	
小計		0.95㎡	
合計			90.3㎡

緑化率求積： $90.3\text{㎡} / 344.52\text{㎡} \times 100 = 26.21 \dots \Rightarrow 26.2\% > 20.0\%$

面積計算表 例2（店舗）

敷地面積	緑化率の最低限度
597.69㎡	12.3%

②みなし樹冠の水平投影面積(CAD求積)			
②-1	中木	3.45㎡	89.0㎡
②-2	中高木	7.55㎡	
②-3	高木	11.85㎡	
②-4	中高木	6.00㎡	
②-5	中木	45.09㎡	
②-6	中木	15.06㎡	
小計		89.00㎡	
③植栽基盤の水平投影面積(CAD求積)			
③-1	地被	2.59㎡	20.0㎡
③-2	地被	2.53㎡	
③-3	地被 ・看板基礎 □400 0.16×1箇所=0.16 2.35-0.16=2.19	2.19㎡	
③-4	地被	4.57㎡	
③-5	地被	1.39㎡	
③-6	地被 ・看板基礎 □400 0.16×2箇所=0.32 2.52-0.32=2.20	2.20㎡	
③-7	低木・地被	4.62㎡	
小計		20.09㎡	

緑化率の算定：

$(331.77\text{㎡} \times 10.0\% + 265.92\text{㎡} \times 15.0\%) / 597.69\text{㎡} = 12.22$

④芝、その他地被植物の水平投影面積(CAD求積)			
④-1	芝（製品緑化率55%） ・車止め 600×150 0.09×1箇所=0.09 (9.02-0.09)×0.55×1.25 =6.11	6.11㎡	32.7㎡
④-2	芝（製品緑化率72%） ・車止め 600×150 0.09×6箇所=0.54 (33.82-0.54)×0.8 =26.62	26.62㎡	
小計		32.73㎡	
⑨屋上における①～⑥の面積の計(CAD求積)			24.3㎡
⑨-1	低木・地被	8.05㎡	
⑨-2	中木	3.80㎡	
⑨-3	地被	12.50㎡	
小計		24.35㎡	
⑩屋上における⑦の計			
⑩-1	土留	2.11㎡	2.1㎡
小計		2.11㎡	
⑫壁面における緑化施設の面積			
⑫-1	壁面緑化生垣	13.80㎡	39.3㎡
⑫-2	壁面緑化ツル	13.00㎡	
⑫-3	壁面緑化ツル	12.50㎡	
小計		39.30㎡	
合計			207.4㎡

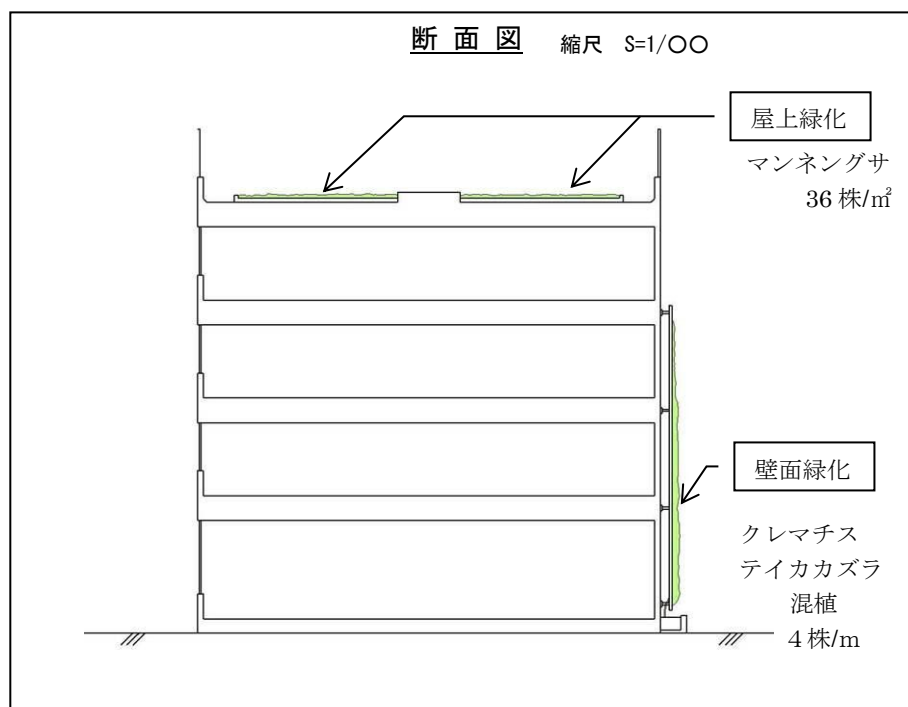
緑化率求積： $207.4\text{㎡} / 597.69\text{㎡} \times 100 = 34.70 \dots \Rightarrow 34.7\% > 12.3\%$

（３）緑化施設の詳細を示す書面 （必要に応じ）

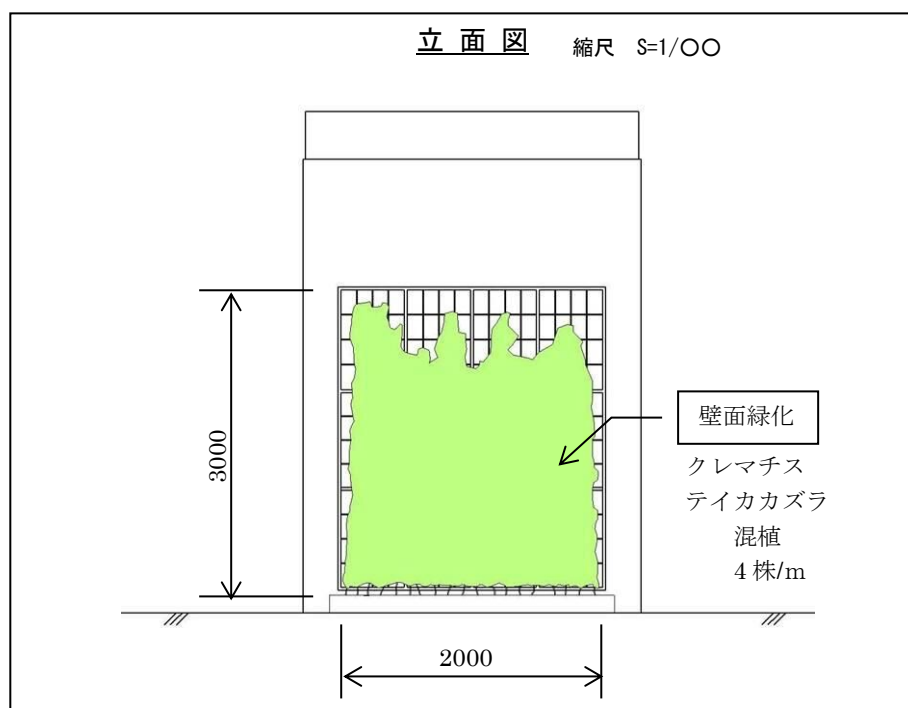
個別詳細図 （屋上緑化、壁面緑化がある場合）

屋上緑化では断面図と詳細図、壁面緑化では断面図と立面図と詳細図が必要になります。

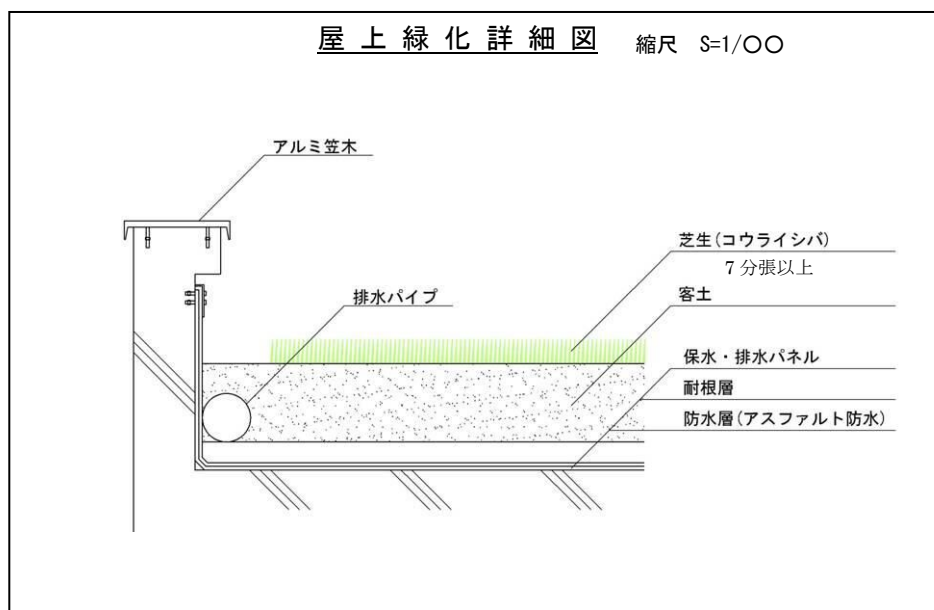
ア．断面図（屋上緑化・壁面緑化）



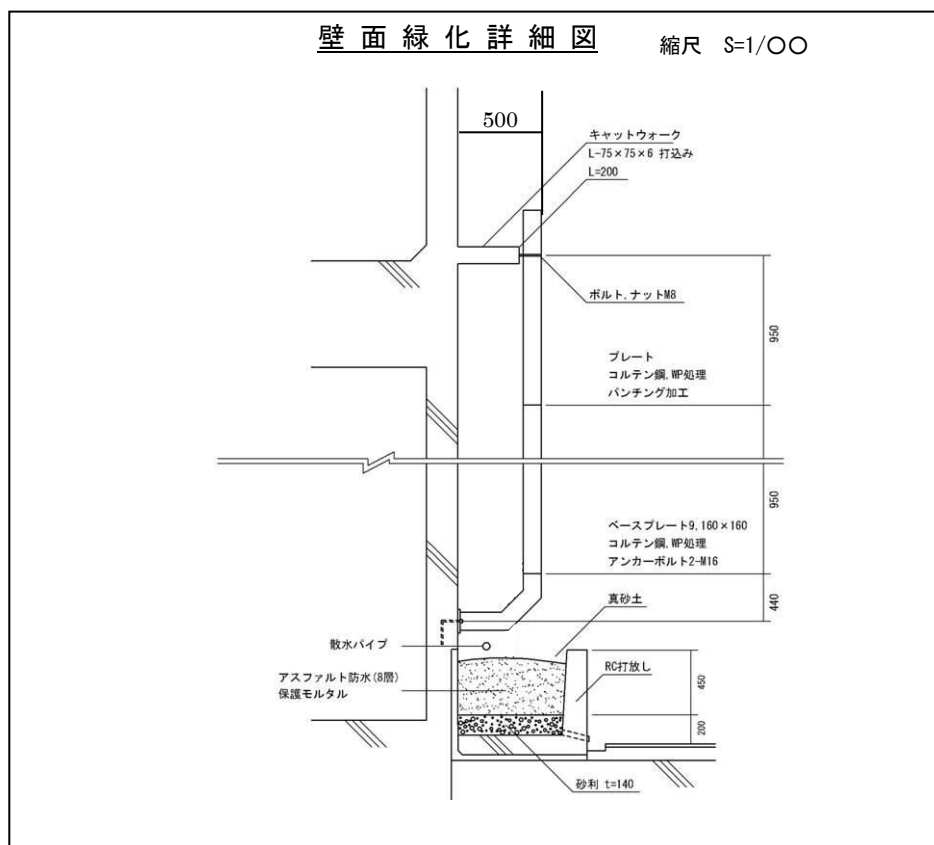
イ．立面図（壁面緑化）



ウ. 詳細図（屋上緑化）



エ. 詳細図（壁面緑化）



仕様が確認できる図書

屋上緑化、壁面緑化の緑化補助資材、駐車場緑化の緑化保護資材を使用する場合、構造がわかるカタログの写しを提出してください。

※駐車場の緑化保護資材は、製品の緑化率が記載されたものを提出してください。

地被植物について、16 株/m²未満の植付株数になる場合、推奨植付株数がわかる資料を提出してください。

種子吹付、播種、植栽シートを施工する場合、カタログの写しを提出してください。

※種子吹付や播種は、単位当たりの必要播種量が記載されたものを提出してください。

写真（既存緑地がある場合）

既存の植栽がある場合、現況写真を提出してください。

※写真はカラー写真とします。原則としてA4 用紙に3～4枚の写真が入るような大きさと印刷又は写真を貼付してください。

※すべての既存の植栽が分かるように、ブロックごと、各方向から撮影してください。写真には番号を付し、配置図等に写真番号(撮影位置)と撮影方向を記入してください。

5-2 緑化施設工事完了時

(1) 竣工図

配置図

完了した緑化施設の面積が緑化率の最低限度を満たしているかを確認するため、現地に即した図面(竣工図)を作成してください。

図面は、原則として、A2～A3サイズとし(敷地面積が広い場合はA1サイズ可)、文字の大きさは記載内容が読みやすい大きさとしてください。縮尺が 1/300以下となる場合、拡大図の添付をお願いします。

記入項目については、申請時の内容に加え、下記について確認できるように記入してください。

◆緑化施設

植栽基盤の寸法や樹木等の高さ・位置・本数など、緑化面積の算定基準となっている事項については、**現地と図面に差異がないように作成してください。**

生垣、低木、地被植物について、**植栽した密度を記入してください。**

◆植物保護対策

駐車場に接する場所など、車両が乗り入れる可能性のある所に芝や地被植物を植栽した場合に、乗り入れ防止として、低木の植栽帯や車止め、あるいは段差 10 cm程度の縁石を設置するなど、植物保護の対応が必要です。**緑化保護の対応として行った車止めの設置や縁石の段差を明記してください。**

求積図 (配置図にまとめることができます)

現地測量による植栽基盤等の寸法と面積を記入してください。

みなし樹冠を計上される場合、植栽した幹芯の位置を中心にして、図面の縮尺に応じ正確に記入し、樹高を明記してください。

※塀などの近くに植栽した場合、樹木の方が低い場合、塀の外側のみなし樹冠は計上できませんので、ご注意ください。)

植栽基盤や芝生などの中に**構造物等(柵、灯具の基礎、景石、化粧砂など)**がある場合は、原則として**緑化面積から控除してください。**

植栽基盤や芝生などの中に構造物等（柵、灯具の基礎、景石、化粧砂など）がある場合は、原則として緑化面積から控除してください。

（２） 写真 （正本 1 部のみ）

敷地全体の緑化施設のすべてのか所の施工状況がよく分かるようにブロックごと、各方向から撮影してください。

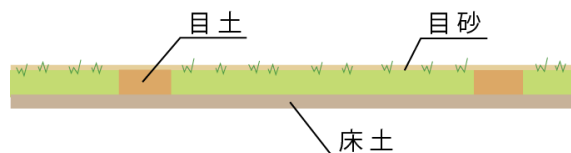
写真には番号を付し、撮影位置図に写真番号と撮影方向を記入してください。

完了写真

- ・写真はカラー写真とします。原則としてA4 用紙に3～4枚の写真が入るような大きさに印刷又は写真を貼付し、番号を付してください。
- ・未撮影の箇所がないよう、各方向から撮影してください。
- ・緑地の端部まで写るように、撮影してください。
- ・面積算定の根拠となっている高木や中高木などについては、原則として、写真で本数の確認や樹高の推定ができるように撮影してください。
- ・既存の緑化施設についても撮影してください。
- ・工事用資材などで、緑化の箇所が隠れることのないように、撮影してください。

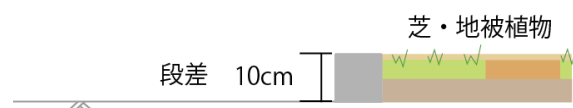
芝生がある場合

- ・目土まで完了した写真を撮影してください。



芝や地被植物の植物保護対策がある場合

- ・車止めや縁石の設置位置と、縁石の段差の高さが確認できるものを提出してください。



花壇や家庭菜園がある場合

・完了時に花苗や野菜苗を植栽できない場合は、草花等が生育するための土壌であることがわかるように、客土補充や土壌改良などの状況と土壌厚さを撮影してください。

屋上緑化がある場合

・設置状況がよくわかるように撮影してください。パネル又はトレーを使用する屋上緑化については使用枚数が分かるように撮影してください。あわせて、かん水施設の設置状況の写真を提出ください。

壁面緑化がある場合

・設置状況がよくわかるように撮影してください。あわせて、壁面への固定方法がわかる写真を提出してください。

駐車場緑化（緑化保護資材を使用）がある場合

・完了写真の他に、緑化保護資材の設置状況がわかる写真を撮影して提出してください。

種子吹付や播種を行う場合

・完了写真のほかに、資材の仕様（単位当りの必要播種量）のわかるカタログ等と施工時の散布種子量および施工状況がわかる写真を提出してください。

撮影位置図（配置図に記入しても構いません）

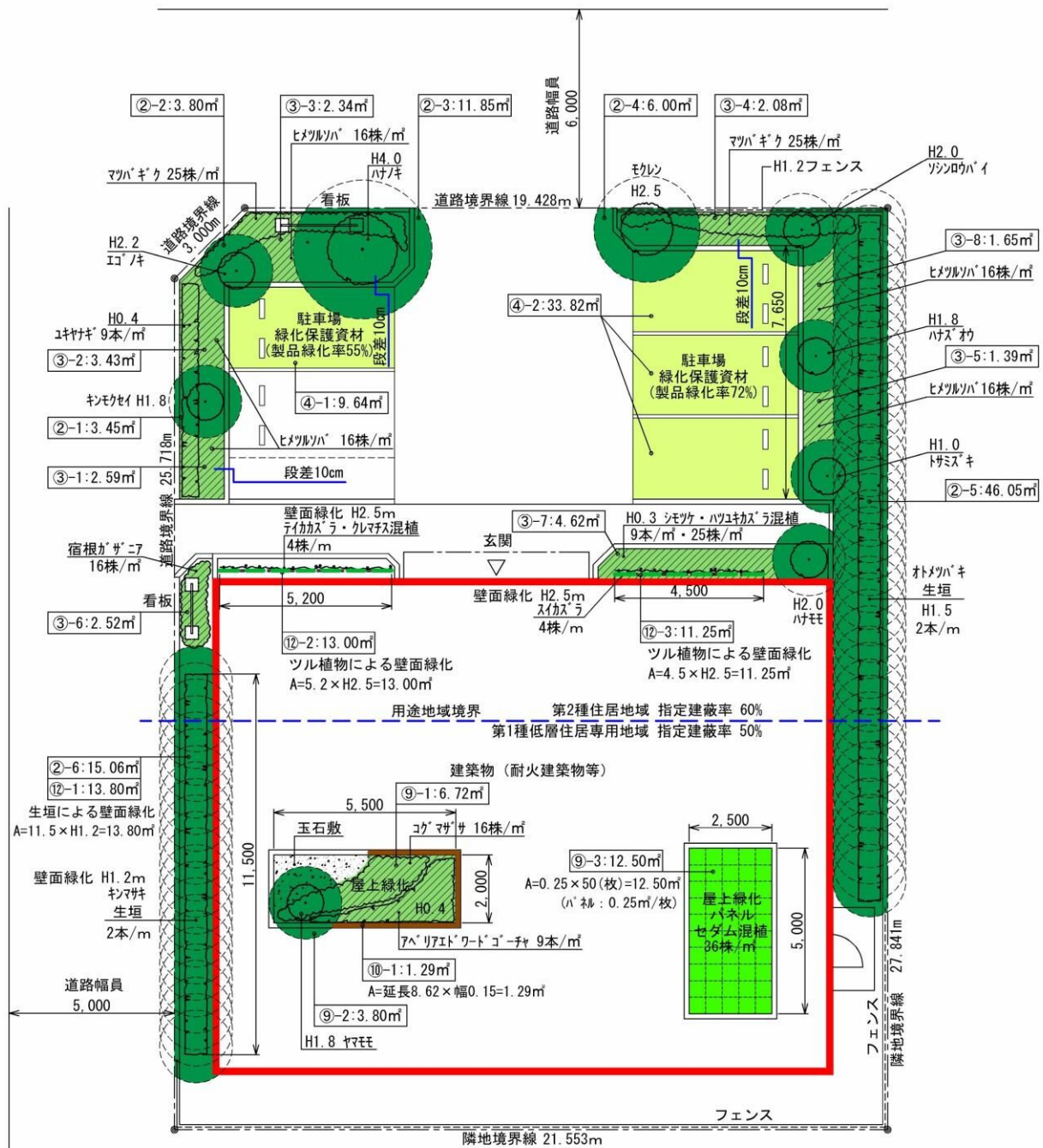
写真番号と、撮影方向の矢印を正しく記入してください。

（３）緑化施設の詳細を示す書面（必要に応じ）

個別詳細図

緑化率適合証明等申請時と同様に作成してください。

竣工図 例 (求積図を兼ねる)

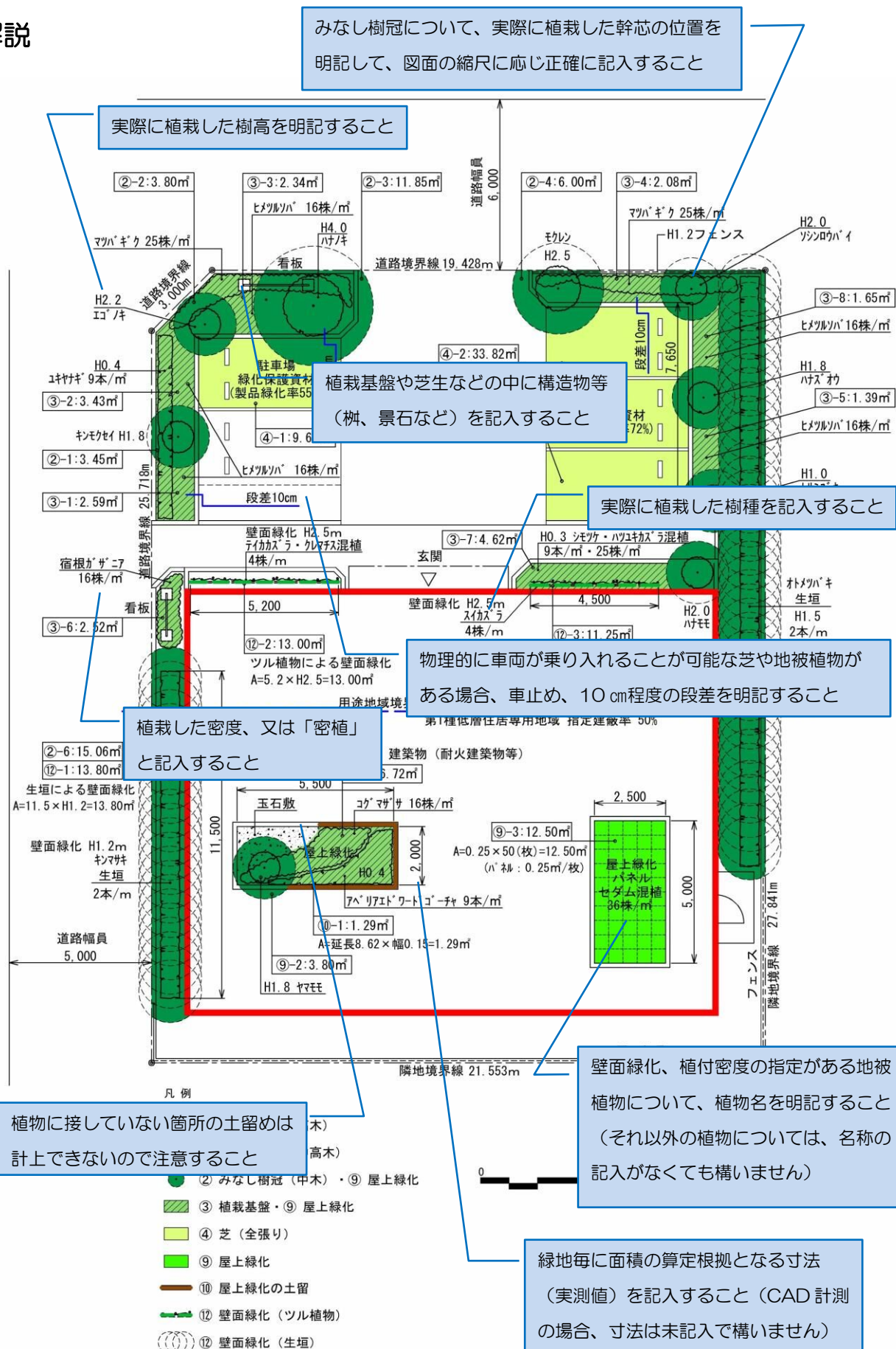


凡例

- ② みなし樹冠 (高木)
- ② みなし樹冠 (中高木)
- ② みなし樹冠 (中木) ・ ⑨ 屋上緑化
- ③ 植栽基盤 ・ ⑨ 屋上緑化
- ④ 芝 (全張り)
- ⑨ 屋上緑化
- ⑩ 屋上緑化の土留
- ⑫ 壁面緑化 (ツル植物)
- ⑫ 壁面緑化 (生垣)



解説



面積計算表 例

敷地面積	緑化率の最低限度
597.69㎡	12.3%

②みなし樹冠の水平投影面積(CAD求積)

②-1	中木	3.45㎡	86.2㎡
②-2	中木	3.80㎡	
②-3	高木	11.85㎡	
②-4	中高木	6.00㎡	
②-5	中木	46.05㎡	
②-6	中木	15.06㎡	
小計		86.21㎡	

③植栽基盤の水平投影面積(CAD求積)

③-1	低木・地被	2.59㎡	20.1㎡
③-2	低木・地被	3.43㎡	
③-3	地被 ・看板基礎 □400 0.16×1箇所=0.16 2.34-0.16=2.18	2.18㎡	
③-4	地被	2.08㎡	
③-5	地被	1.39㎡	
③-6	地被 ・看板基礎 □400 0.16×2箇所=0.32 2.52-0.32=2.20	2.20㎡	
③-7	低木・地被	4.62㎡	
③-8	地被	1.65㎡	
小計		20.14㎡	

緑化率の算定：

$$(331.77\text{㎡} \times 10.0\% + 265.92\text{㎡} \times 15.0\%) / 597.69\text{㎡} = 12.22$$

④芝、その他地被植物の水平投影面積(CAD求積)

④-1	芝（製品緑化率55%） ・車止め 600×150 0.09×2箇所=0.18 (9.64-0.18)×0.55×1.25 =6.50	6.50㎡	33.1㎡
④-2	芝（製品緑化率72%） ・車止め 600×150 0.09×6箇所=0.54 (33.82-0.54)×0.8 =26.62	26.62㎡	
小計		33.12㎡	

⑨屋上における①～⑥の面積の計(CAD求積)

⑨-1	低木・地被	6.72㎡	23.0㎡
⑨-2	中木	3.80㎡	
⑨-3	地被	12.50㎡	
小計		23.02㎡	

⑩屋上における⑦の計

⑩-1	土留	1.29㎡	1.2㎡
小計		1.29㎡	

⑫壁面における緑化施設の面積

⑫-1	壁面緑化生垣	13.80㎡	38.0㎡
⑫-2	壁面緑化ツル	13.00㎡	
⑫-3	壁面緑化ツル	11.25㎡	
小計		38.05㎡	

合計 201.6㎡

$$\text{緑化率求積： } 201.6\text{㎡} / 597.69\text{㎡} \times 100 = 33.72 \dots \Rightarrow 33.7\% > 12.3\%$$

5-3 緑化施設工事完了延期認定時

求積図

工事が完了した緑化施設(既存の緑化施設を含む)を緑色系、完了できない緑化施設を赤色で着色してください。

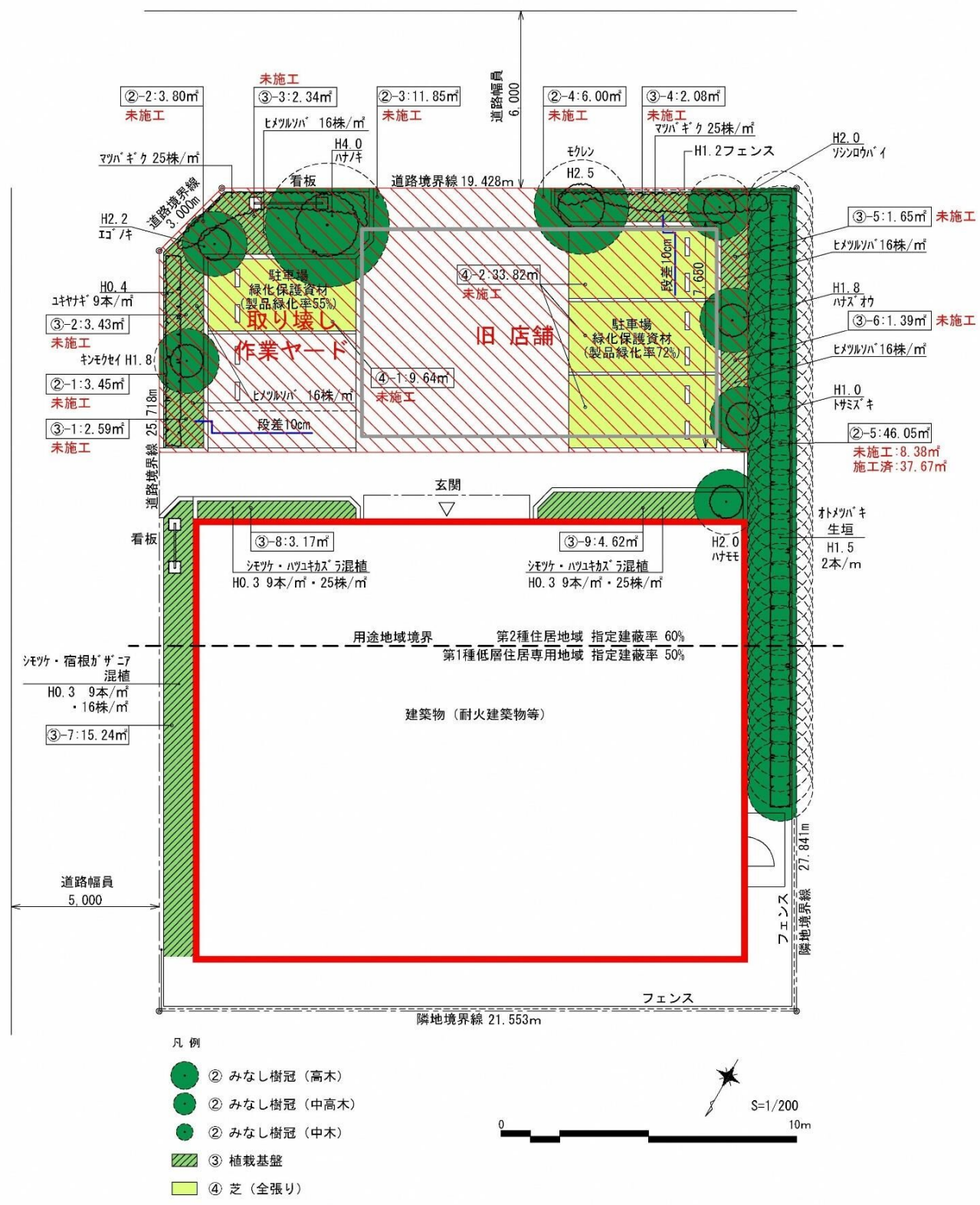
面積計算書

工事が完了した緑化施設の面積(既存の緑化施設を含む)、および完了できない緑化施設の面積がわかるように計算してください。

写真

- ・工事が完了した緑化施設(既存の緑化施設を含む)、および完了できない緑化施設がよくわかるようにブロックごとに写真を撮影してください。
- ・写真に番号を付し、配置図等に写真番号(撮影位置)と撮影方向を記入してください。

延期認定図 例



面積計算書 例

敷地面積	緑化率の最低限度
597.69㎡	12.3%

②みなし樹冠の水平投影面積(CAD求積)			
②-1	中木 (未施工)	3.45㎡	
②-2	中木 (未施工)	3.80㎡	
②-3	高木 (未施工)	11.85㎡	
②-4	中高木 (未施工)	6.00㎡	
②-5	中木 (施工済)	37.67㎡	
	中木 (未施工)	8.38㎡	33.4㎡
	(未施工) 小計	33.48㎡	(施工済)
	(施工済) 小計	37.67㎡	37.6㎡
③植栽基盤の水平投影面積(CAD求積)			
③-1	低木・地被 (未施工)	2.59㎡	
③-2	低木・地被 (未施工)	3.43㎡	
③-3	地被 (未施工) ・看板基礎 □400 0.16×1箇所=0.16 2.34-0.16=2.18	2.18㎡	
③-4	地被 (未施工)	2.08㎡	
③-5	地被 (未施工)	1.65㎡	
③-6	地被 (未施工)	1.39㎡	
③-7	低木・地被 (施工済) ・看板基礎 □400 0.16×2箇所=0.32 15.24-0.32=14.92	14.92㎡	
③-8	低木・地被 (施工済)	3.17㎡	
③-9	低木・地被 (施工済)	4.62㎡	
	(未施工) 小計	13.32㎡	(施工済)
	(施工済) 小計	22.71㎡	22.7㎡

緑化率の算定：

$$(331.77\text{㎡} \times 10.0\% + 265.92\text{㎡} \times 15.0\%) / 597.69\text{㎡} = 12.22$$

④芝、その他地被植物の水平投影面積(CAD求積)			
④-1	芝 (未施工) (製品緑化率55%) ・車止め 600×150 0.09×2箇所=0.18 (9.64-0.18)×0.55×1.25 =6.50	6.50㎡	
④-2	芝 (未施工) (製品緑化率72%) ・車止め 600×150 0.09×6箇所=0.54 (33.82-0.54)×0.8 =26.62	26.62㎡	
	(未施工) 小計	33.12㎡	33.1㎡

(未施工)	79.8㎡
(施工済)	60.3㎡
合 計	140.1㎡

(施工済) 緑化率求積： $60.3\text{㎡} / 597.69\text{㎡} \times 100 = 10.08 \dots \Rightarrow 10.0\% < 12.3\%$

緑化率求積： $140.1\text{㎡} / 597.69\text{㎡} \times 100 = 23.44 \dots \Rightarrow 23.4\% > 12.3\%$

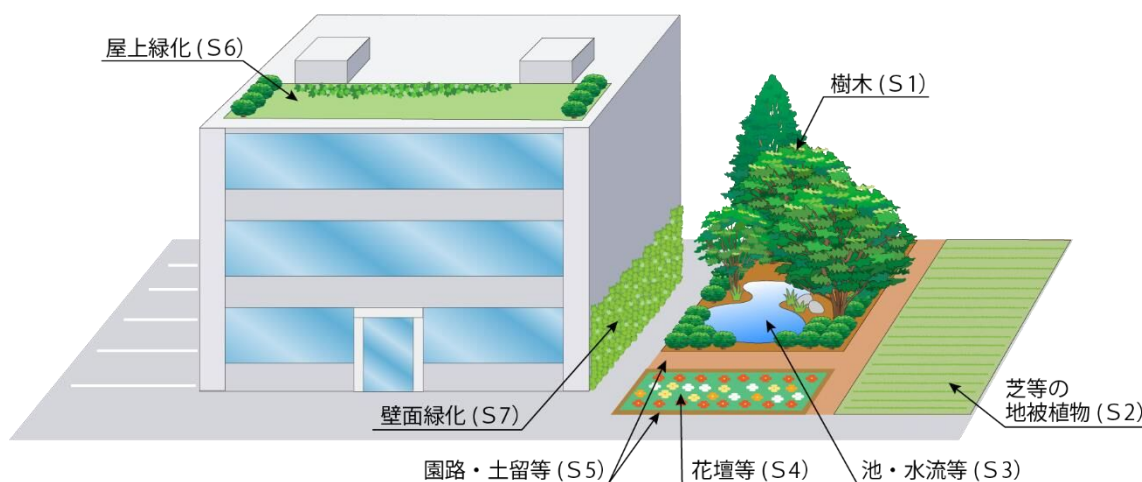
6. 緑化面積の計算方法

緑化計画を策定するにあたっては、①緑化面積の計算方法に適合していること、②緑化率の最低限度を満たしていること、③将来的に緑化施設の維持保全が可能であること、にご留意ください。

以下の緑化面積の計算方法は、平成30年4月1日の法改正を反映したものです。なお、平成30年4月1日現在、建築が完了しており、維持保全義務を負っている建築物も適用できます。

6-1 緑化面積の考え方

緑化面積は樹木や芝などの緑化施設で被われている部分で、原則として、上から見た水平投影面積を緑化面積とします。



$$\text{緑化面積} = S1 + S2 + S3 + S4 + S5 + S6 + S7$$

分類		緑化施設概要書の該当箇所
S1	樹木	① 樹冠の水平投影面積
		② みなし樹冠の水平投影面積
		③ 一定の条件に該当する植栽基盤の水平投影面積
S2	芝等の地被植物	④ 芝その他の地被植物の水平投影面積
S3	池・水流等	⑥ 水流、池その他これらに類するものの水平投影面積
S4	花壇等	⑤ 花壇その他これらに類するものの水平投影面積
S5	園路・土留等	⑦ 園路、土留めその他の施設の水平投影面積
S6	屋上緑化	⑨ 屋上における①～⑥の面積の計
		⑩ 屋上における⑦の面積
S7	壁面緑化	⑫ 壁面における緑化施設の面積

- ポイント1 緑化の種別（S 1～S 7）ごとの面積の合計をその敷地の緑化面積とします**
緑化面積が緑化率の最低限度を満たしていれば、すべて（特にS5の土留・園路等）を計上しなくてもかまいません。
- ポイント2 重複しての面積計上はできません**
複数の緑化施設の水平投影が重複する部分は、いずれか1つの緑化面積を計上してください。
- ポイント3 植栽基盤の面積（S 1③参照）は内々寸法とします**
植栽基盤の面積と土留（縁石）は別々に計上してください。
また、原則として、植栽基盤内に構造物等がある場合はその面積を控除してください。
- ポイント4 既存の緑化施設も計上できます**
敷地内で保全される既存の緑化施設も、緑化面積に計上することができます。
既存緑地を含む場合は、申請時に緑化の状況写真を提出してください。
- ポイント5 緑化工事完了時を基準とします**
緑化面積は、緑化工事完了時点の状態を基準として計算してください。
- ポイント6 建築物の屋内*の緑化施設は計上できません**
＊）建築物の屋内…原則建築面積に算入される部分
緑化面積として計上できる緑化施設は、建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限り、ます。建築面積に算入される部分（例：建築物の内部空間に設けられたアトリウムなど）の緑化施設は、緑化面積を計上することができません。
ただし、建築面積に算入される部分であっても、一定の条件を満たしている場合、屋外として緑化面積を計上することができます。（P93 参照）
- ポイント7 庇の下なども緑化施設の計上ができます**
建築面積に算入されない庇、バルコニー、屋外階段等の下などにおいて、植物の上端から十分な空間があり、雨水が降り込む場所にある植物は緑化面積を計上することができます。
高木・中高木・中木の場合 … 植物の上部に樹高と同等以上の空間があるか、
幹芯が庇、バルコニー、屋外階段等の外にあること。
低木・地被植物・芝の場合 … 植物の上端から1m以上の空間があること

6-2 緑化の種類ごとの面積計算方法

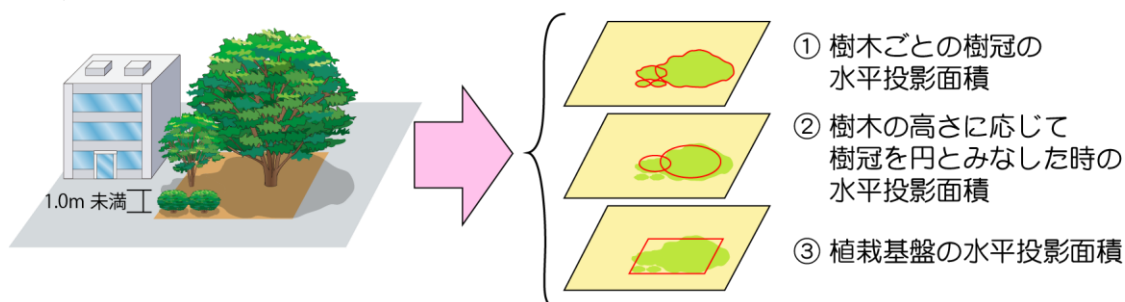
(1) 樹木 (S1)

ポイント1 3通りの計算方法があります

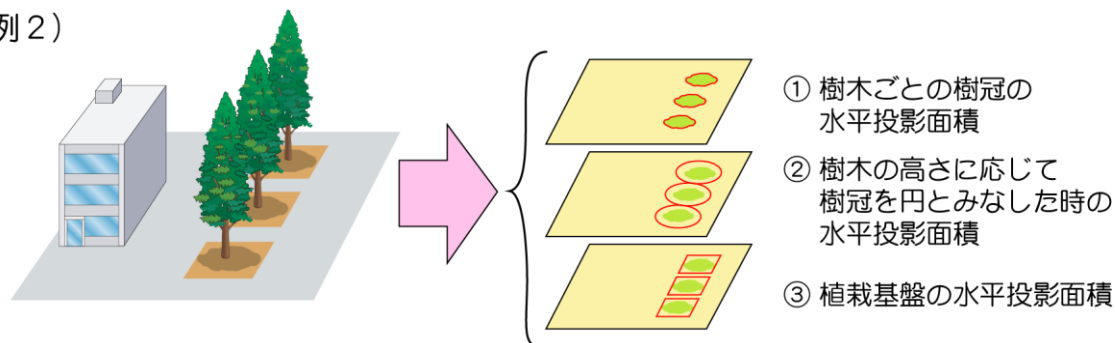
樹木は、下記の3通りの計算方法のうち、いずれかの方法に従って緑化面積を計上してください。計算方法によって計上できる面積が異なりますので、最も有利な方法を選択することができます。それぞれの計算方法は、P78以降を参照してください。

- ① 樹木ごとの樹冠の水平投影面積
- ② 樹木の高さに応じて樹冠を円とみなした時の水平投影面積
- ③ 植栽基盤の水平投影面積

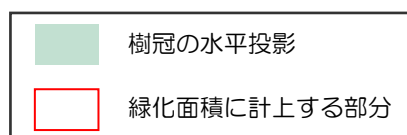
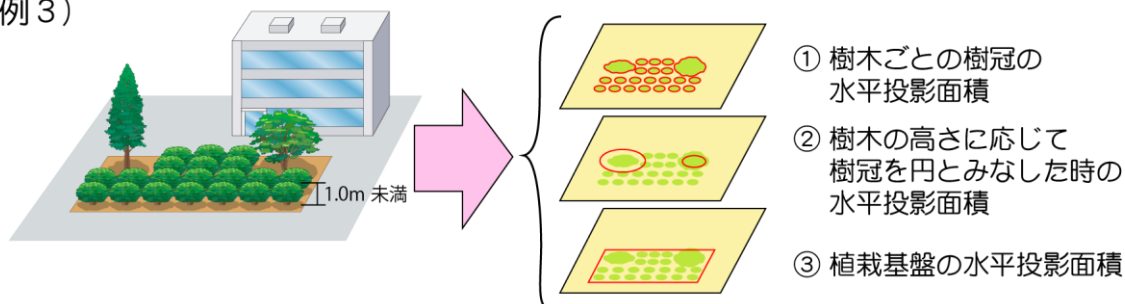
(例1)



(例2)



(例3)

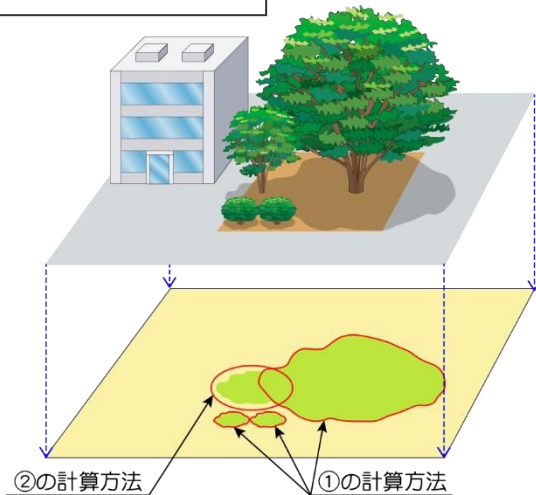


※②の計算方法は、樹高が1m以上のものに限ります。

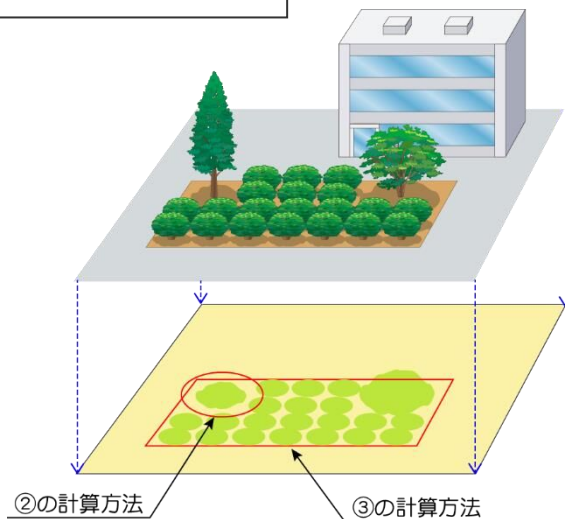
ポイント2 樹木ごとに計算方法を選択できます

敷地全体における樹木の緑化面積は、①～③の計算方法を組み合わせて計上することができます。ただし、③の計算方法を選択した場合、②のみなし樹冠を用いる計算方法には、一定の制限があります。

①と②の組み合わせ例

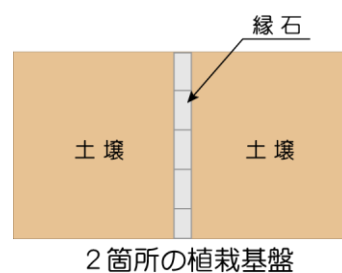
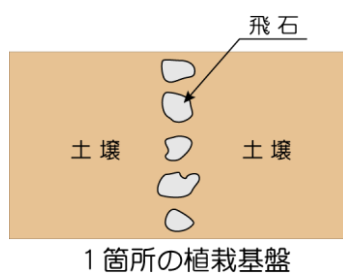


②と③の組み合わせ例



②と③を組み合わせる場合は、②の計算方法で緑化面積を計上し、残りの部分を③の計算方法で計上してください。ただし、③の計算方法においては、②で使用した樹木は使用できません。

なお、植栽基盤が縁石等により明確に区分されている場合は、2箇所の植栽基盤とみなします。

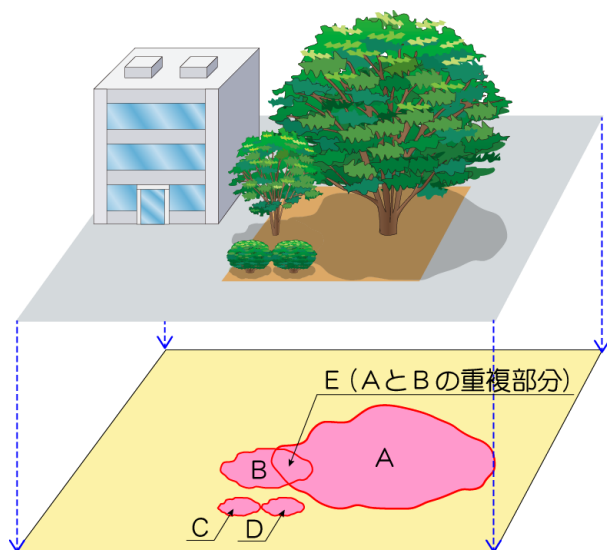


① 樹木ごとの樹冠の水平投影面積（S1_①）

樹木ごとの樹冠の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。ただし、水平投影樹冠が敷地外に出る部分は、緑化面積として計上することができません。

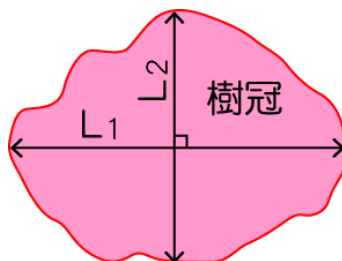
樹冠の形状、植栽位置を把握し緑化面積を計算するため、比較的大きな既存樹を利用する場合に有効です。

新植する場合は、次ページの「②樹木の高さに応じて樹幹を円とみなした時の水平投影面積」を用いて、計上してください。



$$\text{【計算式】 } S1_{①} = A + B + C + D - E$$

樹冠の水平投影面積の計算例



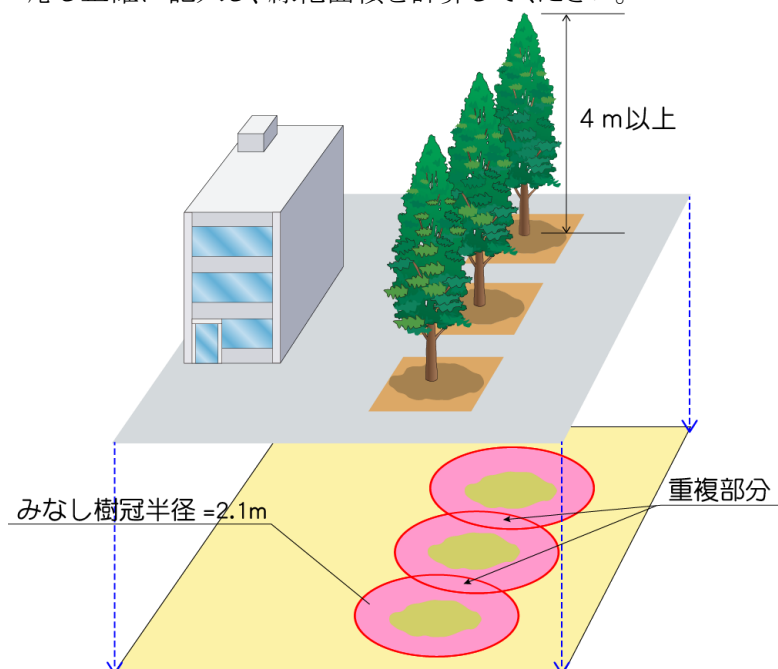
$$S = \pi \left(\frac{L_1 + L_2}{4} \right)^2$$

上図のように、直行する L_1 と L_2 の平均を直径とした円の面積を樹冠の水平投影面積とすることができます。

② 樹木の高さに応じて樹冠を円とみなした時の水平投影面積（S1②）

樹木の高さが1m以上の場合、高さに応じて下表に示す半径の円形の樹冠を持つものとみなします。この「みなし樹冠」の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。ただし、「みなし樹冠」が敷地外に出る部分は緑化面積として計上することはできません。

樹木ごとの高さに応じ、植栽位置・みなし樹冠の円を、幹芯の位置を中心にして、図面の縮尺に応じ正確に記入し、緑化面積を計算してください。



樹木の高さ (緑化工事完了時)	みなし樹冠 の半径	みなし樹冠 の面積	本数
高木 4.0m以上	2.1m	13.8 m ²	T ₁
中高木 2.5m以上～4.0m未満	1.6m	8.0 m ²	T ₂
中木 1.0m以上～2.5m未満	1.1m	3.8 m ²	T ₃
この計算方法は、樹高が1 m以上のものに限りです。			

【計算式】 $S1② = T_1 \times 13.8 + T_2 \times 8.0 + T_3 \times 3.8 - (\text{「みなし樹冠」の重複する面積})$

- 1 「みなし樹冠」が重複する箇所は、重複計上できません。
- 2 「みなし樹冠」を計上する場合は、緑化図面に樹高を明記し、上記表における大きさの円を、正確な縮尺で、樹冠を図示してください。
- 3 「みなし樹冠」が建築物等に重なる部分は、緑化面積として計上することはできません。
ただし、樹高が建築物よりも高い場合は緑化面積として計上することができます。
- 4 中木以上の樹木は、バルコニー等の被らない位置に植付とします。(幹芯の位置にて判断)
- 5 タケ類は高さに関わらず「みなし樹冠」として計上することはできません。(低木扱い)
- 6 ヤシ、ドラセナなどの特殊樹の扱いについてはご相談ください。

③植栽基盤の水平投影面積（ $S1_3$ ）

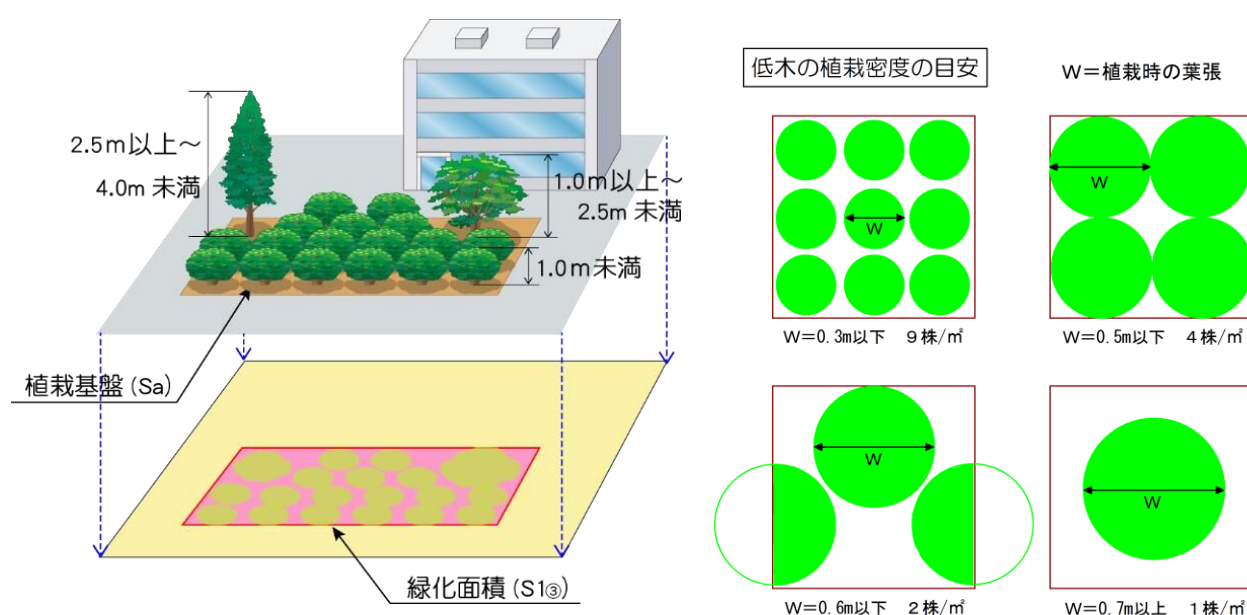
下記に示す換算緑化面積が**植栽基盤**（植物が生育するための土壌その他の資材に覆われた土地であって、**明確に区分**された土地）の水平投影面積以上であり、かつ、樹木が**適切な配置**で植栽されている場合は、植栽基盤の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。

構造物等がある場合は原則として緑化面積からその面積を控除してください。

また、換算緑化面積が植栽基盤の水平投影面積を下回る場合は、換算緑化面積を緑化面積として計上することができます。

ツツジやサザンカなどの低木が植栽されている植樹帯を計上する場合に有効です。完了時に植栽基盤が被われるように、葉と葉が触れ合える程度に密植してください。低木の植栽密度は、植栽時の葉張により1～9株/㎡植栽してください。芝や地被植物を植栽する場合は、次ページの基準に従ってください。

植栽基盤のスペースを十分に確保して下さい。中木～高木を植える場合の幅員は1m以上、低木の場合の幅員は50cm以上あるのが望ましいです。



【換算緑化面積の計算方法】

S_a ＝植栽基盤の面積（㎡）

S_b ＝換算緑化面積（㎡）＝ $1.8T_1 + 1.0T_2 + 4T_3 + T_4$

T_1 ：高木（高さ4m以上の樹木）の本数

T_2 ：中高木（高さ2.5m以上4m未満の樹木）の本数

T_3 ：中木（高さ1m以上2.5m未満の樹木）の本数

T_4 ：低木（高さ1m未満の樹木）の本数

としたとき、

$S_a \leq S_b$ のとき $S1_3 = S_a$

$S_a > S_b$ のとき $S1_3 = S_b$ とします。

※植栽基盤の中に上記樹木以外に芝や地被植物が混植されている場合は、

$S_b = 1.8T_1 + 1.0T_2 + 4T_3 + T_4 +$ 芝や地被植物でおおわれた面積

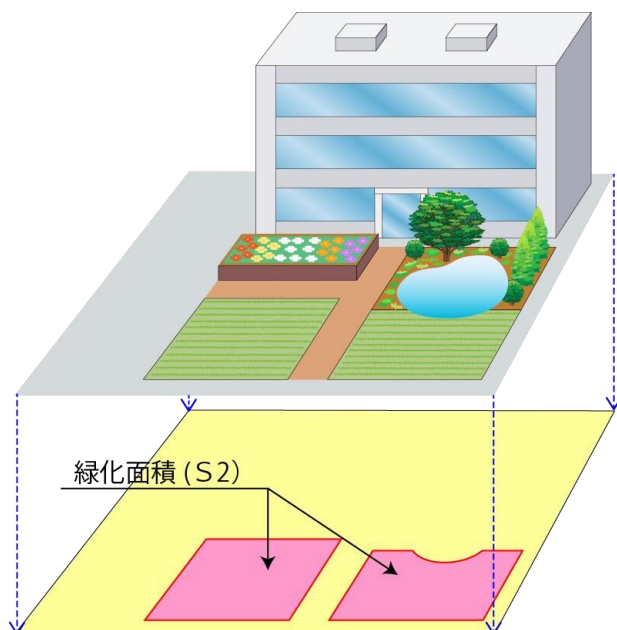
として考え、

$S_a \leq S_b$ のとき $S1_3 = S_a$

$S_a > S_b$ のとき $S1_3 = S_b$ とします。

(2) 芝、その他の地被植物で表面が被われている部分 (S2)

芝、その他の地被植物で表面が被われている部分の水平投影面積を緑化面積とすることができます。



構造物等がある場合は、原則として、緑化面積から面積を控除してください。

駐車場に接する場所など、車両が乗り入れる可能性のある所に芝や地被植物を植栽する場合は、乗り入れ防止として、低木の植栽帯や車止め、あるいは段差10cm程度の縁石を設置するなど、植物保護の対応を行ってください。

【計算式】

$S2 = \text{植栽基盤の水平投影面積}$

ポイント1

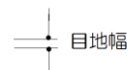
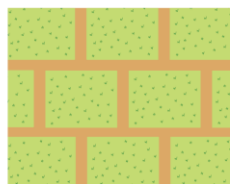
芝の考え方

芝は7分張以上の張芝を行っていれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。7割未満の場合は実際の張芝の水平投影面積が緑化面積となります。(例えば5分張であれば、植栽基盤全体面積の50%が緑化面積となります。)

芝は日陰に弱い性質のため、植栽場所の日照条件に注意してください。

芝

全張り ⇒ 目地幅 0 cm
7分張り ⇒ 目地幅 約 6 cm



ポイント2

地被植物の考え方

地被植物は、基本的にポット苗を16株/㎡以上の密度で植栽されていれば、植栽基盤全体の水平投影面積を緑化面積として計上することができます。

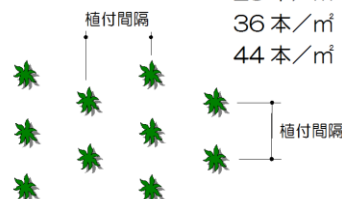
大きさが小さいセル苗等を使用する場合、ポット苗より多い密度で植栽してください。

ただし、セダム、タマリユウ、ジャノヒゲは36株/㎡以上とします。

16株/㎡未満で植えつける場合は、推奨植え付け株数のわかる資料を申請時に添付してください。

地被植物

16本/㎡ ⇒ 植付間隔 25 cm
25本/㎡ ⇒ 植付間隔 20 cm
36本/㎡ ⇒ 植付間隔 約 17 cm
44本/㎡ ⇒ 植付間隔 15 cm



ポイント3

パーゴラ等の考え方

既存のパーゴラ等の場合は、樹冠の水平投影面積(S1①)、又は地被植物で被われている面積(S2)で計上してください。新規にパーゴラ等を設置する場合は、樹木の高さに応じたみなし樹冠面積(S1②)で計上するか、つる性植物ではそのつるが、パーゴラ等を平均して30cm以下の間隔で被っていれば、被覆している面積を緑化面積(S2)として計上することができます。

◆緑化保護資材を使用する場合

【緑化保護資材を使用した緑化面積の考え方】

◇緑化保護資材の緑化率が **64%以上** の場合

$$\text{緑化面積} = \text{緑化保護資材の設置面積} \times 0.8$$

◇緑化緑化保護資材の緑化率が **64%未満** の場合

$$\text{緑化面積} = \text{緑化保護資材の設置面積} \times \text{製品ごとの緑化率} \times 1.25$$

- ・カタログの写し（製品の緑化率が記載されたもの）を提出してください。
- ・駐車場の利用頻度にあう緑化保護資材を選んでください。
- ・駐輪場についても同様の考え方です。
- ・プラスチック製を使用する場合、施工方法（緑化補助資材の設置位置や芝の転圧など）を確認して正しく施工してください。
- ・芝生を施工する場合は全張りとし、緑化図面にも「全張り」と記入してください。
- ・緑化保護資材を使用した駐車場緑化の周囲にある縁石を、土留め（S5）として計上することはできません。

◆緑化保護資材を使用しない場合

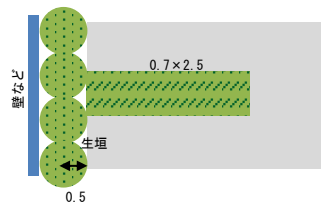
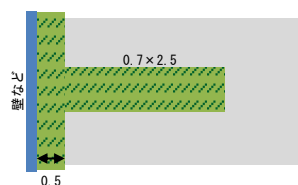
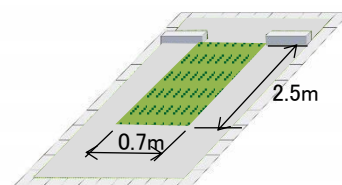
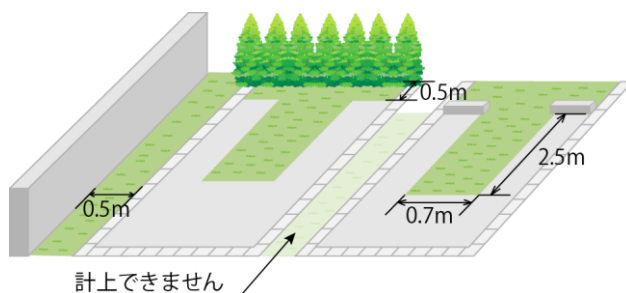
車両下部分（タイヤに踏まれにくい中央部分）を、緑化保護資材を利用しないで緑化する場合は、その形状寸法については、車止めまでの距離が2.5m、幅員が0.7mを上限とします。

それよりも広くする場合は緑化保護資材を設置し芝を全張ることが必要です。

デザイン上などの理由から、2.5m×0.7m 以上緑化した場合でも、緑化保護材を使用しない場合は2.5m×0.7m までしか緑化面積に計上することができません。

また、車止めを設置しない場合は、駐車場の背後（前面）にある壁面や生垣の中心から0.5m 離れた位置を車止めの場所とみなしますので、それ以上の幅は緑化面積に計上できません。

縦列に2台以上駐車される場合は別途ご相談ください。



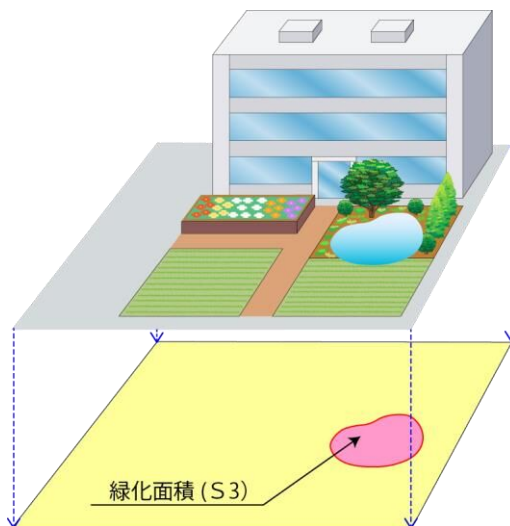
(3) 池・水流等 (S3)

池、水流等で、植栽等(S5として計算する土留や園路及び他用途を兼ねる緑化駐車場は含みません)と一体となって自然的環境を形成しているものも、水平投影面積を緑化面積として計上することができます。

構造物等がある場合は、原則として緑化面積からその面積を控除してください。

ポイント1 植栽等との位置関係の条件

- 池の場合、外周延長の 1/2 を超えて連続して植栽等に面していることが必要です。
- 水流の場合、流れの両側が植栽等に面していることが必要です。
- 水流と水流に面している植栽等との横断面のうち、植栽等の横断延長が水流の横断延長を超えていることが必要です。
- 池、水流ともに、面している一体の植栽等が、池・水流の面積以上であることが必要です。



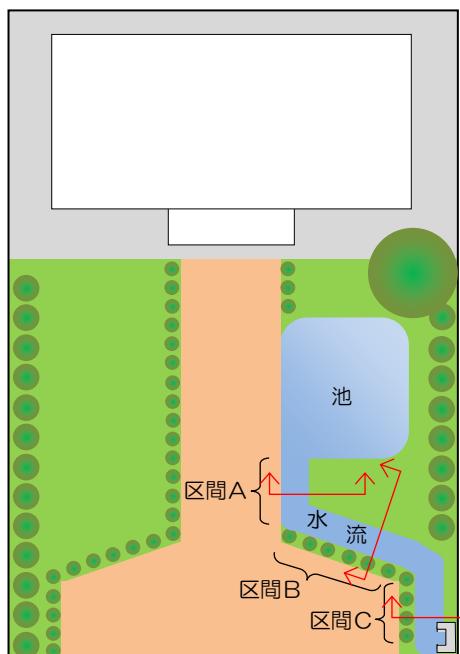
ポイント2 材料の条件

【計算式】 $S3 = \text{池・水流等の水平投影面積}$

池や流れの底の表面が、土もしくは石で被われていることが必要です。コンクリート、タイル、レンガ等で表面が被われている場合は、緑化面積に計上することはできません。

ポイント3 水流の部分計上

一つの水流の中で、上記の条件を満たす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間のみを部分計上することができます。



池=○

池に面している一体の植栽等が池の面積以上であるため、条件を満たします。

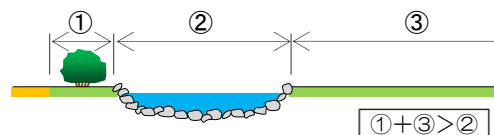
水流

・区間A=×



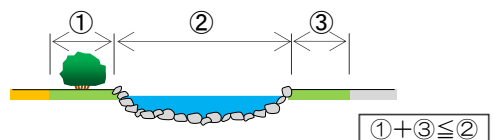
片側が植栽等に面していないため、条件を満たしません。

・区間B=○



植栽等の横断延長が水流の横断延長を超え、条件を満たします。

・区間C=×



植栽等の横断延長が水流の横断延長以下のため、条件を満たしません。

(4) 花壇等 (S4)

草花やその他これに類する植物が生育するための土壌、あるいはその他の資材で表面が被われている部分の水平投影面積を、緑化面積として計上することができます。

花壇等には菜園(農地)も含まれます。

草花等が生育するために、土を盛り上げたり仕切りを設けたりしたもので、良質土の補充や土壌改良などが施されたものです。

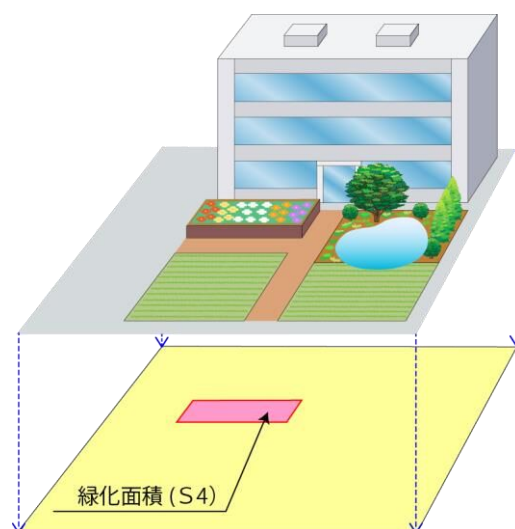
※ ツツジやサザンカなどの樹木が植栽されている植樹帯は樹木(S1③)で計上してください。また、花壇に付属して設けられる縁石は、土留として扱うことができます。計算方法は土留・園路等(S5)を参照してください。

※ 構造物等がある場合は、原則として緑化面積からその面積を控除してください。

ポイント1 植栽期間の条件

花壇・菜園は、「適宜植替えが必要な植物が、年に6ヶ月以上植えられている」ことを条件に、面積の全てを緑化面積として計上することができます。

原則として、緑化工事完了時に植え付け(播種、球根植付けも可)されている必要があります。



ポイント2 土壌の考え方

花壇・菜園の土壌厚さは、概ね 15cm以上確保して下さい。

山砂・パーク堆肥・緩効性化成肥料・鶏糞・パーライトなどを混入し、土壌改良をしっかりと行って下さい。現状土が劣悪な場合は良質土に入れ替えて下さい。

完了時に花苗や野菜苗を植栽できない場合は、草花等が生育するための土壌であることがわかるように、客土補充や土壌改良などの状況と土壌厚さを撮影し、完了書類として提出してください。

【計算式】

$S4 = \text{植栽基盤の水平投影面積}$

ポイント3 プランターやコンテナ等の考え方

プランターやコンテナ等は、容易に移動できると考えられるため緑化面積に計上することができません。ただし、概ね容積 50L以上のものを、アンカーボルトやモルタル、接着剤等で地盤や建築物等の躯体にしっかりと固定すれば、緑化面積として計上することができます。

(屋上緑化で用いる場合も同様です。)

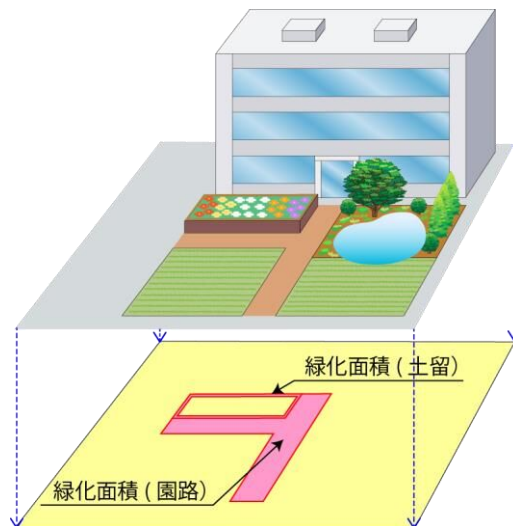
(5) 土留・園路等 (S5)

①「土留」、②「園路」、③「植栽等(S5として計算する土留や園路及び他用途を兼ねる緑化駐車場は含みません。以下本項で同様に扱います。)」と一体となった小規模な広場」、④「ベンチ等」は、全緑化面積の1/5を越えない範囲まで加算し、緑化面積として計上することができます。

(S5の合計の緑化面積に占める割合が 1/5 以下であることを明らかにするため、S5以外との緑化面積は別に計上してください。)

ポイント1 「土留」の条件

- ・少なくとも片側が植栽等に面していることが必要です。
- ・建物の躯体を土留として利用している場合は対象としません。
- ・土留めで計上できる幅は 40 cm までです。
- ・接している植栽帯の幅が、計上する土留めの幅より広いことが条件です。
- ・土留めの計上に当たっては、**幅×延長**の計算結果で計上をします。



ポイント2 「園路」の条件

- ・園路の両側が植栽等に面しており、園路から植栽の鑑賞を行えることが必要です。
- ・日常的な車両通行のないことが必要です。
- ・園路に面した植栽等の面積が園路の面積以上であることが必要です。
- ・園路と園路に面した植栽等の横断面のうち、植栽等の横断延長が園路の横断延長を超えていることが必要です。
- ・一つの園路の中で、上記の条件を満たす区間と満たさない区間がある場合は、条件を満たす区間のみを部分計上することができます。
- ・園路の中や面した位置にある土留・縁石は、園路として扱うことができます。
- ・園路の計上に当たっては、**幅×延長**で計上することを原則とします。不定形な園路・園路にみなし樹冠がかかるため不定形になるものは水平投影面積とします。

【計算式】

$$S5 = \text{園路} \cdot \text{土留幅} \times \text{延長}$$

不定形な園路・小規模な広場については

$$S5 = \text{水平投影面積}$$

ポイント3 「植栽等と一体となった小規模な広場」の条件

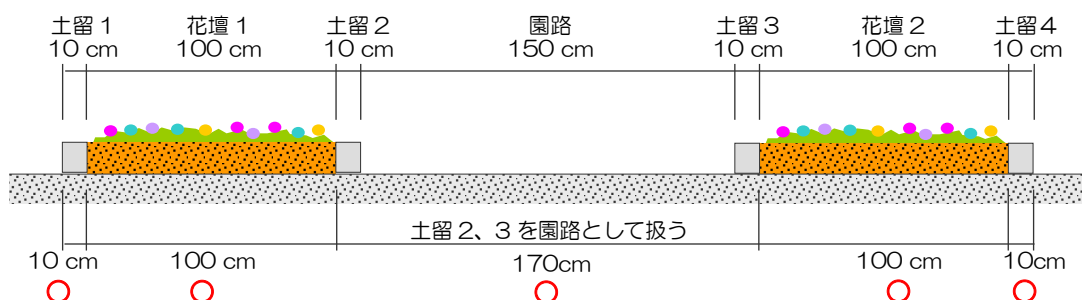
- ・連続する外周延長の 1/2 を超えて植栽等に面していることが必要です。
- ・面している植栽等の面積が、広場の面積以上であることが必要です。
- ・小規模な広場の中や広場に面した位置にある土留・縁石は、小規模な広場として扱うことができます。

ポイント4 「ベンチ等」の条件

- ・適用される施設は、植栽もしくは園路、小規模な広場の中に設置されているベンチや水のみ、遊具、照明、看板等で、主たる目的が緑地の利用もしくは緑地の維持管理である施設とします。
- ・1施設で1㎡以上のものは対象外とします。

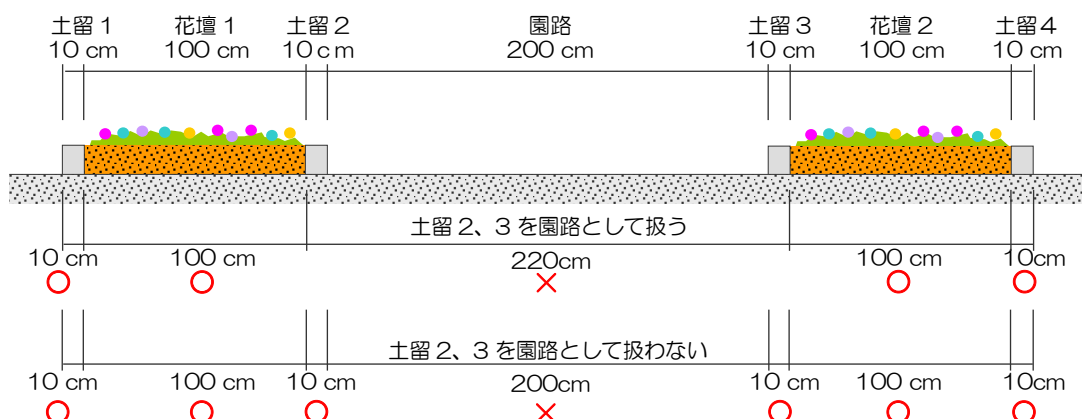
◆横断延長の条件による園路・土留の考え方

(例 1) 園路を緑化面積に計上できる場合



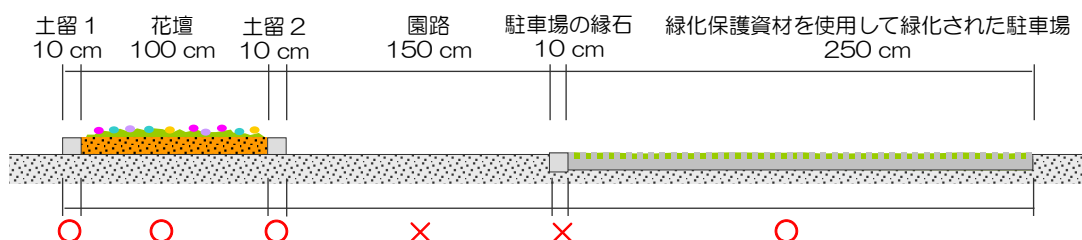
- 土留 2、3 を園路として扱います。
- 土留 2、3 を園路として扱うと、園路の横断延長は 170cm となります。園路に面した植栽等（花壇）の横断延長（ $100\text{cm} \times 2 = 200\text{cm}$ ）が園路と園路に面した植栽の横断延長（ $170\text{cm} + 200\text{cm} = 370\text{cm}$ ）の $1/2$ を超えるため、園路を緑化面積に計上することができます。
- 土留 1、4 は片側が植栽等に面しているため、緑化面積に計上することができます。

(例 2) 園路を緑化面積に計上できない場合



- (例 1) と同様に、土留 2、3 を園路として扱うと、園路の横断延長は 220cm となります。園路に面した植栽等（花壇）の横断延長（ $100\text{cm} + 100\text{cm} = 200\text{cm}$ ）が園路と園路に面した植栽の横断延長（ $220\text{cm} + 200\text{cm} = 420\text{cm}$ ）の $1/2$ を超えないため、園路を緑化面積に計上することができません。
- 土留 2、3 を園路として扱わず土留として扱えば、土留 2、3 は片側が植栽等（花壇）に面しているため、緑化面積に計上することができます。園路（200cm）は植栽等に面していないため、緑化面積に計上することはできません。

(例 3) 園路が緑化された駐車場に面している場合



- 園路の片側が緑化された駐車場に面していますが、緑化保護資材を使用して緑化された駐車場は S5 で規定する「植栽等」とはみなされないため、園路部分を緑化面積に計上することはできません。同様に緑化された駐車場の周囲にある縁石も土留として認められません。
- 緑化された駐車場に緑化保護資材を使用している場合の面積算定は、P82 の「芝、その他の地被植物で表面が被われている部分」（S2）の【ポイント4】を参照してください。

(6) 屋上緑化 (S6)

建築物その他工作物の上面に植栽された緑化施設を緑化面積として計上することができます。

緑化面積の計算方法は(1)～(5)と同様となります。植栽する緑化施設に応じた方法で計上してください。

注意点について、「[緑化地域制度マニュアル【②植物・施工事例編】](#)」を参照してください。

パレット・パネル等を敷き並べる場合は、パレットの緑化部分の一枚当たりの緑化面積(外寸の縦×横)×枚数で計算した合計緑化面積を計上してください。なお、パレットの場合には、周囲に行う縁石等は、S5の土留めとして計上できません。

申請書類として、個別詳細図 (P62～63 参照) を添付してください。

緑化資材を使用する際は、製品カタログの写しを添付してください。

(7) 壁面緑化 (S7)

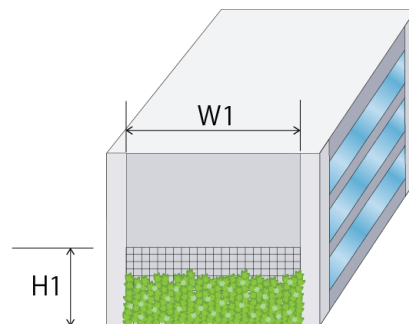
建築物の外壁等について、「緑化された外壁の水平投影の長さ×鉛直投影の高さ」(鉛直投影面積)を、緑化面積として計上することができます。

注意点について、「[緑化地域制度マニュアル【②植物・施工事例編】](#)」を参照してください。

ポイント1 適用範囲について

原則、建築物の外壁(建築物の一部として実際に存在するものに限る)への緑化に限定されます。ただし、外壁に準ずるものについても壁面緑化として計上できるものがあります。(P90～参照)

敷地外周などの塀やフェンス等、建築物の外壁以外の壁面は緑化面積として計上することができません。



ポイント2 壁面緑化の考え方

【計算式】

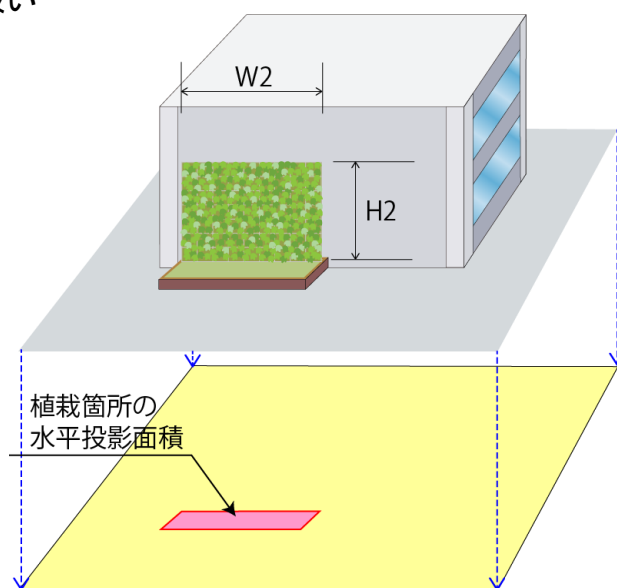
$$S7=W1 \times H1$$

- ・登はん植物を用いる場合、**将来的に緑化されることが確実**で、耐久性のある緑化補助資材を設置した場合も、H1とみなします。
- ・緑化補助資材は、原則、金属製とします。ただし、高さ1m未満、又は壁面緑化専用資材を使用する場合は、樹脂製の使用も可とします。
経年による劣化、自重、強風等で落下することがないように、構造等を検討してください。
- ・緑化補助資材は、壁面から 50 cm以内に設置する必要があります。
免震構造の建築物など 50 cm以内への設置が困難な場合は、事前に緑政土木局緑地維持課(052-972-2465)まで相談してください。
- ・つる性植物による緑化の面積を計上する場合は、資材の設置間隔は 30 cm以下としてください。
ただし、既存の緑化施設を計上する場合はこの限りではありません。
- ・申請時に、個別詳細図(P62～63 参照)と、構造の詳細や壁面への固定方法がわかる資料を添付してください。
完了時に、構造の詳細や壁面への固定方法が確認できる写真を提出してください。
- ・つる性の植物を利用する場合は、3～5株/m(標準 4 株/m)を目安に植栽してください。
- ・一年草(アサガオ等)は壁面緑化として計上することはできません。ナツツタ等、冬期に落葉はするが茎が残るものは壁面緑化として計上することができます。
- ・壁面緑化の緑化補助資材と植物の組み合わせは、「[緑化地域制度マニュアル【②植物・施工事例編】](#)」P15 を基準とします。
表に当てはまらない緑化補助資材や植物を使用する場合は、事前に緑政土木局緑地維持課(052-972-2465)まで確認してください。

ポイント3 壁面緑化とその他の植物植栽の扱い

・壁面緑化の植栽箇所に、さらに低木や地被植物等を植栽した場合、植物の植え付け状況に応じて、水平投影面積も計上することができます。

面積の計算方法は(1)～(6)と同様となります。(P76～87 参照)

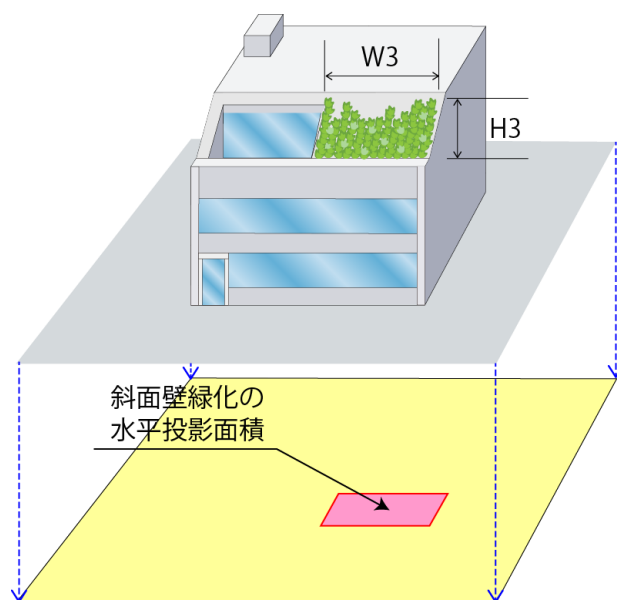


$$S7 = W2 \times H2$$

(S7 に加え、低木や地被植物等の植栽箇所の水平投影面積を計上可)

ポイント4 傾斜した壁面緑化の考え方

・傾斜した壁面では、「斜面壁緑化の水平投影面積」が「緑化された外壁の水平投影の長さ×鉛直方向の高さ」より、大きい場合、屋上緑化として計上することができます。重複計上はできません。



$$S7 = W3 \times \text{鉛直方向の長さ}$$

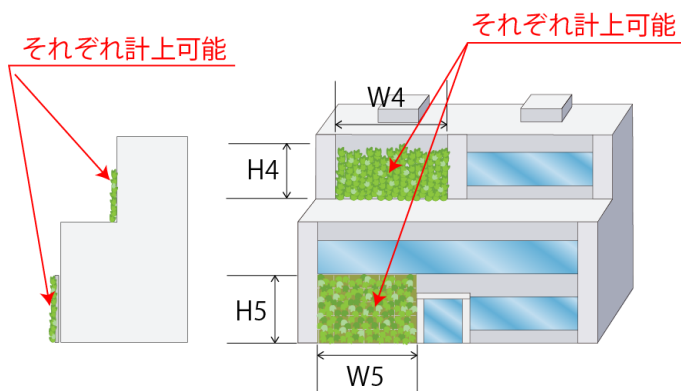
又は

$$S6 = (\text{屋上}) \text{ 水平投影面積}$$

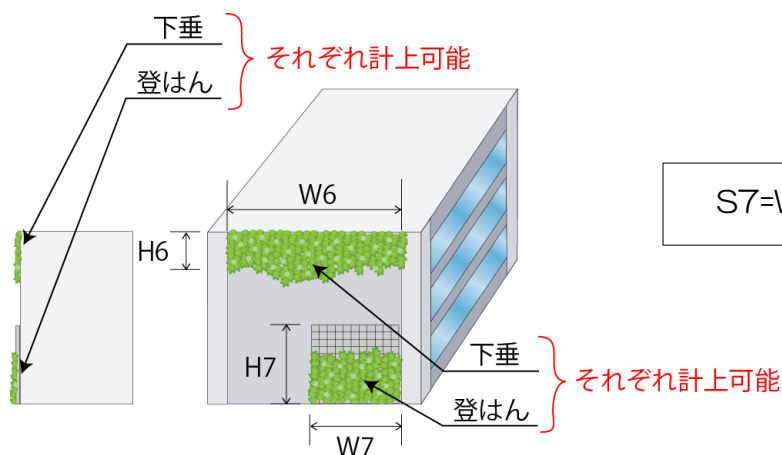
ポイント5

複数箇所の壁面緑化

- ・同一壁面の複数箇所を緑化した場合も、重複して計上することが可能です。
- ・階段状の建築物で、外壁の水平投影が重ならない場合も、それぞれの緑化面積を計上することができます。



$$S7=W4\times H4+W5\times H5$$



$$S7=W6\times H6+W7\times H7$$

ポイント6

特殊な壁面緑化

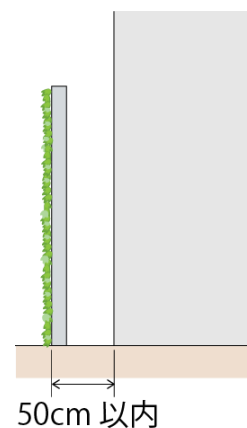
壁面緑化は、原則、建築物の外壁を緑化する場合とされていますが、以下のような緑化も壁面緑化として扱うことができます。

① 自立式壁面の緑化

建築物の外壁に沿わせてフェンス等を設置し、緑化する場合も、壁面緑化として扱うこともできます。ただし、フェンス等の外面から建築物の外壁までの距離が 50cm以内 で、外側に向けて緑化されていることが条件です。

屋上の場合は外周のパラペットから 50cm以内 に、概ね直立に整備された構造物のうち、屋外に面している部分になります。

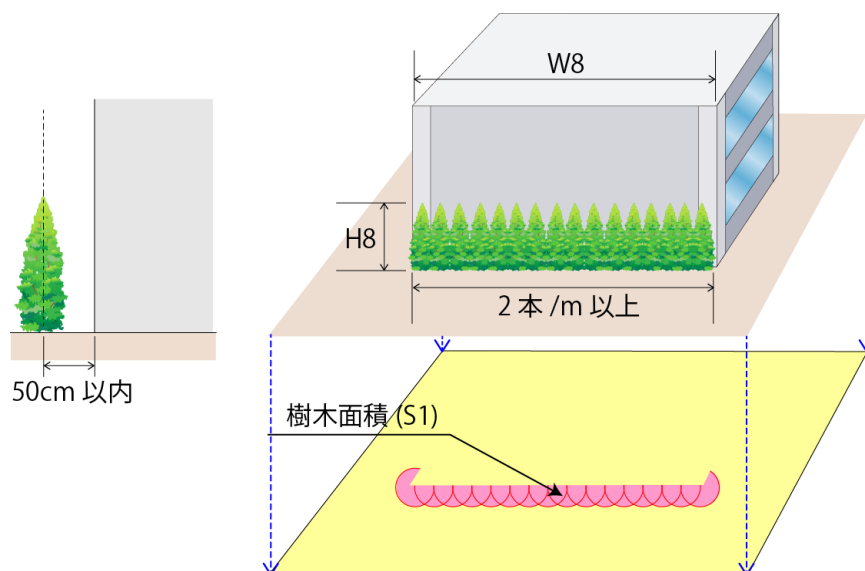
免震構造の建築物など 50 cm以内への設置が困難な場合は、事前に緑政土木局緑地維持課（052-972-2465）まで相談してください。



② 生垣

建築物の外壁に沿わせて生垣を植栽する場合、生垣を壁面緑化として扱うことができます。ただし、中木以上の樹木を壁面から幹の中心までの距離 50cm以内、1m当り2本以上の植栽が必要です。

また、生垣は樹木として計上することもできます。その場合、壁面緑化として算出した面積と、樹木として算出した面積の両方を緑化面積として計上することができます。



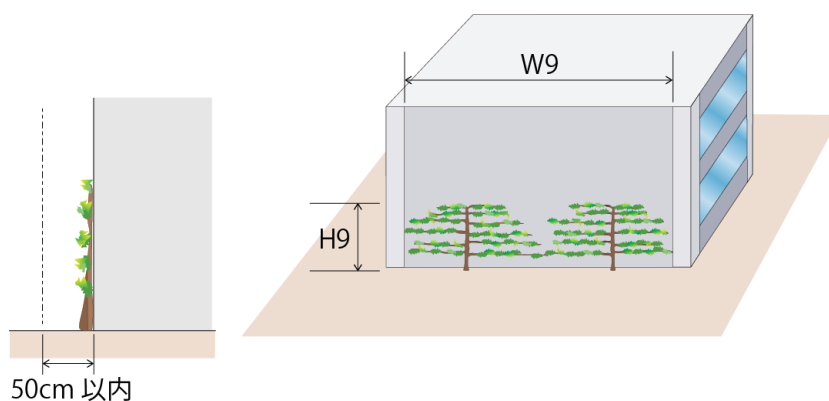
$$S7 = W8 \times H8$$

(S7 に加え、S1 で計算した樹木の面積を計上可)

③ エスパリエ*

エスパリエを使用して壁面緑化する場合も、緑化面積に計上することができます。ただし、中木以上の樹木を用いて、壁面から幹の中心までの距離は 50cm以内で植栽する必要があります。その場合の壁面緑化面積は「樹冠の水平投影長さ×樹高」とします。

*) エスパリエ：樹木を壁面や塀などに誘引して緑化する手法。

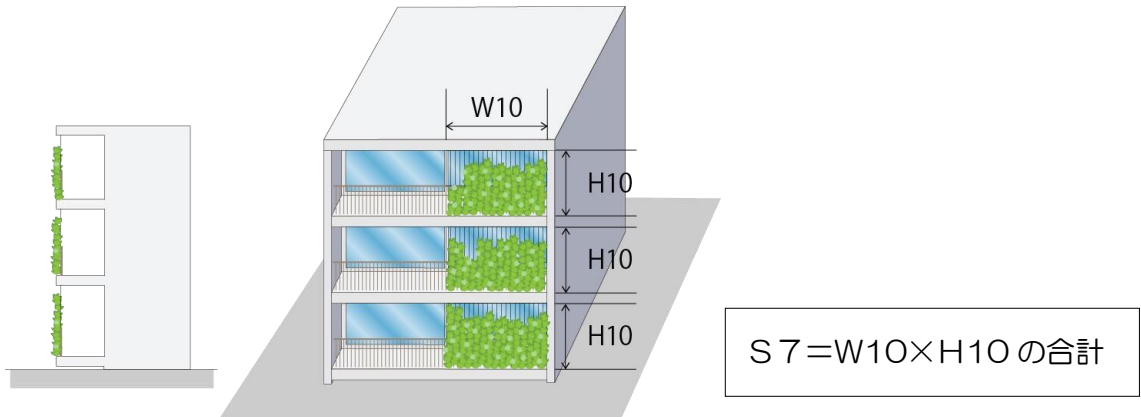


$$S7 = W9 \times H9$$

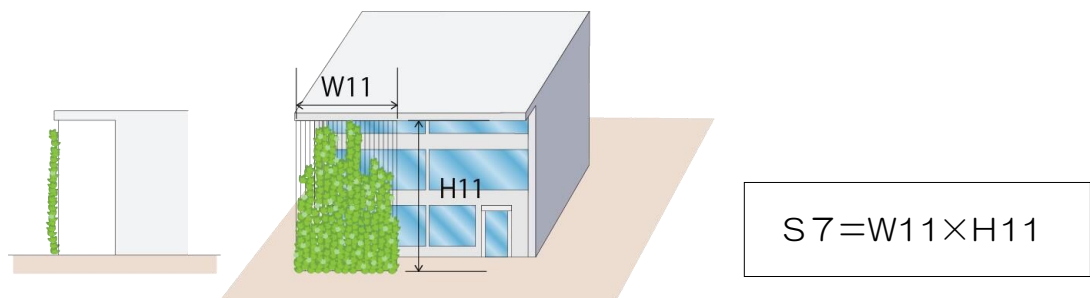
④外壁に準ずるものへの緑化

下記に該当する場合、外壁に準ずるものとして、壁面緑化を計上することができます。
ただし、建築物と一体的に恒久性のある緑化資材を設置した場合に限ります。

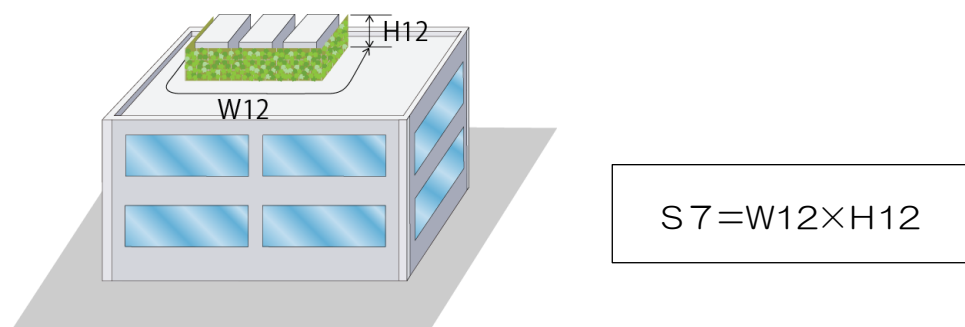
- ・ベランダやバルコニーの壁面およびその壁面を結ぶ面



- ・軒や庇等から概ね鉛直方向に地面へ下ろした面



- ・屋上に設置された設備機器の周囲の目隠し壁

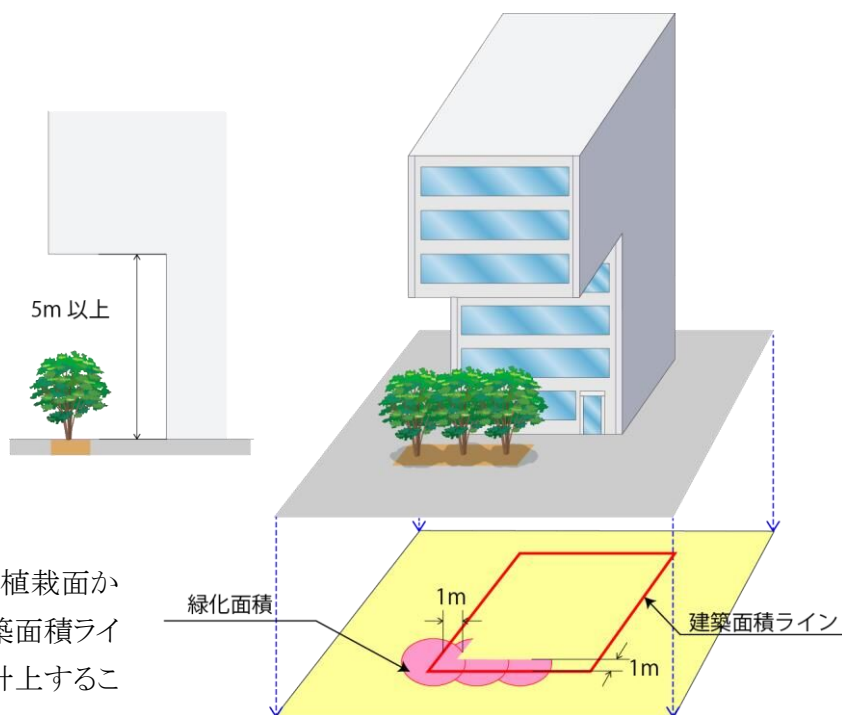


(8) 特別な緑化

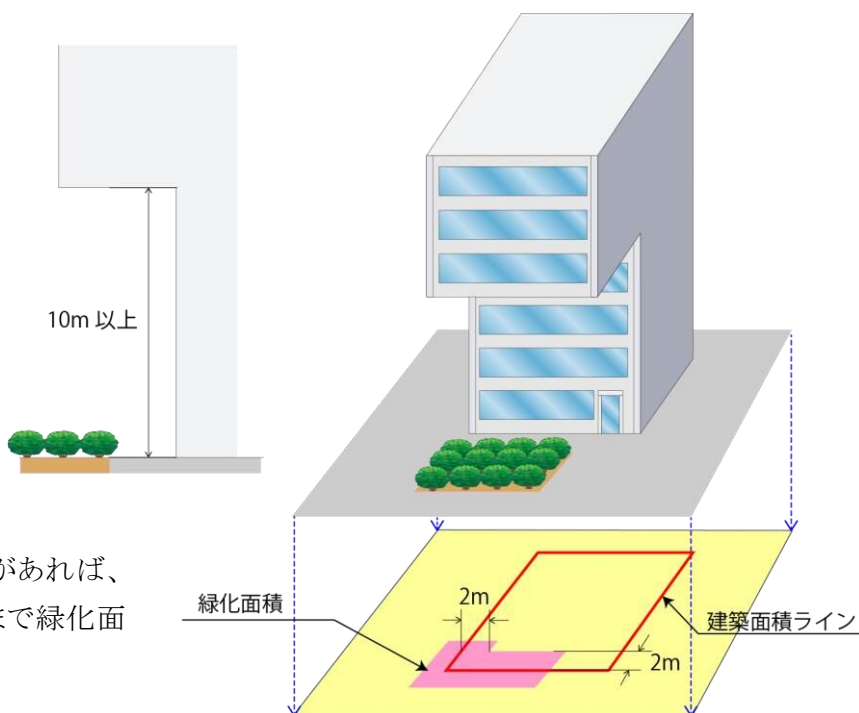
ポイント1 建築面積ライン内での緑化施設の計上

建築面積ライン内でも、下記の条件を満たしている場合、緑化面積を計上することができます。
断面図をご用意のうえ、事前に緑政土木局緑地維持課(052-972-2465)まで相談してください。

- ・中高木以下を植栽する場合、植栽面から5m以上の空間があれば、建築面積ラインから1m内側まで緑化面積を計上することが可能です。
(高木の場合、中高木として面積を計上しても構いません。)



- ・植物面から10m以上の空間があれば、建築面積ラインから2m内側まで緑化面積を計上することが可能です。



7. 緑化助成制度の紹介

緑のまちづくりを推進するための、各種緑化助成制度について紹介します。助成条件等の内容が事業年度により変更することがありますので、詳細についてはホームページまたは担当機関にて確認してください。

（緑化面積算出の基準が緑化地域と異なる場合もありますので、ご注意ください）

7-1 公的助成制度

名古屋市 民有地緑化助成事業（みどりの補助金）	
条件	市内において、質・量ともに優れた緑化工事（屋上緑化、壁面緑化、地上部緑化、駐車場利緑化、生垣設置）に対して助成を行う制度。 ○助成対象の緑化面積が50㎡以上（生垣設置のみについては延長15m以上）など
内容	○助成金額は、助成対象工事費の2分の1以内で、かつ以下の条件を満たす額 ・屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化の場合は、それぞれにつき助成対象の緑化面積×1.5万円/㎡以内 ・空地（地上部）緑化の場合は、助成対象の緑化面積×1万円/㎡以内 ・生垣設置の場合は、助成対象の生垣延長×5千円/m以内 ○上限金額 500万円 詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。
問合せ先	名古屋市緑政土木局緑地維持課（市役所西庁舎5階） TEL 052-972-2465 名古屋市役所ホームページ http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000008309.html 又は サイト内検索 みどりの補助金 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋緑化基金 建築物等緑化助成制度	
概要	名古屋市内で、新たに壁面・生垣・空地（庭など）の緑化を行う個人又は法人が対象です。 詳細につきましては、下記までお問い合わせください。
問合せ先	公益財団法人 名古屋市みどりの協会 事業部みどりの事業課（鶴舞公園内） TEL 052-731-8590 FAX 052-731-0201

7-2 公的融資制度

名古屋市中企業融資制度	
概要	中小企業の事業活動に必要な資金融資の円滑化を図り、市内中小企業者の健全な発展及び振興に資することを目的とした融資制度。 資金使途の一つである「設備」に緑化施設が該当。 詳細につきましては、下記までお問い合わせください。
問合せ先	名古屋市経済局中小企業振興課（中小企業振興会館） TEL 052-735-2100 FAX 052-735-2104

環境保全・省エネルギー設備資金融資	
概要	公害の防止その他の環境保全対策を実施し、市民の快適な生活環境を確保するために必要とする資金を融資する制度。別途申請により、支払った利子に対して名古屋市が利子補助を行う。 資金使途の一つである「その他の環境保全対策」に緑化が該当。 詳細につきましては、下記までお問い合わせください。
問合せ先	名古屋市環境局大気環境対策課（市役所東庁舎 5 階） TEL 052-972-2674 FAX 052-972-4155

7-3 優良認定の制度

NICE GREEN なごや（名古屋市緑化施設評価認定制度）					
条件	市内の建築物の敷地内などで整備される緑化施設の内容を、市が一定の基準により評価し、ランクを認定する制度です。認定ランクに応じて認定証や認定ラベルが発行されます。 敷地面積に対して、緑化施設の面積の合計が基準緑化率以上であること。				
内容	【運用のしくみ】 - 申請者からの提出資料に基づき、客観的に評価を実施 - 評価の合計点数に応じ、ランクを認定し、認定ラベルを発行 【認定について】 - 評価は☆標準的な緑化、☆☆良好な緑化、☆☆☆優秀な緑化の三段階の評価となっています。 - 評価は緑化地域等の緑化義務のない建築物も認定を受けることができます。 - 評価は既存の建物も受けることができます。 - 評価認定を受けることにより、協力金融機関において一部の住宅ローン商品の金利優遇を受けることができます。 協力金融機関（50 音順） <table border="0"> <tr> <td>銀行</td><td>愛知銀行、中京銀行</td></tr> <tr> <td>信用金庫</td><td>中日信用金庫</td></tr> </table> （金利優遇については各金融機関にご確認ください。） 詳細につきましては、下記までお問い合わせください。	銀行	愛知銀行、中京銀行	信用金庫	中日信用金庫
銀行	愛知銀行、中京銀行				
信用金庫	中日信用金庫				
問合せ先	名古屋市緑政土木局緑地維持課（市役所西庁舎5階） TEL 052-972-2465 名古屋市役所ホームページ http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000008208.html 又は サイト内検索 NICE GREEN 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号				

SEGES（シージェス：社会・環境貢献緑地評価システム）

条件	緑空間の保全・維持・活用などの取組みを活発化させる目的で、企業等によって創出された良質な緑空間とそこでの活動を評価・認定する「緑の認定」制度。 - 申請者が、民間が有する土地で緑地の保全・創出活動に取り組んでいる株式会社、有限会社、社団法人等の事業者や市民団体等であること - 申請場所が、社会や環境改善に貢献することを目指したあらゆる形態の緑地で、合計 300 m²以上であること（設計・施工段階のものは対象外）
内容	【運用のしくみ】 ① 申請者からの事前提出資料に基づき、現地審査を実施 ② 現地審査の結果は、評価委員会で検討され、評価が確定 ③ 評価結果を登録し、認定ラベルを発行 【認定ラベルについて】 - 意欲が評価される Green Stage から高い貢献度を長年維持することで取得できる Superlative Stage まで審議の結果により 5 段階のラベルが発行される - 認定年が表記され、環境報告書やパンフレット、ホームページ、名刺、案内板などに表示することができる - 認定ラベルの発行を受けることによって社会や環境活動へ貢献活動がかたちとして示され、広くアピールできる 詳細につきましては、下記までお問い合わせください。
問合せ先	・公益財団法人都市緑化機構内 SEDES 事務局 TEL 03-5216-7191 FAX 03-5216-7195

8. Q&A

(1) 手続きについて

Q1. 緑化地域に該当しているかどうかは、どのように調べればわかりますか？

インターネットの名古屋市都市計画情報提供サービスで、用途地域等の都市計画情報についてご確認ください。

インターネットが利用できない場合は、用途地域照会窓口（052-972-2797）までお電話ください。

市街化区域はすべて緑化地域の対象です。市街化調整区域についても敷地面積 1000 m²以上の場合、緑のまちづくり条例による規制となるため、申請が必要となります。

Q2. 敷地面積が 300 m²未満です。緑化地域の申請の手続きが何か必要ですか？

敷地面積 300 m²未満の場合、緑化地域の申請手続は不要です。

ただし、地区計画で緑化率が定まっている場合、敷地面積 30 m²以上が対象となりますので名古屋市都市計画情報提供サービスで、地区計画についてご確認ください。地区計画についてのお問い合わせは、住宅都市局都市計画課（052-972-2713）までお願いします。

Q3. 一団の土地を分割して販売し、一敷地が 300 m²未満になった場合は緑化地域の申請対象となりますか？

建築確認申請上の敷地面積で判断するため、対象となりません。（地区計画で緑化率が定められている場合を除く。）

Q4. 机上分筆する場合、対象の敷地面積はどのように判断すればよいですか？

建築確認申請上の敷地面積と同一になります。

Q5. セットバック（道路後退）のある敷地の場合、対象の敷地面積はどのように判断すればよいですか？

建築確認申請上の敷地面積と同一になりますので、セットバック後の敷地面積です。そのため、セットバック部分への緑化は面積計上できませんので、ご注意ください。

Q6. 申請から通知書の交付までに何日かかりますか？

緑化率適合証明等通知書の交付には、緑化率適合証明等申請書を受理してから、通常7日程度（土日祝日を除く）かかります。

緑化施設工事完了確認証明通知書の交付には、緑化施設工事完了届を受理してから、通常4日程度（土日祝日を除く）かかります。

あくまでも目安であり、申請状況によります。また、修正・手直しなどがある場合については、さらに日数が必要になることもあります。建築申請、建築の完了検査の前に、通知書の交付が必要です。余裕をもったスケジュールでの提出をお願いします。

Q7. 申請書、変更届、完了届は、それぞれ何部必要ですか？

緑化率適合証明等申請書、申請書等記載事項変更届について、すべての書類を2部（正1部、副1部）提出してください。

緑化施設工事完了届について、写真は1部、それ以外の書類は計3部（正1部、副2部）提出してください。

Q8. 申請者以外の者が手続きを行う場合、委任状は必要ですか？

委任状は必要ありません。

Q9. 事前相談は必要ですか？

緑化率規制適用除外許可等申請書や緑化施設工事完了延期認定申請書を提出される場合は、必ず事前相談をお願いします。

その他の書類につきましても、事前相談をいただいた場合、申請日から通知日までの日数が短縮される場合もありますので、特に大規模物件等では事前相談をご利用ください。

Q10. 緑化率適合証明等通知書を交付された後に、緑化内容を変更して工事を行うことはできますか？また、変更手続きは必要ですか？

変更することができます。ただし、工事後の緑化率が名古屋市都市計画緑化地域や緑のまちづくり条例で規定する緑化率の最低限度以上でなくてはなりません。

変更手続きの要・不要については「[P21 記載事項変更届の提出基準について](#)」を参照してください。

Q 1 1. 緑化面積は変わらないが、使用する緑化保護資材が変更になる場合、変更手続きは必要ですか？

駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化など、使用される資材や仕様が変更となる場合は、必ず施工前に変更届を提出してください。

Q 1 2. 完了図面は、申請図面と同じものでよいですか？

現地の竣工どおりの図面が必要となります。申請時と変更がなければ同じ図面でも構いませんが、樹木の植栽位置や控除物の変更がある場合、完了図面は正しい位置で記載してください。

Q 1 3. 外構工事で未施工の部分がありますが、完了届を提出できますか？

緑化率の最低限度以上の緑化工事が完了していれば、その他の外構工事（舗装等）が未施工であっても、完了届を提出していただくことができます。

ただし、緑地と舗装の間の縁石等や緑地を保護する車止め等が未施工の状態では、緑地の面積を計上することができない場合がありますので、縁石等の施工が終わってから完了届を提出してください。

Q 1 4. 工事完了後、緑化施設に対する現地確認を行いますか？

現地確認は、建築完了検査の際、建築主事もしくは確認検査機関において行います。

都市緑地法に基づく緑化率の最低限度の定められていない建築物、及び、緑化施設工事完了延期認定を受けた建築物の場合は、緑化施設工事完了届提出後、緑政土木局緑地維持課の職員が現地確認を行います。

(2) 増築について

Q 1. 増築の際も、緑化地域の申請が必要ですか？

基準日「平成 20 年 10 月 31 日」の床面積に対して、1.2 倍を超える場合、緑化地域の申請が必要です。

1.2 倍を超えない範囲の増築であれば、緑化地域の申請は不要ですが、建築確認申請の前に、「緑化率適合証明等申請不要物件概要記入用紙」を提出してください。その際に、建築確認申請の正本と、基準日における床面積の確認ができる書類（建築物の検査済書、登記簿、課税証明など公的なもの）をお持ちください。

なお、指定建蔽率が 80%を超える敷地では、「平成 30 年 4 月 1 日」が基準日となります。

地区計画に関する増築については、個々の地区計画の条例の適用日（公布日）となり、基準日が異なりますので、ご注意ください。

Q 2. 敷地内に別棟を建築します。建物としては新築になりますが、緑化申請は「新築」「増築」どちらが該当しますか？

敷地内増築のため、緑化地域の申請は「増築」が該当します。

Q 3. 過去に緑化地域の申請をした建物で、増築をします。1.2 割を超えない増築であれば、緑化地域の申請は不要ですか？

過去に緑化地域の申請を行っている場合、増築割合にかかわらず、緑化地域の申請が必要になります。

Q 4. 過去に「緑化協議」をしている場合の増築は、どのような手続きが必要ですか？

緑化協議は緑化地域制度に移行しました。

基準日「平成 20 年 10 月 31 日」の床面積に対して、1.2 倍を超える場合、緑化地域の申請が必要です。指定建蔽率が 80%を超える敷地では、「平成 30 年 4 月 1 日」が基準日となります。地区計画の場合、個々の地区計画の条例の適用日（公布日）となり、地区計画ごとに基準日が異なります。

緑化協議と緑化地域制度では、緑化面積の計算方法が異なりますので、申請をする場合は、「[P74 緑化面積の計算方法](#)」をご確認ください。

※緑化協議：H20 年度以前に、大規模な工場や商業施設で一定割合の緑化率を満たすように協議していた制度。

(3) 緑化率について

Q1. 緑化率はどのように調べればわかりますか？

最初に名古屋市都市計画情報提供サービス等で、市街化区域か市街化調整区域か、指定建蔽率は何%か、地区計画で緑化率が定められている区域かどうかをお調べください。

市街化区域内の緑化率は下記の通りです。角地等により建築基準法の建蔽率の緩和が受けられる場合は、緩和後の建蔽率に基づきます。建蔽率の緩和が受けられるかどうかは、建築審査機関にご確認ください。

建蔽率 ※	確認申請上の敷地面積	緑化率
50%以下	300 ㎡以上	20%
50%超～60%以下	300 ㎡以上	15%
60%超	500 ㎡以上	10%

※緩和後の建蔽率

市街化調整区域であれば敷地面積 1000 ㎡以上の場合、20%の緑化が必要です。

地区計画で緑化率が定まっている場合、敷地面積 30 ㎡以上が対象となりますので住宅都市局都市計画課（052-972-2713）までお問い合わせください。

Q2. 指定建蔽率 60%、敷地面積 400 ㎡です。緑化率は何%ですか？

建蔽率の緩和がない場合は、緑化率 15%です。

建蔽率の緩和があり、建蔽率が 70%以上になる場合、敷地面積 500 ㎡未満については緑化地域の申請手続は不要になります。建蔽率の緩和が受けられるかどうかを建築審査機関にご確認ください。

Q3. 緑化地域の緑化率の最低限度は 10%、地区計画の緑化率は 15%の敷地の場合、どちらの緑化率に適合する必要がありますか？

二つの異なる緑化規制がある場合、それぞれの制度に適合する必要があるため、より高い方の緑化率（今回の事例の場合 15%）を満たす必要があります。

Q4. 指定建蔽率 60%以下と 60%超の区域にまたがっている場合、敷地面積 500 m²以上が対象ですか？

敷地面積の過半を占める用途地域（建蔽率）の規定が適用されるため、60%以下の敷地の方が広い場合、300 m²以上が対象になります。

例①：敷地面積 350 m²（建蔽 60%：200 m²、建蔽 80%：150 m²）の場合
⇒対象面積が 300 m²以上のため、緑化地域の申請が必要

例②：敷地面積 350 m²（建蔽 60%：150 m²、建蔽 80%：200 m²）の場合
⇒対象面積が 500 m²以上のため、緑化地域の申請が不要

詳しくは、「P9 建築申請上の敷地規模について」をご確認ください。

Q5. 指定建蔽率の違う2つの用途地域にわたる場合、緑化率は何%ですか？

各々の区域における緑化率を加重平均した値になります。

例：敷地面積 350 m²（建蔽 60%：200 m²、建蔽 80%：150 m²）の場合
(200×15%+150×10%)÷350=12.85% ⇒ 12.9%

第2位以下切り上げ小数点以下第1位まで

また、緑化地域の区域と建築物の緑化率に関する制限が定められていない区域（市外・市街化調整区域）とにわたる場合には、後者の緑化率の最低限度を0として加重平均した値となります。

申請時には、配置図に区域線を記入し、敷地毎の面積と緑化率の最低限度を明示し、敷地全体の緑化率の最低限度がわかる計算式を記入してください。

詳しくは、「P10 敷地が制限の異なる区域にまたがる場合について」をご確認ください。

(4) 緑化計画について

Q1. 緑化計画の際に注意する点はありますか？

高木、中高木を植栽する場合、十分に成長できる空間が必要になります。植物図鑑などで、成長後の大きさをご確認ください。

植栽密度について適切な配置になるよう、低木は1～9本/㎡（標準4本/㎡）、生垣は2～4本/m（標準4本/1.2m）、壁面緑化用ツル植物は3～5本/m（標準4本/m）を目安に植栽してください。芝は7分張り以上植栽してください。地被植物は種類や苗の大きさに応じて基本的に16株/㎡以上を密植してください。（ただし、セダム、タマリユウ、ジャノヒゲは36株/㎡以上とします。）

また、芝や地被植物を植栽する場合、車両が乗り入れない構造になっていることが必要です。乗り入れ防止として低木の植栽帯や車止め、あるいは段差10cm程度の縁石を設置するなど、植物保護の対応を行ってください。

Q2. 芝生のみ緑化でも認められますか？

植物の種類は問いませんので、芝生のみ緑化も認められます。ただし、芝生は芝刈、除草、水やりなど、維持管理コストがかかります。

維持管理コストを抑えたい場合、管理の容易な樹木や地被植物による緑化をご検討ください。

Q3. 建物の陰になる場所に、植物を植えても良いですか？

設置した緑化施設は、継続して維持管理する必要があります。日陰に強い植物と弱い植物がありますので、日陰に強い植物を選んで植栽してください。

芝生は日陰に弱い植物です。特に建物と建物に挟まれた暗い日陰に芝生を植えても枯れてしまいますので、日陰に強い植物をご検討ください。

Q4. 花壇や菜園も、緑化として認められますか？

年に6ヶ月以上の植え付けを条件に、面積計上できます。

完了時に、土壌厚さ15cm以上の土壌改良を写真確認します。また花壇の場合、原則として植え付け（播種、球根植え付けも可）がされていることが必要です。

Q5. 種子吹付や播種も、緑化として認められますか？

認められます。ただし完了時に、資材の仕様（単位当りの必要播種量）のわかるカタログ等と施工時の散布種子量及び施工状況が確認できる写真を提出してください。

(5) 面積計算について

Q1. ベランダの緑化は緑化面積に計上できますか？

ベランダの形状は多種多様ですが、屋外とみなされる部分の緑化は緑化面積に計上することができます。事前に緑政土木局緑地維持課（052-972-2465）まで、ご相談ください。

Q2. つる性植物が植栽基盤からはみ出している部分は、緑化面積に計上できますか。

植栽基盤の大きさに係わらず、実際に植物に覆われている部分の水平投影面積を計上することができます。ただし、アサガオなど1年草での緑化は、計上することができません。

Q3. みなし樹冠で樹木の緑化面積を計算する場合、樹木の種類は関係ありますか？

樹木の種類は関係ありません。みなし樹冠での計算は、樹高のみが関係します。ただし、高さ1m未満の樹木とタケ類・草木類はみなし樹冠の計上はできませんので、低木扱いになります。

ヤシ・ドラセナ・サボテンなどの特殊樹については、種類により扱いが異なるため、事前に緑政土木局緑地維持課（052-972-2465）までご相談ください。

Q4. 駐車場緑化で、製品緑化率 100%の緑化補助資材を使用する場合、そのまま緑化面積を計上してもよいですか？

駐車場と駐輪場の緑化の場合、製品緑化率が 100%の緑化補助資材を使用される場合であっても、緑化面積として計上できるのは、下記の通りです。

施工面積×0.8＝緑化面積 （※製品緑化率 64%以上～100%）

ただし、芝生広場等の車両や自転車が通行しない場所に使用する場合、製品緑化率 100%の緑化補助資材であれば、そのまま緑化の面積に計上することができます。

なお、製品緑化率 64%未満の緑化補助資材の場合、下記になりますのでご注意ください。

施工面積×製品緑化率×1.25＝緑化面積 （※製品緑化率 64%未満）

(6) 維持管理について

Q1. どのような維持管理が必要ですか？

樹木の場合、剪定や刈込（年1回程度）、落ち葉清掃が必要です。

地被植物の場合、刈込（年1回程度）や除草、夏期の水やりが必要ですが、維持管理が容易な種類を選べば、ほとんど維持管理は必要ありません。

芝生の場合、芝刈（年3～5回）や除草、夏期の水やりが必要です。

Q2. 別の植物に植え替えることはできますか？

可能です。ただし、みなし樹冠の水平投影面積で緑化面積を計上している場合、植え替え後の樹木の大きさによって、面積が減少してしまう場合がありますので、緑化率の最低限度を満たすようにご注意ください。

Q3. 植物が枯れてしまいました。植え替えが必要ですか？

緑化について適正に維持管理することが定められています。植物が枯れてしまったことにより緑化率の最低限度を満たせなくなる場合は、植え替えをお願いします。枯れてしまった植物は緑化面積に計上することができません。

Q4. 芝生に雑草が生えてしまいました。どうすればよいですか？

雑草地は、緑化面積に計上できませんので、植え替えをお願いします。

Q5. マンションの専用庭など個人が管理する部分は、どのように緑を維持していけばよいですか？

購入者に緑を保全する義務があることを説明した上で、売買契約を行う必要があります。

Q6. 既に緑化されている建築物を購入した場合、購入後は何%の緑化が必要になりますか？

緑化地域制度の施行日（平成20年10月31日）以前に建てられた建築物を購入した場合は、緑化の義務はありません。次回、新築や増築を行う際に緑化が義務付けられます。

緑化地域制度の施行日以降に着工した建築物を購入した場合は、名古屋市都市計画緑化地域や緑のまちづくり条例で規定する緑化率の最低限度以上の緑化が必要になります。

例えば、緑化率の最低限度が20%の場合は、購入後も20%以上の緑化の維持保全が必要となります。

また、同様の建築物で、購入前の所有者が自主的に20%を上回る緑化を行っていた場合、義務付けられる緑化は20%ですが、購入時の緑化をできる限り維持するよう心がけてください。

Q7. 過去に緑化地域の申請をしている物件について、一部の樹木を抜いたり、一部の植栽帯をなくしたりすることは可能ですか？

名古屋市都市計画緑化地域や緑のまちづくり条例で規定する緑化率の最低限度を満たす範囲内であれば、緑化施設が減少しても問題ありません。しかし、緑化率の最低限度を下回る場合は違反となり罰則が適用されますので、別の箇所を新たに緑化する等の方法で、緑化率を満たすようにしてください。

緑化率適合証明等通知書や緑化施設工事完了確認通知書にて、緑化率の最低限度をご確認ください。また、緑化率の最低限度がわからない場合は、緑政土木局緑地維持課(052-972-2465)へお問い合わせ下さい。

なお、別の箇所を新たに緑化する場合、図面をご用意のうえ、窓口にてご相談ください。

(7) その他

Q 1. 駐車場を造る場合、緑化申請は必要ですか？

確認申請を伴う建築物の新築又は増築を行わない場合、緑化申請は不要です。

Q 2. 建築物の「用途変更」のみを行う計画の場合、緑化申請は必要ですか？

不要です。ただし、確認申請を伴う増築などを行う場合は、緑化申請が必要です。

Q 3. 過去に申請した緑化施設の内容を確認することはできますか？

工事完了届を提出後、10 年間は申請書類を保存しています。ただし、執務室内に保管をしていない書類が多いため、事前に緑政土木局緑地維持課と調整の上、閲覧にお越しく下さい。申請者本人の場合は、本人確認のできる書類を持参の上、閲覧にお越しく下さい。代理人の場合は委任状と代理人の本人確認のできる書類があれば閲覧可能です。図面の複写が必要な場合は、申請番号をご確認のうえ、情報公開請求制度をご利用いただきます。必要に応じて、緑政土木局緑地維持課(052-972-2465)へお問合せください。

Q 4. 建売住宅などで、かし担保期間に植栽が枯れてしまった場合は、誰の責任になりますか？

個々の売買契約の内容によります。

9. チェックリスト

計画時		チェック
全体	緑化率の最低限度は正しいですか？ ※地区計画がある、建蔽率の緩和があるなど、条件によって緑化率の最低限度が異なりますので、確認をお願いします。	
植物	維持管理について考慮された植栽計画になっていますか？ ※施工費は安価でも、維持管理費は高額となる植物があります。（例：芝生） 維持管理のコストまで考慮したうえで、維持管理しやすい植物を選んでください。	
	植物の特性にあわせた計画になっていますか？ ※日陰では、生育が難しい植物が多いため、建物の陰になる部分では、耐陰性のある植物を選んでください。	
施設等	植栽基盤（植栽帯）のスペースは十分に確保されていますか？ ※植栽基盤（植栽帯）の幅員は、低木は50cm以上、高木は1m以上が望ましいです。	
	植物の生育のために十分な土壌厚を確保できますか？ ※植物の根の生育範囲は、植物の地上部の大きさに比例します。植物の生育に必要な客土厚を確保できるか確認をお願いします。	
	灌水施設はありますか？ ※樹木の多くは活着した後は雨だけで生育が見込めますが、芝など夏期に灌水が必要な植物もありますので、灌水施設の設置も検討してください。	
	【芝や地被植物がある場合】 車輛が乗り入れる可能性がある箇所の植物保護対策はありますか？ ※低木植栽帯、車止め、縁石設置による10cm程度の段差等が必要です。	
	【屋上緑化の場合】 耐荷重、自動灌水施設、排水口の維持管理などについて検討されていますか？	
	【壁面緑化の場合】 耐荷重、緑化補助資材と植物の組み合わせについて検討されていますか？	
	【駐車場緑化の場合】 保護資材について、駐車場の利用頻度を考慮した計画になっていますか？	
緑化面積	緑化率の最低限度に対して、余裕のある植栽計画になっていますか？ ※完了時には、植栽基盤や芝生などの中にある構造物を緑化面積から控除しますので、その分を考慮した計画にしてください。	

申請時		チェック
全体	全ての書類について、正本1部、副本1部ありますか？ ※副本は通知書を添付して返却しますので、コピーで構いません。	
申請書	【区画整理事業地内の場合】 地名地番の欄に、仮換地（保留地）の街区番号、仮地番を記入してありますか？	
	【地区計画で緑化率が定められている場合】 用途地域等の欄に、該当する地区計画名称と該当地区名を記入してありますか？	
	緑化施設の面積と緑化率は、概要書と整合がとれていますか？	
概要書	緑化面積を計上する項目は、図面の面積計算と整合がとれていますか？	
	面積は小数点以下2桁目を切り捨て、小数点以下1桁までで記入していますか？	
用途 地域図	都市計画情報は表示されていますか？ ※名古屋市都市計画情報提供サービスを使用する場合、該当地点をクリックし、情報が表示されていることを確認の上、印刷してください。	
	当該地を赤枠で囲っていますか？	
図面	縮尺は正しいですか？	
	建築面積ラインを赤線で枠取りしてありますか？	
	【耐火建築等で建蔽率の緩和を受ける場合】 すべての建築物に「耐火建築物」「耐火建築物等」「準耐火建築物」「準耐火建築物等」と記入してありますか？	
	【角地等で建蔽率の緩和を受ける場合】 道路幅員と敷地境界の延長及びその根拠は記入してありますか？	
	【緑化率の最低限度が異なる区域に敷地がわたる場合】 区域線を記入し、敷地毎の面積と緑化率の最低限度を明示し、敷地全体の緑化率の最低限度がわかる計算式を記入していますか？	
	【増築がある場合】 増築割合のわかる計算式は記入してありますか？	
	緑化面積に計上する植物は、緑色系で着色してありますか？ ※敷地外や、建築面積ライン内は着色しないでください。	
	樹木の高さは明記してありますか？	
	みなし樹冠の大きさは正しいですか？	
	樹木の幹芯は、バルコニーや庇などより外側にありますか？	

図面	【低木がある場合】 植栽密度は記入してありますか？ ※植付時の葉張りに応じた適切な植栽密度を記入してください。	
	【地被植物がある場合】 植栽密度は記入してありますか？ 車輛が乗り入れる可能性がある箇所の植物保護対策はありますか？ ※車輛乗り入れが可能な箇所は、低木植栽帯、車止め、10cm程度の段差を明記してください。	
	【芝がある場合】 「全張り」又は「7分張り以上」と記入してありますか？ 車輛が乗り入れる可能性がある箇所の植物保護対策はありますか？ ※車輛乗り入れが可能な箇所は、低木植栽帯、車止め、10cm程度の段差を明記してください。	
	【壁面緑化がある場合】 施工位置を図示してありますか？	
	【緑化保護資材を使用した駐車場緑化がある場合】 ※緑化面積について、製品緑化率64%以上の時は面積×0.8、 製品緑化率64%未満の時は面積×製品緑化率×1.25になっていますか？ 芝生は全張りとして記入してありますか？	
	【既存緑地がある場合】 既存の緑地部分に「既存」と記入してありますか？	
	面積の計算方法は記入されていますか？ ※CADの場合、「CAD求積」と明示してください。 その他の場合、幅員や延長などの寸法を適宜記入し、計算式を記入してください。	
	【土留を計上している場合】 延長×幅を記入して算出されていますか？	
	面積計算書はありますか？ ※緑化施設の計算が複雑な場合、概要書の分類と同じ記号を使用して、 ②-1 Om²、②-2 Om²、… ②合計 Om² と記入してください。	
詳細図	【屋上緑化を行う場合】 断面図や屋上緑化詳細図を添付していますか？	
	【屋上緑化でパレット・パネル等を使用する場合】 パレットの緑化部分の一枚当たりの緑化面積（外寸の縦×横）×枚数で緑化面積を計上していますか？	
	【壁面緑化がある場合】 断面図、立面図、壁面緑化詳細図を添付し、樹種と植栽密度を明記していますか？ ※つる性の植物を利用する場合は、3株/m以上必要です。	
カタログ など	【緑化補助資等材を使用する場合】 仕様が確認できるカタログなどの写しを添付していますか？	
写真	【既存緑地を含む場合】 最新の状況写真を貼付していますか？	

変更時		チェック
全体	全ての書類について、正本1部、副本1部ありますか？ ※副本は返却しますので、コピーで構いません。	
	植栽計画を変更する場合、施工前に提出していますか？ ※変更内容が認められない場合もありますので、副本返却後に、現場施工を行ってください。	
申請書	届出者の住所、氏名、電話番号は変更前の内容で記入していますか？ ※届出者が亡くなった場合や、法人の代表者変更については、変更後の方で構いません。	
	建物名称、地名地番、敷地面積は変更後の内容で記入していますか？	
カタログ	【緑化補助資材等を変更する場合】 仕様が確認できるカタログなどの写しを添付していますか？	

完了時		チェック
全体	写真以外の書類について、正本1部、副本2部ありますか？（条例の場合は、正1部、副1部） ※副本は通知書を添付して返却しますので、コピーで構いません。 写真は正本のみ添付してください。	
完了届	緑化施設の面積は緑化率は、概要書と整合がとれていますか？	
概要書	緑化面積を計上する項目は、図面の面積計算と整合がとれていますか？	
	面積は小数点以下2桁目を切り捨て、小数点以下1桁までで記入していますか？	
図面	縮尺は正しいですか？	
	建築面積ラインを赤線で枠取りしてありますか？	
	緑化面積に計上する植物は緑色系で着色してありますか？ ※敷地外や、建築面積ライン内は着色しないでください。	
	樹木などの植栽位置について、現地と差異はありませんか？	
	樹木の高さは明記してありますか？	
	みなし樹冠の大きさは正しいですか？	
	樹木の幹芯は、バルコニーや庇などより外側にありますか？	
	現地測量による植栽基盤などの寸法と面積になっていますか？	
	【低木がある場合】 植栽密度は記入してありますか？ ※植付時の葉張りに応じた適切な植栽密度が必要です。	
	【地被植物がある場合】 植栽密度は記入してありますか？ 車輛が乗り入れる可能性がある箇所の植物保護対策はありますか？ ※車輛乗り入れが可能な箇所は、低木植栽帯、車止め、10cm程度の段差を明記してください。	
	【芝がある場合】 「全張り」又は「7分張り以上」と記入してありますか？ 車輛が乗り入れる可能性がある箇所の植物保護対策はありますか？ ※車輛乗り入れが可能な箇所は、低木植栽帯、車止め、10cm程度の段差を明記してください。	
	【壁面緑化がある場合】 施工位置を図示してありますか？	
	【緑化保護資材を使用した駐車場緑化がある場合】 ※緑化面積について、製品緑化率64%以上の時は面積×0.8、 製品緑化率64%未満の時は面積×製品緑化率×1.25になっていますか？ 芝生は全張りとして記入してありますか？	

図面	【既存緑地がある場合】 既存の緑地部分に「既存」と記入してありますか？	
	面積の計算方法は記入されていますか？ ※CADの場合、「CAD求積」と明示してください。 その他の場合、幅員や延長などの寸法を適宜記入し、計算式を記入してください。	
	【土留を計上している場合】 延長×幅を記入して算出されていますか？	
	植栽基盤や芝生などの中に構造物等（桟、灯具の基礎、景石など）がある場合、緑化面積から控除していますか？	
	面積計算書はありますか？ ※緑化施設の計算が複雑な場合、概要書の分類と同じ記号を使用して、 ②-1 Om、②-2 Om、… ②合計 Om と記入してください。	
	写真撮影位置（写真番号）は記入してありますか？ ※未撮影の箇所、方向がないようにしてください。	
写真	写真番号は図面と整合がとれていますか？	
	緑化面積算定の根拠となっている樹木について、高さや本数が確認できる写真はありますか？	
	緑化面積算定の根拠となっている植栽基盤や芝生について、植栽地の端部まで確認できる写真はありますか？ また、工事用資材や余った緑化用材料などで隠れて、写っていない部分はありますか？	
	【芝生がある場合】 目土、敷均し、転圧、散水まで完了している写真ですか？	
	【芝生や地被植物の植物保護対策がある場合】 車止めや縁石の設置位置や、縁石の段差の高さが確認できる写真ですか？	
	【花壇や菜園がある場合】 完了時に植栽できない場合、草花などが生育するための土壌であることがわかる客土補充や土壌改良の状況と土壌厚さの写真はありますか？	
	【屋上緑化がある場合】 設置状況がわかる写真はありますか？ パネル又はトレイを使用している場合、使用枚数がわかる写真はありますか？	
	【屋上緑化がある場合】 灌水施設の設置状況の写真はありますか？	
	【壁面緑化がある場合】 壁面への固定方法がわかる写真はありますか？	
	【緑化保護資材を使用した駐車場緑化がある場合】 完了写真のほかに、緑化保護資材の設置状況がわかる写真はありますか？	
	【種子吹付や播種を行う場合】 完了写真のほかに、施工時の散布種子量及び施工状況がわかる写真はありますか？	
	【既存緑地を含む場合】 既存緑地の最新の現況写真はありますか？ ※生育不良の箇所について、面積計上することができませんの注意してください。 良好な維持保全がされていることを確認できるよう、除草後の写真を提出してください。	
カタログ など	【種子吹付や播種を行う場合】 資材の仕様（単位当たりの必要播種量）のわかるカタログはありますか？	

10. 緑化地域制度・緑化地域制度マニュアルの改正概要

●平成 25 年 4 月 1 日の改正点

○駐車場緑化の緑化面積の算定方法の改正

緑化保護資材を使用する場合の面積算定方法を改正しました。

車両下部分(タイヤに踏まれにくい中央部分)を緑化保護資材なしで緑化する場合の形状寸法の上限を定めました。(P82 参照)

●平成 29 年 6 月 15 日の改正点

○緑化制度における「農地」の緑化面積への計上の改正

業として生産する農地や菜園も、花壇(S4)として緑地面積への計上が可能となりました。

(P84 参照)

●平成 30 年 4 月 1 日の主な改正点（都市緑地法改正の施行日 平成 30 年 4 月 1 日）

○平成 30 年 4 月 1 日から、市街化区域内の対象建築物は、これまでと対象敷地面積及び緑化率の最低限度に変更はありませんが、根拠法令が都市緑地法の規制になります。

ただし、増築については一部取り扱いが異なります。(P4 参照)

○壁面緑化の緑化面積の参入方法の変更

これまで、壁面緑化の参入にあたり高さ 1m までの高さ制限がありましたが、算入高さについて上限はなくなりました。算入できる高さの変更に合わせて、壁面緑化の使用に対して、新たに基準を設けていますのでご注意ください。(P88 参照)

●平成 31 年 4 月 1 日の主な改正点

○一団地の敷地における事務手続き

期間を分け複数の建築確認を申請する場合での、各建築物が竣工した際の取り扱いが異なります。(「緑化地域制度マニュアル【③法律・解説編】」参照)

●令和元年 7 月 1 日の主な改正点（建築基準法改正の施行日 令和元年 6 月 25 日）

○防火地域や準防火地域における延焼防止性能の高い建築物について、建蔽率の緩和

防火地域内の耐火建築物等及び、準防火地域内の耐火建築物等又は準耐火建築物等について建蔽率が 10% 緩和されます。(P8 参照)

●令和2年4月1日の主な改正点

○工場立地法対象物件の事務手続き

申請時に必要な添付書類を追加しました。(P16 参照)

●令和2年12月1日の改正点

○押印の廃止

●令和4年4月1日の主な改正点

○緑化地域制度マニュアルの分冊化と構成の見直し

「①申請手続編」「②植物・施工事例編」「③法律・解説編」に分冊化し、構成を見直しました。

○夏期における緑化工事の延期認定条件

8月1日から9月30日までに建築工事完了予定の物件について、延期認定の対象としました。
(P24 参照)

○壁面緑化の変更

壁面緑化の資材について新たに基準を設けていますので、ご注意ください。(P88 参照)
特殊な壁面緑化について、条件を緩和しました。(P90・92 参照)

○建築面積ライン内での緑化施設の計上の変更

一定条件を満たす場合、建築面積ライン内であっても、屋外として緑化施設の面積が計上できるよう基準を緩和しました。(P93 参照)

11. 語句の説明

	語 句	よみ	説 明
ア行	屋内、屋外	おくない、おくがい	建築基準法施行令第2条第1項第2号に示される、建築面積に算入される部分を屋内、それ以外を屋外とします。ただし、一定の条件を満たせば建築面積に算入される部分も屋外とします。(P93 参照)
	枝張 【略称：W】	えだばり	完了検査における樹木の四方面に伸長した枝の幅をいいます。一部の突出した枝は含みません。
力行	外壁	がいへき	建築物の屋内と屋外を区別する壁で屋外に面した壁で、常に風雨にさらされている部分とします。
	花壇	かだん	「草花」を植えるために、土を盛り上げたり仕切りを設けたりしたものです。緑化面積に計上するには、年間を通じて、適宜植替えなどを行うことにより、おおむね6ヶ月以上は植物が植えられた状態にあることが必要です。
	草花	くさばな	適宜植替えが必要となる下記のような植物を「草花」と規定します。 ・パンジーやコスモスのように、1年で枯れてタネをつくる植物（1、2年草） ・キクやフクジュソウのように、冬には地上部が枯れ、毎年一定の時期に芽を出して花を咲かせる植物（宿根草花） ・チューリップのように、毎年地上部が枯れ、球根をつくる植物（球根草花）
サ行	樹冠	じゅかん	樹木の枝により形づくられる外郭線に囲まれた部分を、水平面（地面）に投影した面積です。枝を基準とするため、落葉により変化することはありません。
	樹木	じゅもく	地上部の一部が木質化している植物で、一般的に「木」と呼ばれているものに加え、タケ類も含みます。 樹木については、次のように定義します。 ・高木　：高さが4.0m以上の樹木 ・中高木：高さが2.5m以上、4.0m未満の樹木 ・中木　：高さが1.0m以上、2.5m未満の樹木 ・低木　：高さが1.0m未満の樹木及びタケ類 ※タケ類は高さに関わらず、すべて低木になります。
	樹木の高さ、樹高 【略称：H】	じゅもくのたかさ、じゅこう	完了検査における樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいいます。一部の突出した枝は含みません。

	語 句	よみ	意 味
サ行	植栽基盤	しょくさいきばん	植物が生育するための土壌その他の資材（屋上緑化資材等）で覆われている部分です。
	新築	しんちく	更地に建築物を新たに建てること、または、既存の建築物を除去して新たに建て替えることを新築とします。一定面積以上の敷地で新築する場合、緑化地域制度の対象になります。
	水平投影面積	すいへいとうえいめんせき	真上から光を当てたときに水平面に映る影の部分の面積です。
	増築	そうちく	既存の建築物の床面積を増加させることを増築とします。（面積が減少する場合も含みます。）一定面積以上の敷地で増築する場合、増築後の延べ床面積が緑化地域制度の施行日（平成 20 年 10 月 31 日）における床面積の 1.2 倍を超える場合、緑化地域制度の対象になります。なお、改築は緑化地域制度の対象になりません。
タ行	地被植物	ちひしょくぶつ	地表面を低く被う植物（芝、ササ類、コケ類、リュウノヒゲ等）や、つる性植物（カロライナジャスミン、ナツツタ等）で、1～2 年で枯れずに長年成長し続ける植物を指します。
ハ行	葉張 【略称：W】	はばり	完了検査における樹木の四方面に伸長した枝の葉の幅をいいます。一部の突出した枝の葉は含みません。
ウ行	緑化施設	りよっかしせつ	植栽、花壇その他の緑化のための施設、敷地内の保全された樹木及びこれらに付随して設けられる園路、土留その他の施設のことです。
	緑化の種類	りよっかのしゅるい	都市緑地法施行規則第 9 条において掲げられる「緑化施設の区分」を「緑化の種類」と表記します。緑化の種類は「6. 緑化面積の計算方法」で説明する 7 種類に分類されます。
	緑化面積	りよっかめんせき	都市緑地法施行規則第 9 条において掲げられる「緑化施設の面積」を「緑化面積」と表記します。緑化面積は「6. 緑化面積の計算方法」で説明する計算方法により算出されます。
	緑化率	りよっかりつ	敷地面積に対する緑化面積の割合です。名古屋市の緑化地域制度では、各用途地域に定められた指定建蔽率に応じて、10%～20%の範囲で段階的に緑化率の最低限度が定められています。